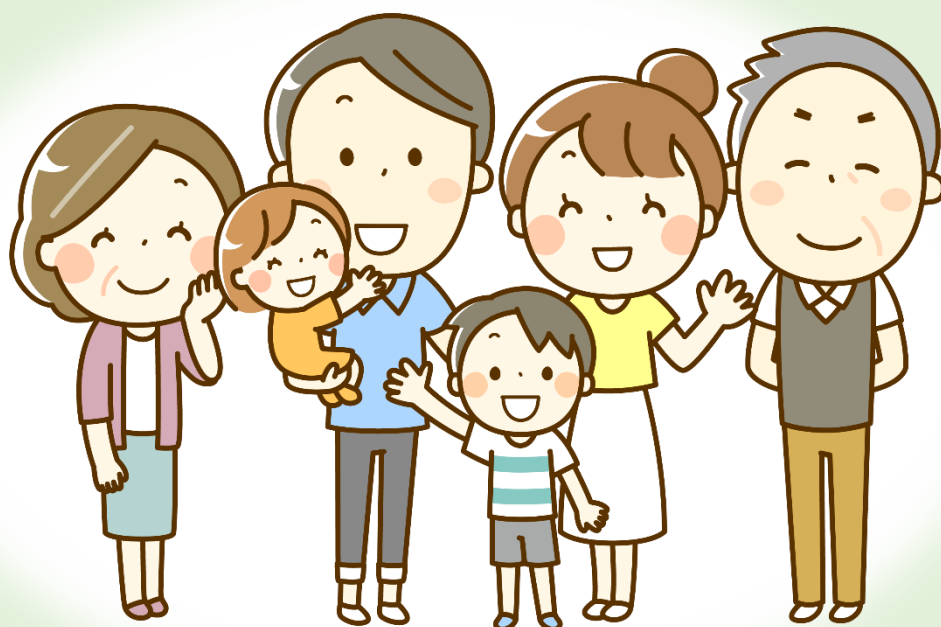


白石町こども計画(第3期)

(白石町子どもの未来応援計画)



令和7年3月

白 石 町

目 次

第1章 計画の基本事項	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画の対象	4
第4節 計画の期間	5
第5節 計画の策定体制	5
第2章 白石町の子ども・子育てを取り巻く環境	6
第1節 統計データからみたこどもを取り巻く状況	6
第2節 子育て支援の状況	12
第3節 将来人口推計	17
第4節 アンケート結果からみたこどもを取り巻く状況	19
第5節 こども・若者意見聴取の結果概要	39
第6節 第2期「白石町子ども・子育て支援事業計画」の実施状況	44
第7節 白石町の子ども・子育て支援の課題	46
第3章 計画の基本的な考え方	47
第1節 計画の基本理念	47
第2節 基本目標	47
第3節 施策体系	48
第4章 子ども・子育て支援事業計画	49
第1節 子ども・子育て支援サービスの全体像	49
第2節 教育・保育提供区域の設定	50
第3節 保育の必要性の認定について	52
第4節 子ども・子育て支援給付	53
第5節 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保の方策	55
第6節 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保の方策	58
第7節 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保	71
第8節 関連施策の展開	72
第5章 次世代育成支援行動計画	74
第1節 次世代育成支援行動計画の評価	74
第2節 各種施策の実施状況や今後の展開	75

第6章 白石町子どもの未来応援計画.....	97
第1節 はじめに.....	97
第2節 計画の基本的な考え方.....	98
第3節 こどもを取り巻く状況.....	99
第7章 計画の推進体制	110
第1節 市町村等の責務	110
第2節 計画の推進に向けた役割	110
第3節 計画の推進に向けた3つの連携.....	112
資料編.....	114
1 策定経過.....	114
2 白石町子ども・子育て会議条例.....	115
3 白石町子ども・子育て会議委員名簿	116

「こども」表記について

本計画では、こども基本法の基本理念を踏まえ、原則として「子ども」ではなく、「こども」としています。ただし、法令に根拠がある用語のほか、アンケートの質問項目等を引用する場合、既存の事業名や固有名詞として用いる場合などは「子ども」を用いています。

第1章 計画の基本事項

第1節 計画策定の趣旨

国においては、依然続く少子化の進行や待機児童の問題、多様化する子育てに関する諸問題に対応するため、令和3年12月に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて(こどもまんなか社会)、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための新たな司令塔として、令和5年4月に『こども家庭庁』が創設されました。

さらに、令和5年1月に『異次元の少子化対策』として「児童手当など経済的支援の強化、学童保育や病児保育、産後ケアなどの支援拡充」、「働き方改革の推進」などが掲げられるなど、子ども・子育てを取り巻く環境は日々目まぐるしく変化しています。

全国的に急速な少子高齢化に歯止めがかからない状態が続く中で、白石町(以下「本町」という。)では依然として人口の減少、特にこどもの人口減少が大きな課題となっています。一方、女性のフルタイムでの就労の増加から、保育ニーズのさらなる高まりを受け、サービス基盤の強化、待機児童対策は急務となっています。

本町においては、「子ども・子育て支援法」の趣旨を踏まえた「白石町子ども・子育て支援事業計画」を継承し、令和2年度に「第2期白石町子ども・子育て支援事業計画(白石町子どもの未来応援計画)」を策定し、子育て環境の計画的な整備に取り組んできました。

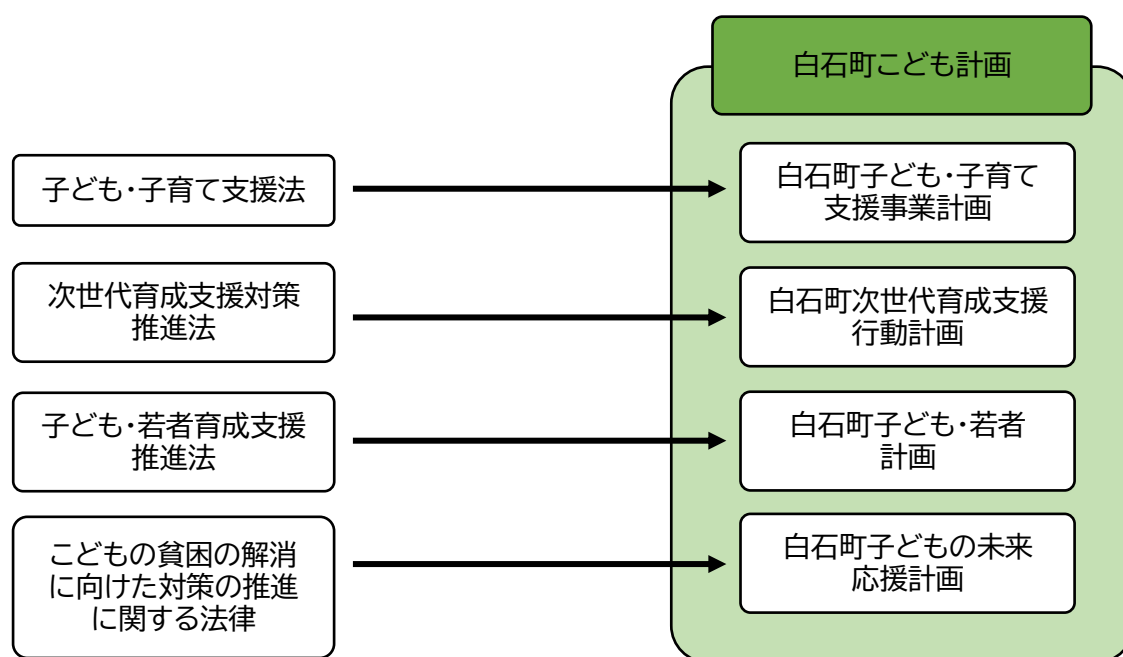
今回、「第2期白石町子ども・子育て支援事業計画(白石町子どもの未来応援計画)」が令和6年度で計画期間満了を迎えることから、これまでの取組の成果や課題の分析等を行った上で、本町の最上位計画である「第3次白石町総合計画」等との整合を図りながら、子育て環境の整備などを着実に推進するため令和7年度を初年度とする「白石町こども計画(第3期)(白石町子どもの未来応援計画)」(以下「本計画」という。)を策定します。

本計画は「子供の貧困対策に関する大綱」及び「佐賀県子どもの貧困対策推進計画」を勘案して定める子どもの貧困対策計画を内包するとともに、令和5年4月に施行された「こども基本法」及び、こども施策を総合的に推進するための基本的な方針、重要事項をまとめた「こども大綱」が令和5年12月に定められ、地方公共団体はそれらを勘案した「こども計画」の策定に努めることとされたことから、「こども・若者計画」も包含して計画的に推進していくこととします。

第2節 計画の位置づけ

1. 法令的根拠

本計画は、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」としてこども大綱を勘案するとともに、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項に定める「市町村行動計画」、「子ども・若者育成支援推進法」第9条第2項に定める「市町村子ども・若者計画」及び「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条第2項において、市町村の努力義務として定められている「市町村こどもの貧困の解消に向けた対策計画」を一体的なものとして策定しています。



◆「子ども・子育て支援法」第61条第1項

市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

◆「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項

市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定することができる。

◆「子ども・若者育成支援推進法」第9条第2項

市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱(都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画)を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画(次項において「市町村子ども・若者計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

◆「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条第2項

市町村は、大綱(都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画)を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画(次項において「市町村計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2. 「こども大綱」について

令和5年12月22日に、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。市町村においてこども計画の策定を進めるに当たっては、「こども大綱」を勘案する必要があります。

「こども大綱」では、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」を目指すこととしています。

こどもをまんなかにした計画

目指すべき子ども・子育ての地域ビジョン



こどもをまんなか

地域の様々な主体の視点

実効性の確保とPDCAサイクル

「子どもの権利条約」4つの原則



生命、生存及び発達に
対する権利
(命を守られ成長できること)



子どもの最善の利益
(子どもにとって最もよいこと)



子どもの意見の尊重
(意見を表明し参加できること)



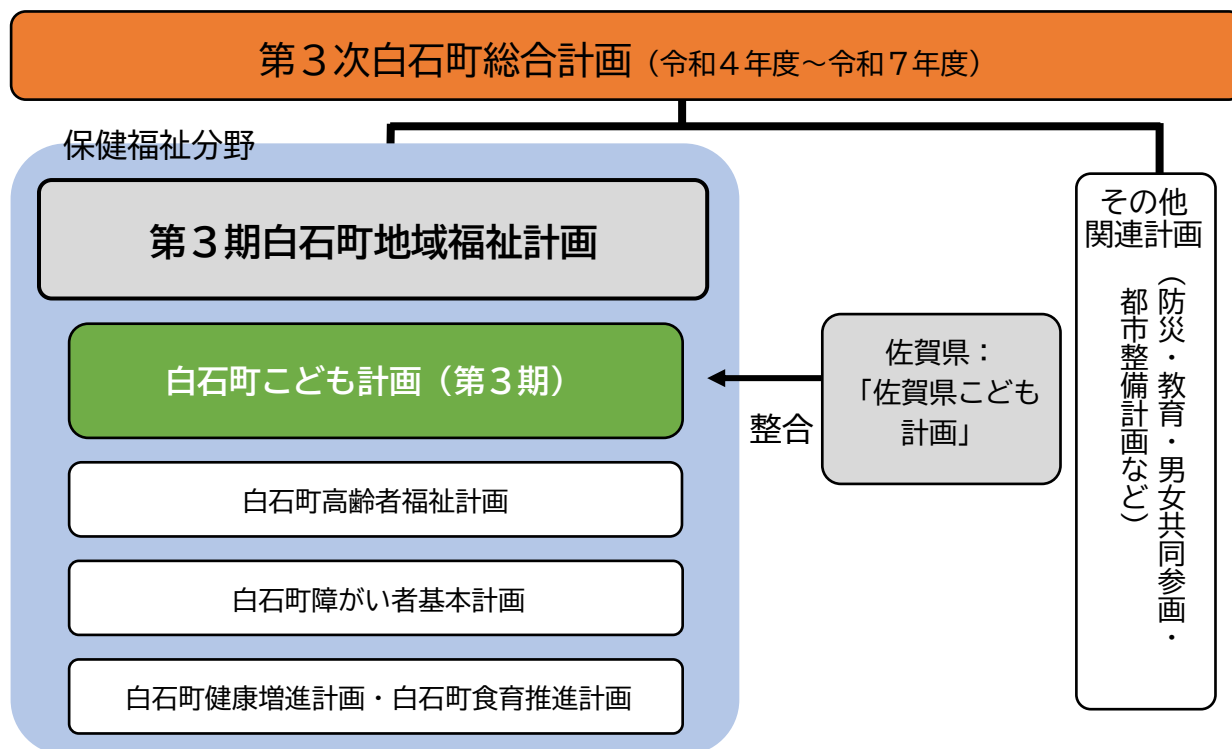
差別の禁止
(差別のないこと)

出典：日本ユニセフ協会の資料から作成

3. 関連計画との位置づけ

本計画は、本町の最上位計画である「第3次白石町総合計画」、上位計画である「第3期白石町地域福祉計画」のもと、本町における児童福祉、母子保健・医療、教育関係などの子ども・子育てに関する諸施策を総合的に進めるための計画として位置づけられるものであり、町の関連個別計画との連携や整合をとった計画として策定するものです。

上位計画・関連計画との連携



第3節 計画の対象

「子ども・子育て支援法」に基づき、「子ども」は18歳未満、「若者」は「子ども・若者育成支援推進法」に定める『子供・若者育成支援推進大綱』に基づき、18歳から39歳までと定義されています。

「こども基本法」第2条において、「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう、とあります。

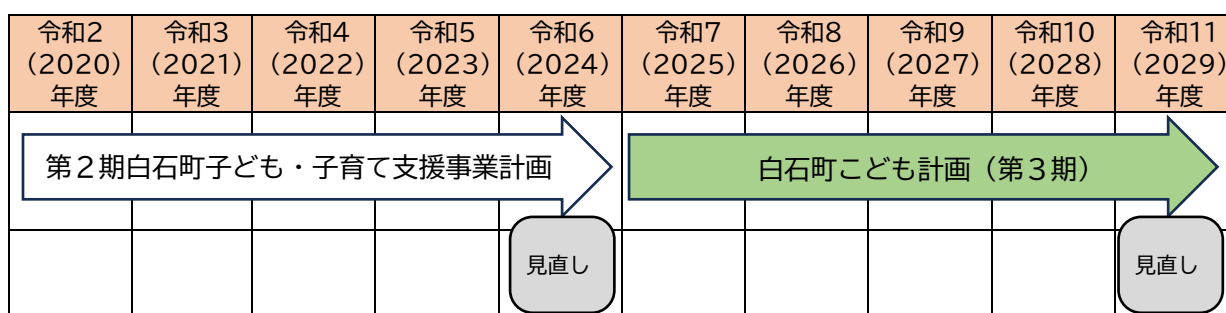
以上のことから、心身の発達の過程にある子ども・若者を計画の対象とすることとします。

また、子育て支援を行政と連携・協力して担う、企業、地域住民・団体等も対象になります。

第4節 計画の期間

本計画は、「子ども・子育て支援法」において定められているとおり、5年を1期としており、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とするものです。

ただし、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化等により、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。



第5節 計画の策定体制

【アンケート調査の実施】

本計画の策定に当たり、子育てに関する状況や、これからの子育て施策への期待等を把握するため、未就学児の保護者及び小学生児童の保護者に対し、「第3期子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査」を、中学2年生及び15歳～39歳の町民に対し、「こども計画策定のためのこども・若者の意識と生活に関する調査」を令和6年2月に実施しました。

【子ども・子育て会議の開催】

本計画の策定に当たり、関係者及び町民の意見を広く聴取するため、保護者の方や、子ども・子育て支援の関係団体・機関、学識経験者等により構成される「白石町子ども・子育て会議」を開催し、委員の皆様から本計画に係るご意見・ご審議をいただきながら、検討・策定を進めました。

【パブリックコメントの実施】

本計画について、町民から幅広い意見を募集するため、計画案に対するパブリックコメントを実施しました。

【国・佐賀県との連携】

本計画の策定に当たり、国や佐賀県の示す考え方や方向性などと連携、整合をとりながら策定しました。

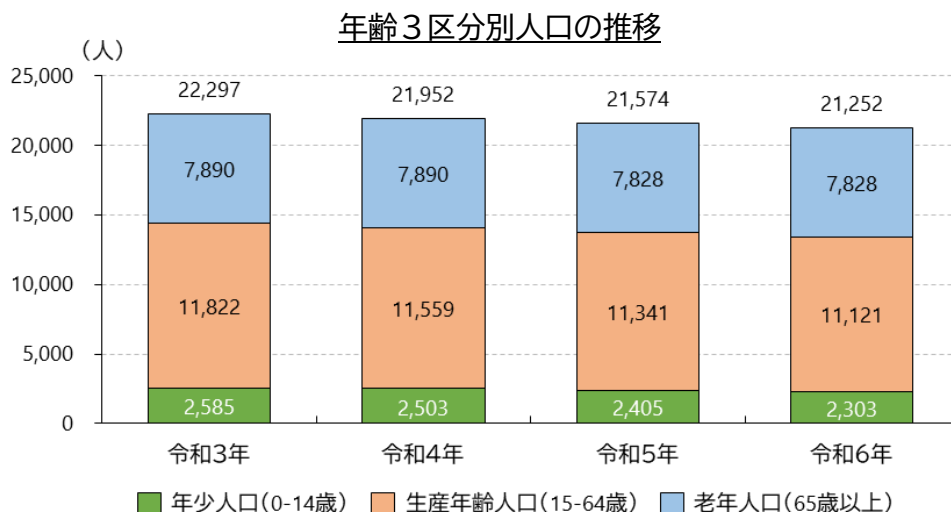
第2章 白石町の子ども・子育てを取り巻く環境

第1節 統計データからみたこどもを取り巻く状況

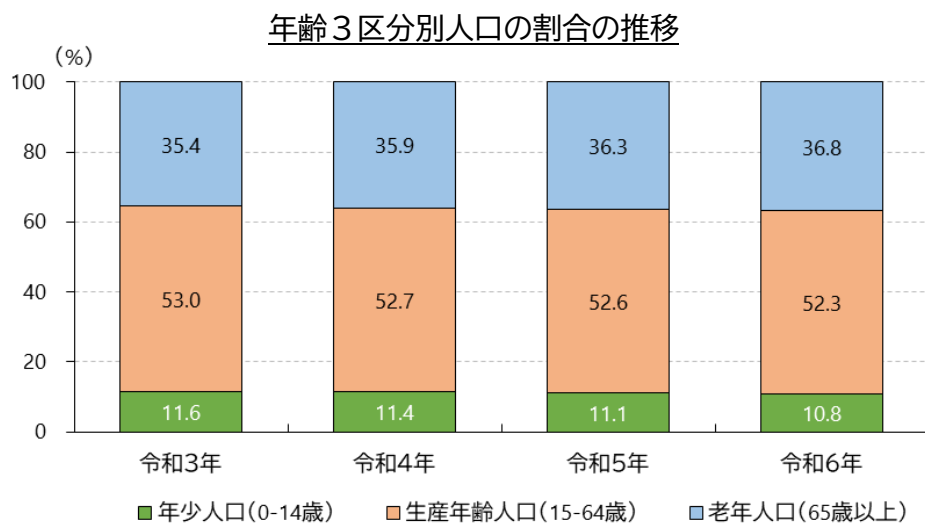
1. 人口の推移

年齢3区分別人口の推移をみると、本町の総人口は、令和3年の22,297人から令和6年は21,252人と、1,000人以上減少しています。また、年少人口(0～14歳)及び生産年齢人口(15～64歳)も、減少が続いています。

年齢3区分別人口の構成割合については、年少人口(0～14歳)及び生産年齢人口(15～64歳)は、低下が続いていますが、老年人口(65歳以上)は上昇が続いています。



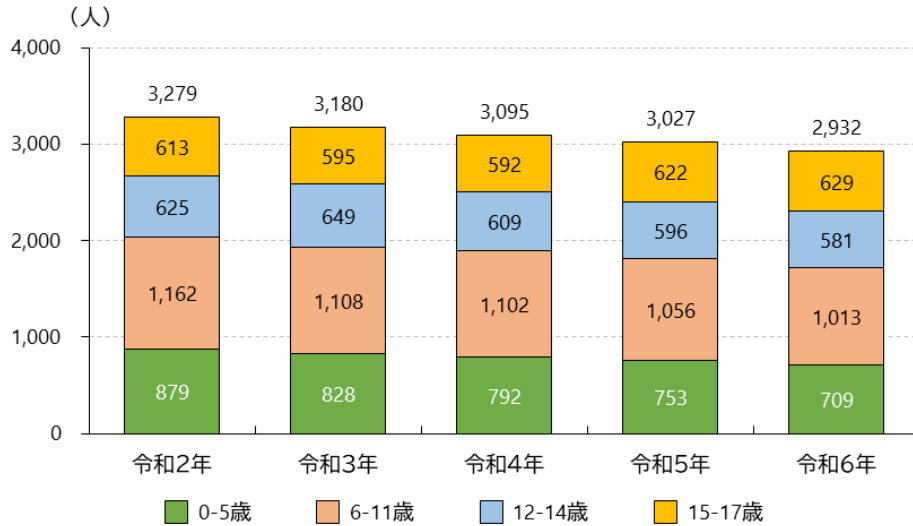
資料:住民基本台帳(各年4月1日時点)



資料:住民基本台帳(各年4月1日時点)

児童人口の推移をみると、各年齢層ともに、おおむね減少傾向となっており、特に年少人口(0～14歳)の層では減少が続いています。令和2年から令和6年にかけて0～5歳は170人、6～11歳は149人の減少となっています。

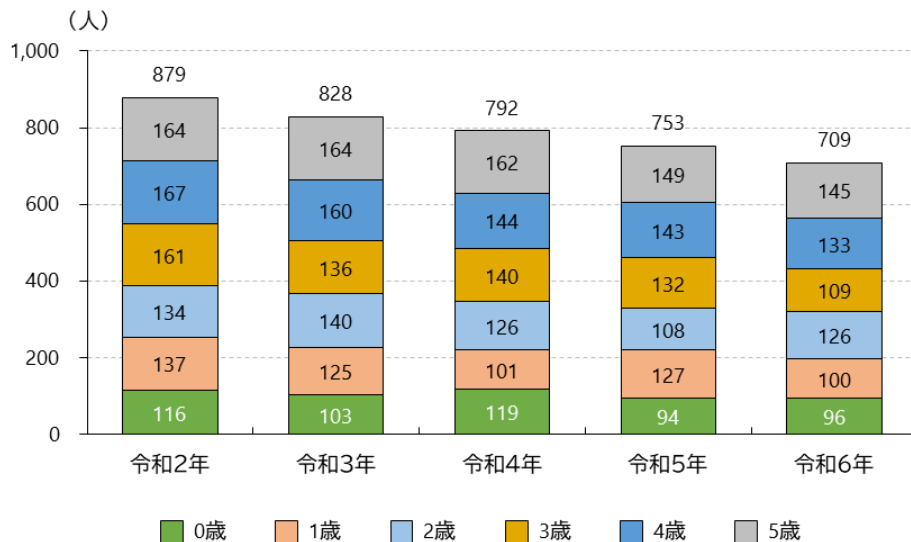
年齢別（0～17歳）児童人口の推移



資料：住民基本台帳(各年4月1日時点)

未就学児童の1歳階級別人口(0～5歳)の推移をみると、令和2年以降はいずれの年齢も増減はありますが、減少傾向で推移しています。

1歳階級別（0～5歳）未就学児童数の推移

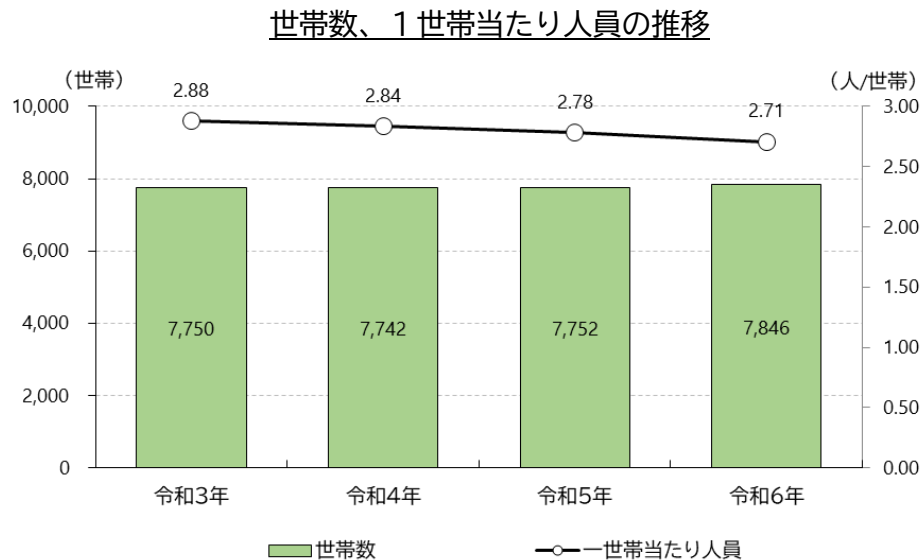


資料：住民基本台帳(各年4月1日時点)

2. 世帯の状況

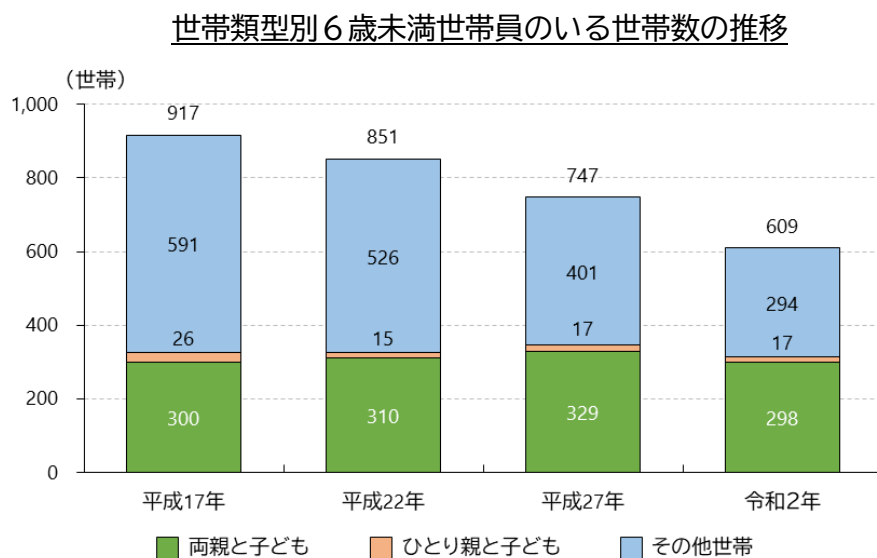
世帯数の推移をみると、令和4年までは減少傾向にありましたが、令和5年以降は増加傾向に転じています。令和6年では7,846世帯と、前年から94世帯の増加となっています。

また、1世帯当たり人員は、人口の減少に対して世帯数が増加していることから減少が続き、令和6年では2.71人となっています。



資料:住民基本台帳(各年4月1日時点)

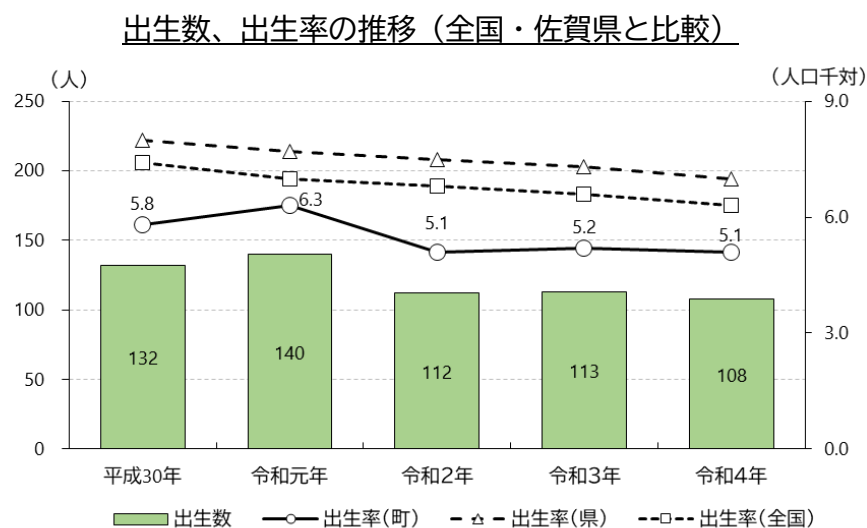
6歳未満世帯員のいる世帯数の推移をみると、全世帯数は令和2年で609世帯と平成27年と比べ138世帯の減少となっています。世帯類型別では、その他世帯の減少が大きくなっています。



資料:国勢調査

3. 出生の状況

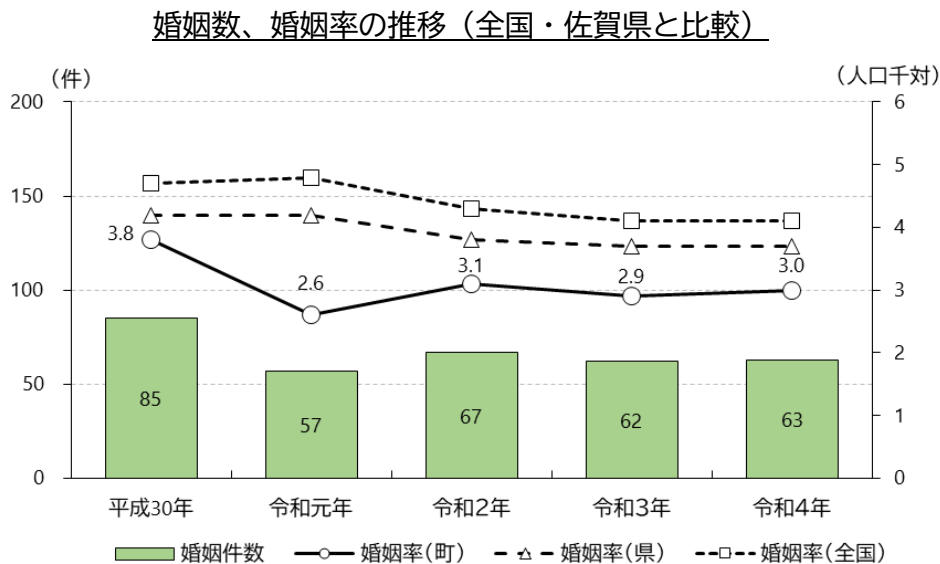
出生数の推移をみると、本町の出生数は、令和2年以降は横ばいの状況にあり、令和4年では108人となっています。また、人口1,000人当たりの出生数である出生率も低下傾向となっており、いずれの年も全国や佐賀県よりも低い値で推移しています。



資料:佐賀県人口動態統計

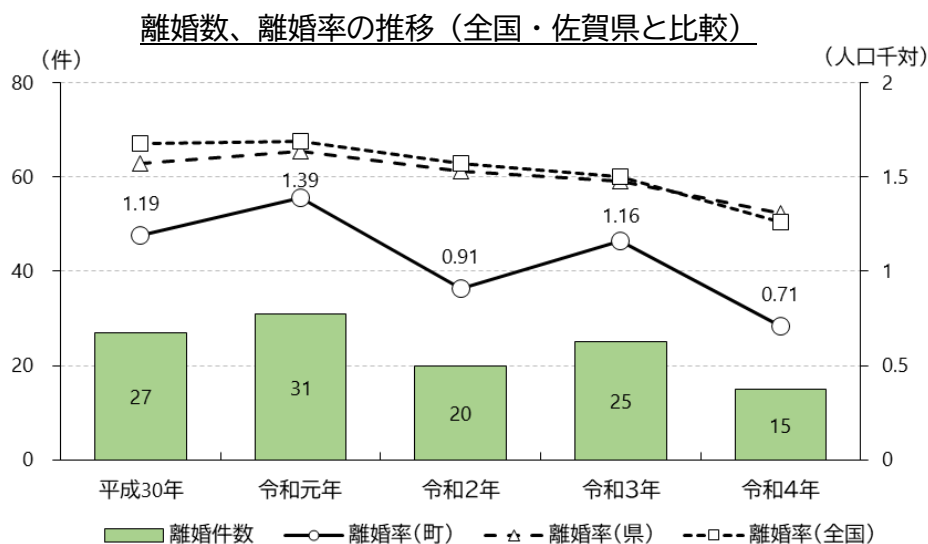
4. 婚姻と離婚の状況

本町の婚姻件数の推移をみると、令和2年以降は60件台で推移しています。また、婚姻率は、本町は、いずれの年も全国や佐賀県よりも低い値で推移しています。



資料:佐賀県人口動態統計

本町の離婚件数の推移をみると、20～30件台で推移していましたが、令和4年では15件に減少しています。また、離婚率は、本町は、いずれの年も全国や佐賀県よりも低い値で推移しています。



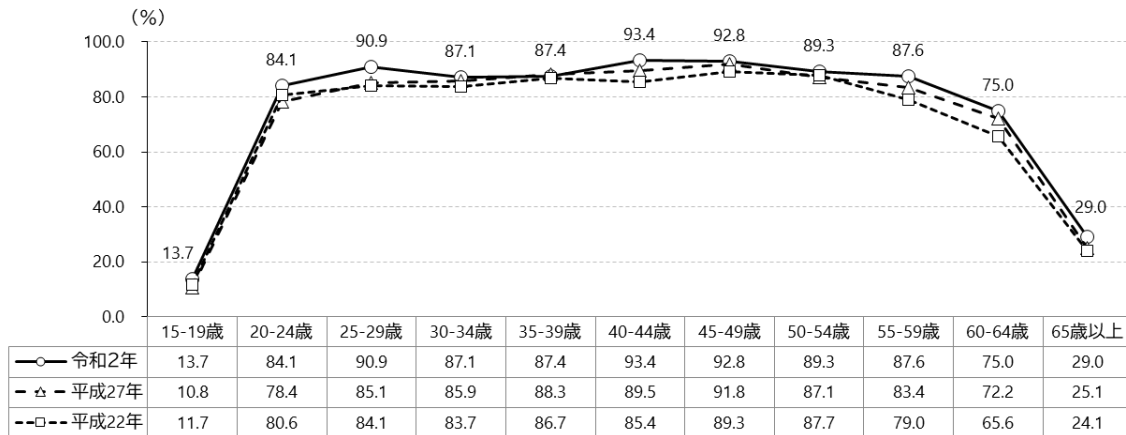
資料:佐賀県人口動態統計

5. 就労の状況

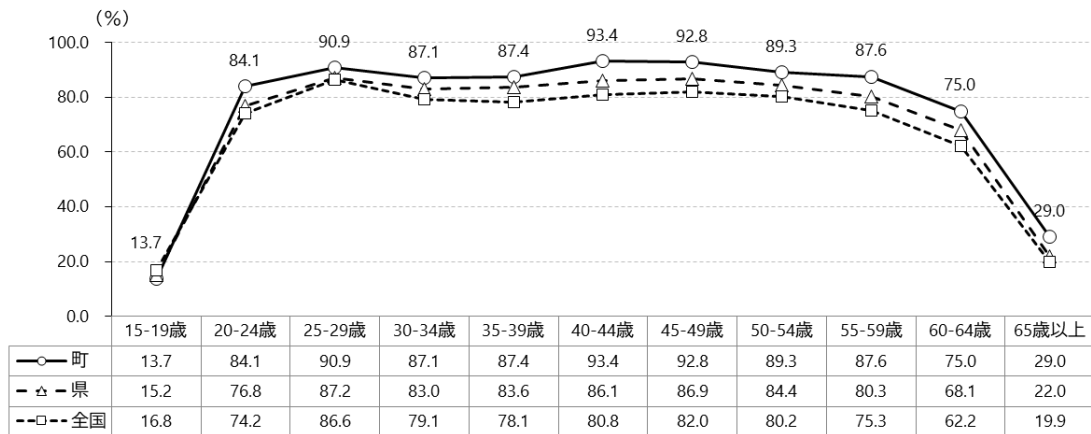
女性の労働力率の推移をみると、平成27年から令和2年にかけて、20歳代、30歳代はいずれも上昇しており、出産期の30歳代に労働力率が下がり、40歳代に再び上がるいわゆるM字カーブの傾向も緩やかになっています。

全国や佐賀県と比較すると、15～19歳を除く全ての年代で高い数値となっています。

女性の労働力率の推移



女性の労働力率/令和2年（全国・佐賀県比較）



資料：国勢調査

※労働力率＝労働力人口÷（総数－労働力状態不詳）×100

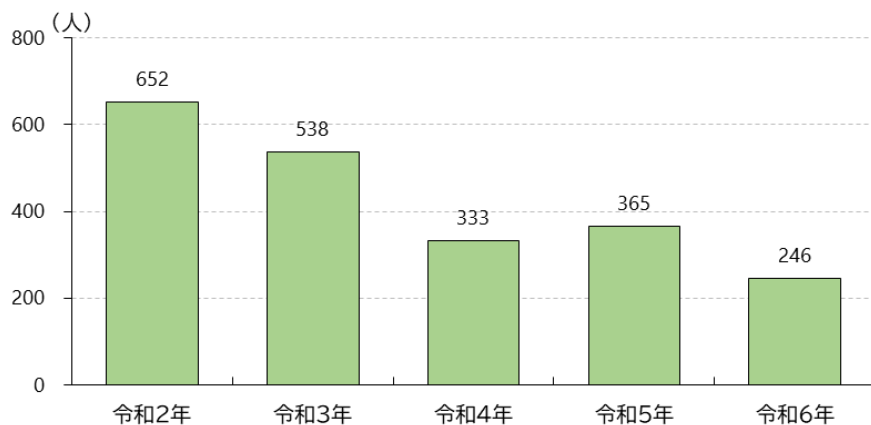
第2節 子育て支援の状況

1. 認可保育所の状況

各年4月1日現在の認可保育所利用者数の合計は、令和2年の652人から令和6年には246人と減少が続いています。

令和6年度の定員に対する利用者数は、全ての認可保育所で定員数を下回っています。

認可保育所利用者数の推移



(単位:人)

施設名	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和6年度 定員数
福富保育園	137	118				
須古保育園	63	66	58	62	42	60
六角保育園	78	64				
あかり保育園	78	69	53	58	46	60
福田保育園	58					
有明ふたば保育園	122	109	112	132	99	120
有明わかば保育園	56	56	56	60	49	50
みのり保育園	50	43	41	33		
管外保育所	10	13	13	20	10	
合計	652	538	333	365	246	290

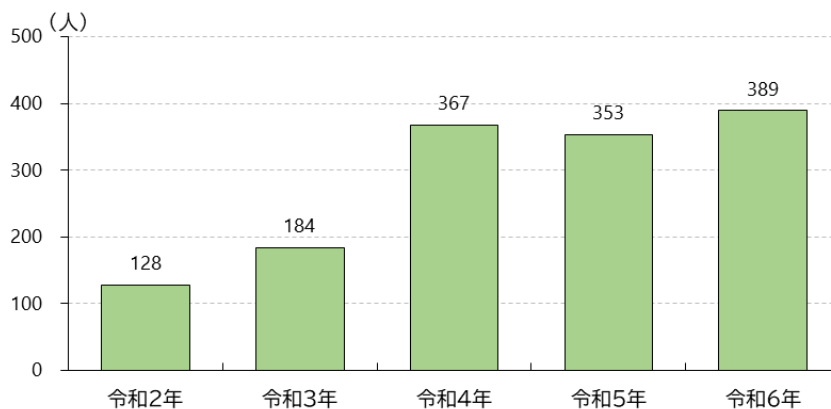
資料:保健福祉課(各年4月1日現在)

2. 認定こども園の状況

各年4月1日現在の認定こども園入園者数の合計は、令和2年の128人から令和6年には389人と認可保育所等からの移行に伴い増加が続いています。

令和6年度の定員に対する入園者数は、一部定員を超えた入園もみられますが、おおむね定員を下回っています。

認定こども園入園者数の推移



(単位:人)

施設名	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和6年度 定員数
ありあけ幼稚園(教育)	42	39	32	36	30	58
ありあけ幼稚園(保育)	86	87	96	90	86	72
福富こども園(教育)			10	11	14	15
福富こども園(保育)			99	83	71	80
六角保育園(教育)			11	14	14	15
六角保育園(保育)			56	57	69	70
ふくたこども園(教育)		11	13	15	14	15
ふくたこども園(保育)		47	50	47	50	50
みのりこども園(教育)					0	10
みのりこども園(保育)					41	40
合計	128	184	367	353	389	425

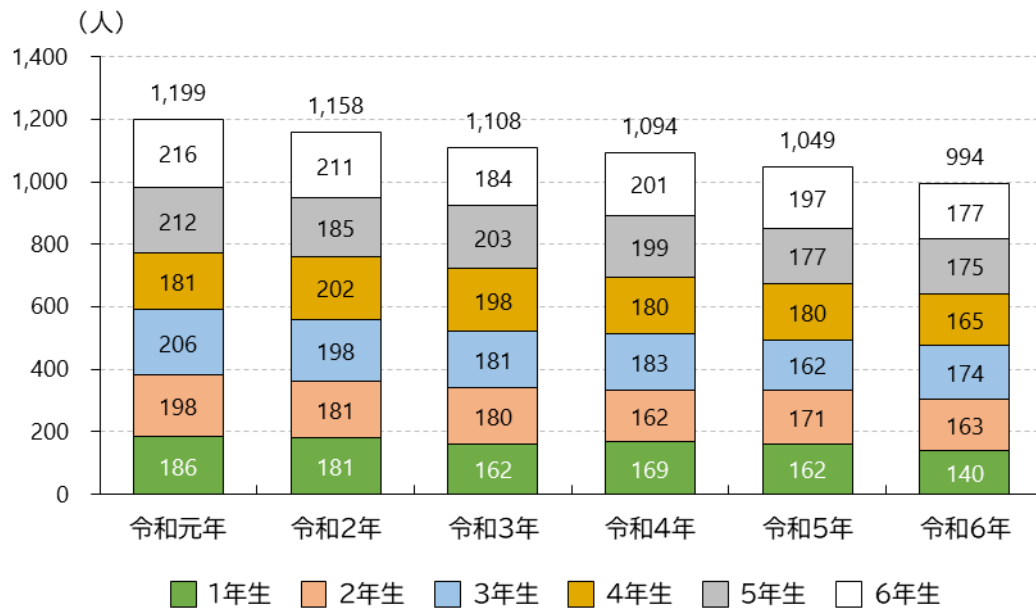
資料:保健福祉課(各年4月1日現在)

3. 小学校の状況

各年5月1日現在の小学校の数は8校で在籍児童数は、令和元年の1,199人から令和6年には994人と約200人の減少となっています。

令和5年から令和6年にかけては3年生を除く学年で減少しており、特に1年生は20人以上の減少となっています。

小学校児童数の推移



(単位:人)

小学校名	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
須古小学校	120	124	110	107	95	93
六角小学校	104	102	99	106	96	90
白石小学校	167	163	163	164	167	151
北明小学校	148	145	139	149	139	129
福富小学校	247	251	244	229	230	219
有明東小学校	143	125	121	117	121	109
有明西小学校	141	130	125	122	103	107
有明南小学校	129	118	107	100	98	96
合計	1,199	1,158	1,108	1,094	1,049	994

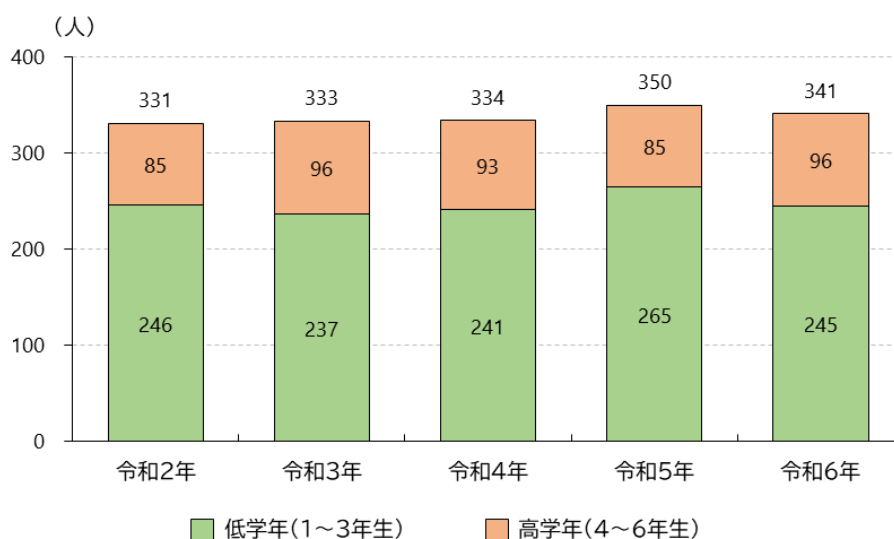
資料:保健福祉課(各年5月1日現在)

4. 放課後児童クラブ（学童保育）利用者の状況

各年5月1日現在の放課後児童クラブ（学童保育）利用者数は、横ばいの傾向にあり、令和6年では341人と前年と比べ9人の減少となっています。

学年別にみると、低学年、高学年ともに年度ごとの増減はあるものの横ばいの傾向で、高学年は低学年と比べ利用者数は少ないですが、一定の利用がみられます。

放課後児童クラブ（学童保育）利用者数の推移



(単位:人)

施設名	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
須古小スマイルクラブ	47	45	51	39	40
六角小わかばクラブ	35	34	43	39	31
白石小ひまわりクラブ	60	62	55	57	51
北明小ひばりクラブ	56	55	54	53	56
福富小すみれクラブ	49	57	47	55	65
有明東小こすもすクラブ	26	32	39	46	37
有明西小もみじクラブ	30	24	25	30	36
有明南小さくらクラブ	28	24	20	31	25
合計	331	333	334	350	341

資料:保健福祉課(各年5月1日現在)

第2章 白石町の子ども・子育てを取り巻く環境

放課後児童クラブ（学童保育）利用者数の推移（低学年）

（単位：人）

施設名	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
須古小スマイルクラブ	36	31	33	30	28
六角小わかばクラブ	28	25	34	28	21
白石小ひまわりクラブ	46	46	45	51	36
北明小ひばりクラブ	35	33	28	33	39
福富小すみれクラブ	41	44	40	40	47
有明東小こすもすクラブ	20	20	26	36	25
有明西小もみじクラブ	20	21	22	23	29
有明南小さくらクラブ	20	17	13	24	20
合計	246	237	241	265	245

資料：保健福祉課（各年5月1日現在）

放課後児童クラブ（学童保育）利用者数の推移（高学年）

（単位：人）

施設名	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
須古小スマイルクラブ	11	14	18	9	12
六角小わかばクラブ	7	9	9	11	10
白石小ひまわりクラブ	14	16	10	6	15
北明小ひばりクラブ	21	22	26	20	17
福富小すみれクラブ	8	13	7	15	18
有明東小こすもすクラブ	6	12	13	10	12
有明西小もみじクラブ	10	3	3	7	7
有明南小さくらクラブ	8	7	7	7	5
合計	85	96	93	85	96

資料：保健福祉課（各年5月1日現在）

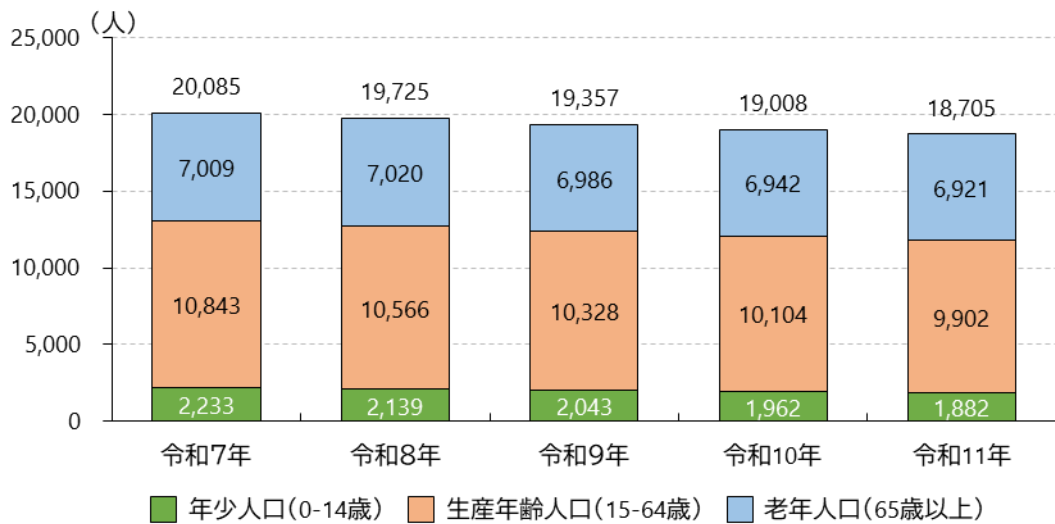
第3節 将来人口推計

1. 総人口の推計

住民基本台帳(令和3年から令和6年の男女1歳ごとの人口)をもとにコーホート変化率法により算出した令和7年から令和11年までの本町の人口の見通しは以下のとおりです。

総人口をみると、減少が続き、計画最終年に当たる令和11年には、18,705人と見込まれています。また、年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)ともに減少が続き、老年人口(65歳以上)も減少傾向となっています。

年齢3区分別総人口の見通し



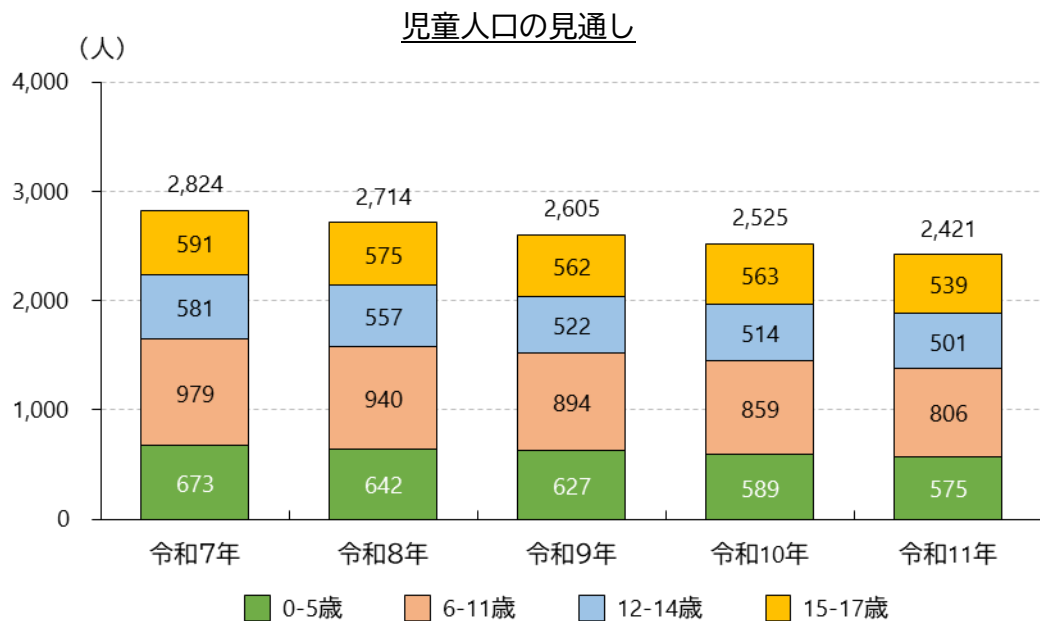
(単位:人)

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
年少人口(0～14歳)	2,233	2,139	2,043	1,962	1,882
生産年齢人口(15～64歳)	10,843	10,566	10,328	10,104	9,902
老年人口(65歳以上)	7,009	7,020	6,986	6,942	6,921
総人口	20,085	19,725	19,357	19,008	18,705

住民基本台帳をもとにコーホート変化率法で算出

2. 児童人口の推計

児童人口の見通しをみると、0～17歳全ての年代で減少しています。



(単位: 人)

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0～5歳	673	642	627	589	575
6～11歳	979	940	894	859	806
12～14歳	581	557	522	514	501
15～17歳	591	575	562	563	539
合計	2,824	2,714	2,605	2,525	2,421

住民基本台帳をもとにコーホート変化率法で算出

第4節 アンケート結果からみたこどもを取り巻く状況

1. 調査の概要

調査の目的

「第3期子ども・子育て支援事業計画」及び「こども計画」の策定に向け、住民の子育てに関する実態やニーズ等の把握とともに、こどもや若者の意識の把握を行うためアンケート調査を実施しました。

①第3期子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査

項目	未就学児保護者	小学生児童保護者
対象者	町在住の就学前児童がいる保護者	町在住の小学生がいる保護者
調査方法	Web アンケート調査（依頼文の配布・Web による回答）	
調査時期	令和6年2月	
調査対象数	817	1,048
有効回答数	408	655
有効回答率	49.9%	62.5%

②こども計画策定のためのこども・若者の意識と生活に関する調査

項目	中学2年生	15歳～39歳の町民
対象者	町内中学校に在籍する中学2年生	15歳～39歳の町民
調査方法	Web アンケート調査（依頼文の配布・Web による回答）	
調査時期	令和6年2月	
調査対象数	174	520
有効回答数	69	116
有効回答率	39.7%	22.3%

調査結果の留意点

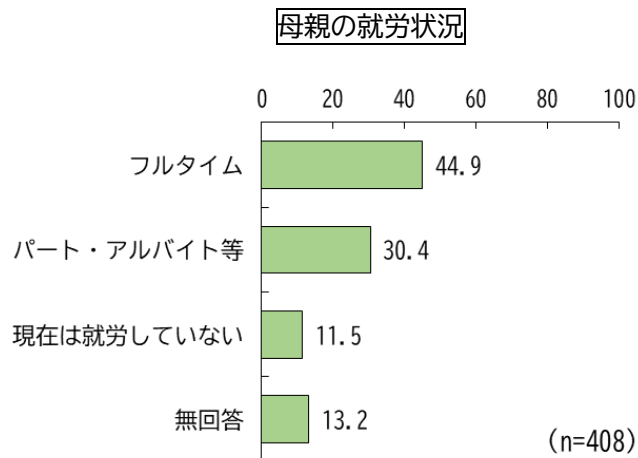
○百分率による集計では、回答者数（該当設問においては該当者数）を100%として算出し、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを表記します。そのため、割合の合計が100%にならない場合があります。

2. 調査結果の概要

①未就学児保護者

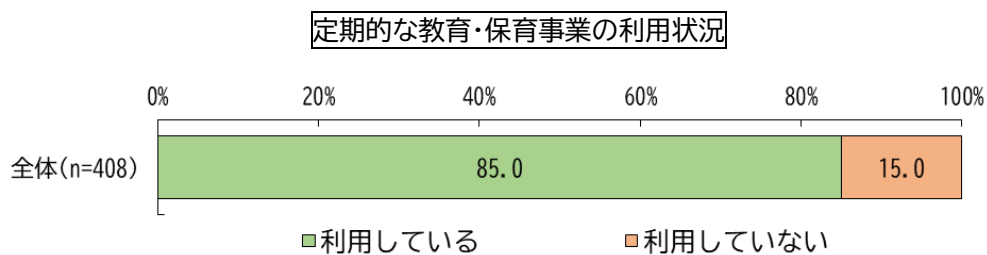
<母親の就労状況>

母親の就労状況をみると、「フルタイム」が44.9%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等」が30.4%、「現在は就労していない」が11.5%となっています。



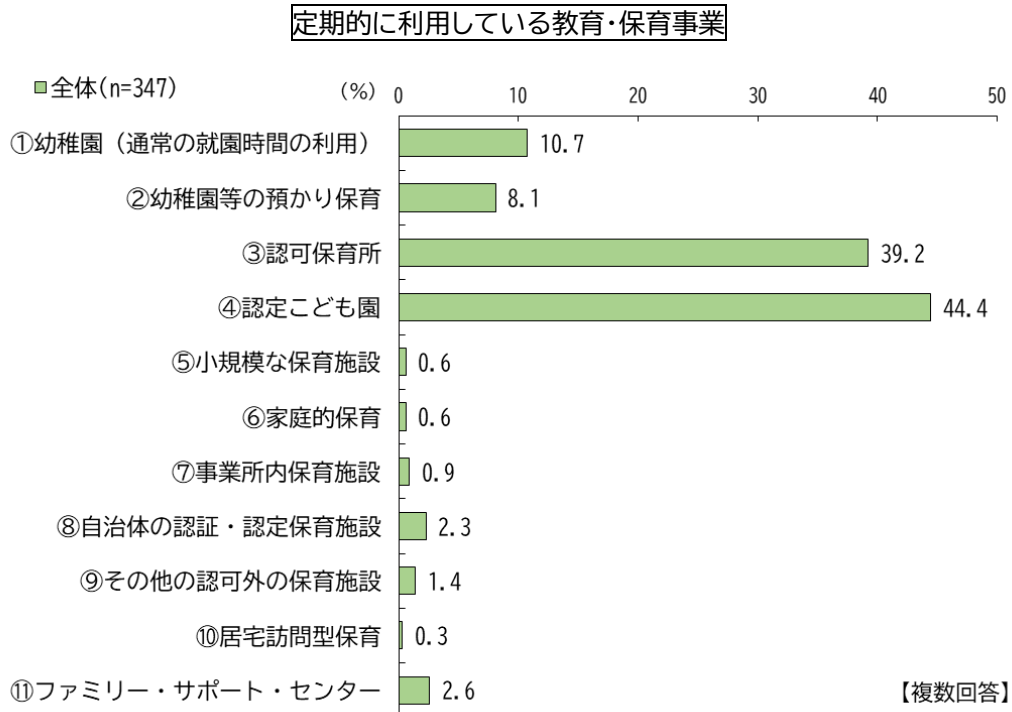
<定期的な教育・保育事業の利用状況>

定期的な教育・保育事業の利用状況をみると、「利用している」が85.0%、「利用していない」が15.0%となっています。



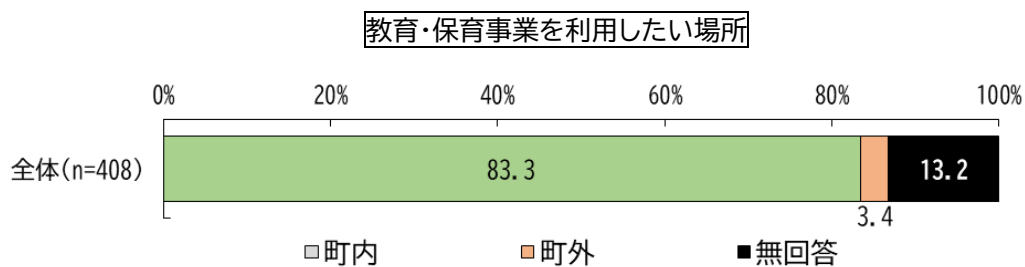
<定期的に利用している教育・保育事業>

平日、定期的に利用している教育・保育事業をみると、「認定こども園」が44.4%と最も高く、次いで「認可保育所」が39.2%となっています。



<教育・保育事業を利用したい場所>

教育・保育事業を利用したい場所は、「町内」が83.3%、「町外」が3.4%となっています。

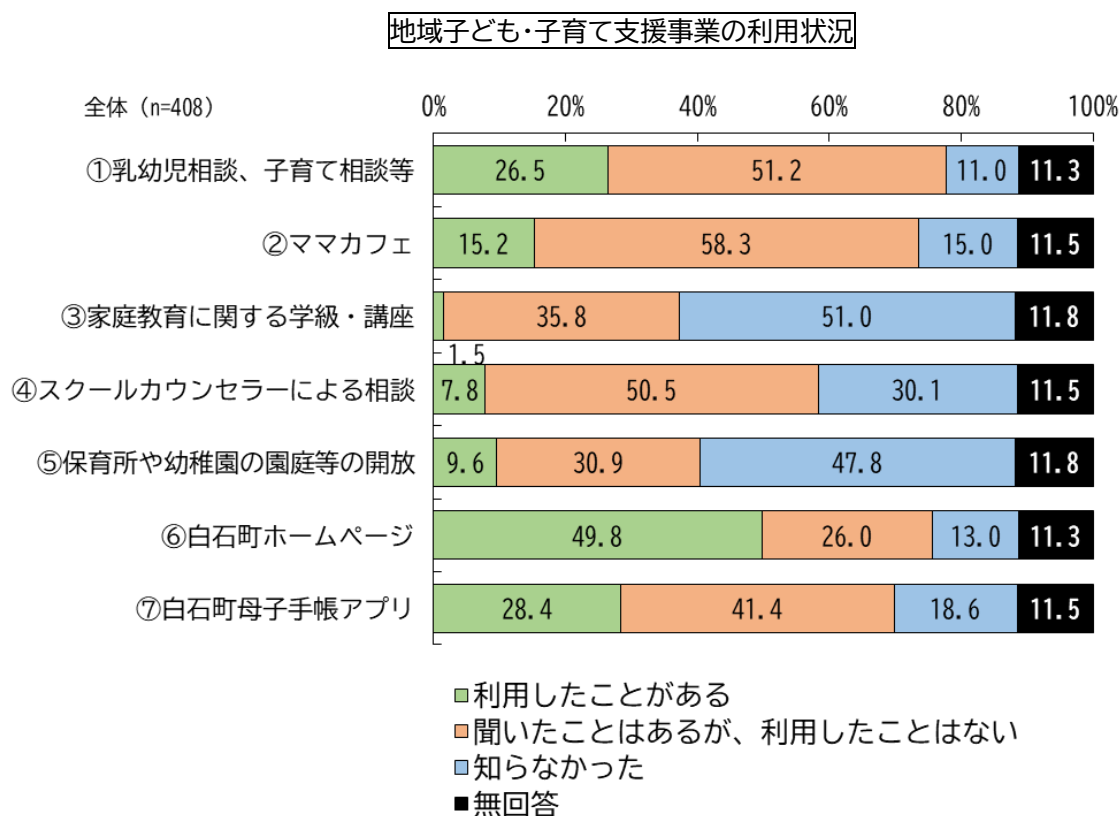


第2章 白石町の子ども・子育てを取り巻く環境

<地域子ども・子育て支援事業の利用状況>

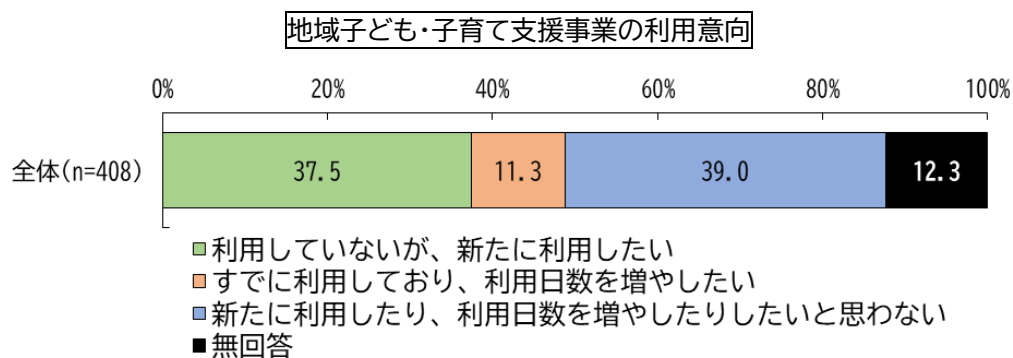
「利用したことがある」と回答した利用経験の多い事業は「⑥白石町ホームページ」(49.8%)、次いで「⑦白石町母子手帳アプリ」(28.4%)、「①乳幼児相談、子育て相談等」(26.5%)が続きます。

「知らなかった」と回答した認知度の低い事業は「③家庭教育に関する学級・講座」(51.0%)、「⑤保育所や幼稚園の園庭等の開放」(47.8%)などとなっています。



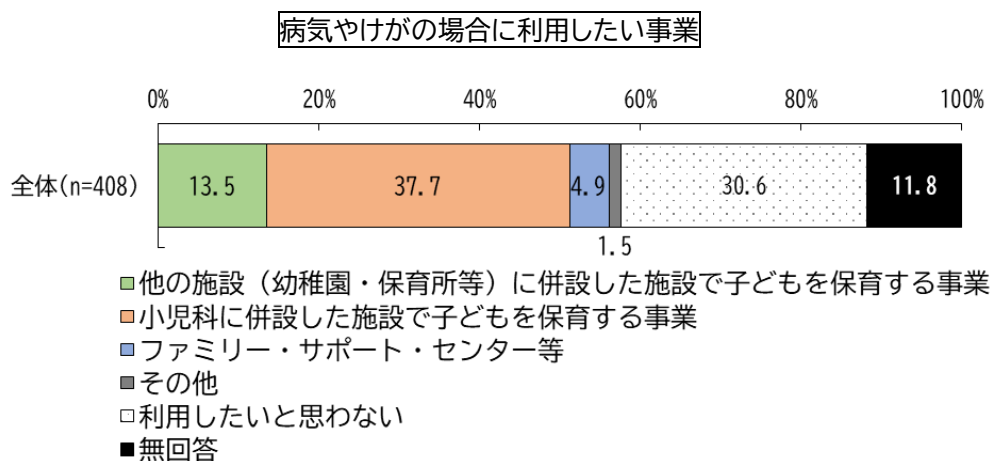
<地域子ども・子育て支援事業の利用意向>

「新たに利用したり、利用日数を増やしたりしたいと思わない」が39.0%、「利用していないが、新たに利用したい」が37.5%、「すでに利用しており、利用日数を増やしたい」が11.3%となっています。



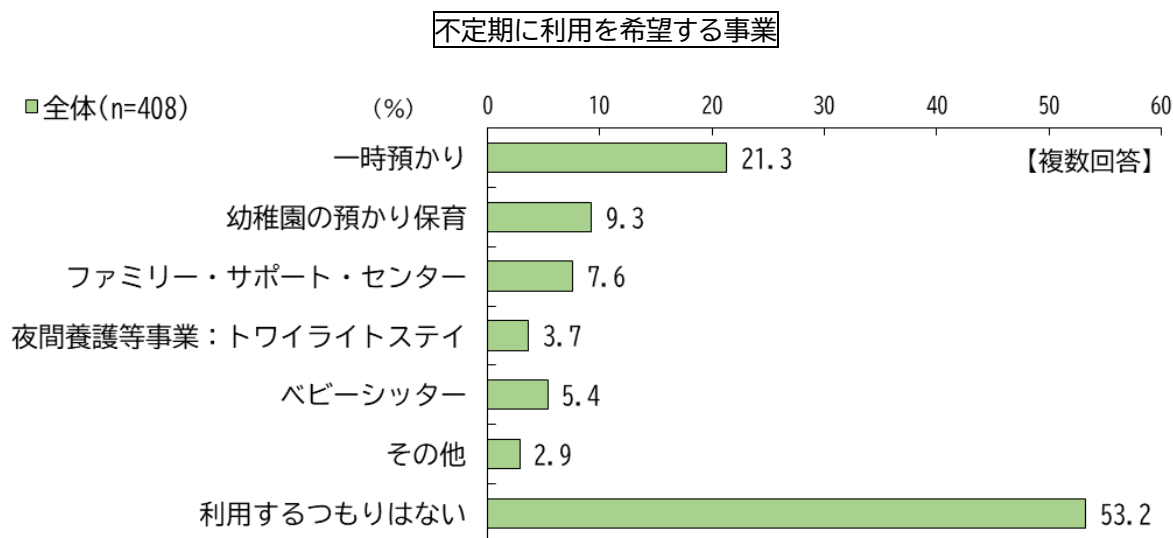
<病気やけがの場合の対応>

「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」が37.7%を占め、次いで「利用したいと思わない」が30.6%となっています。



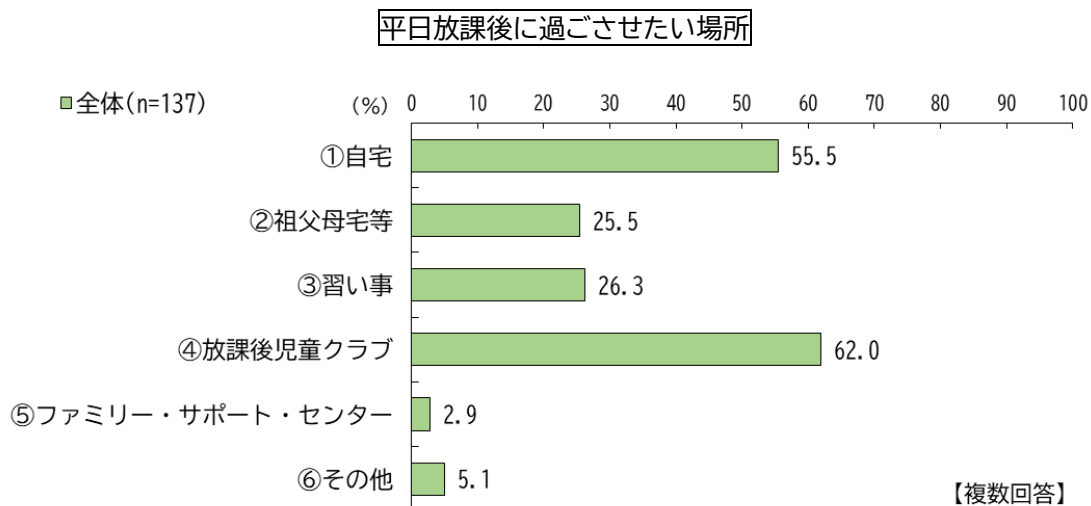
<不定期に利用を希望する事業>

「利用するつもりはない」が53.2%を占めますが、利用を希望する事業は「一時預かり」(21.3%)、「幼稚園の預かり保育」(9.3%)となっています。



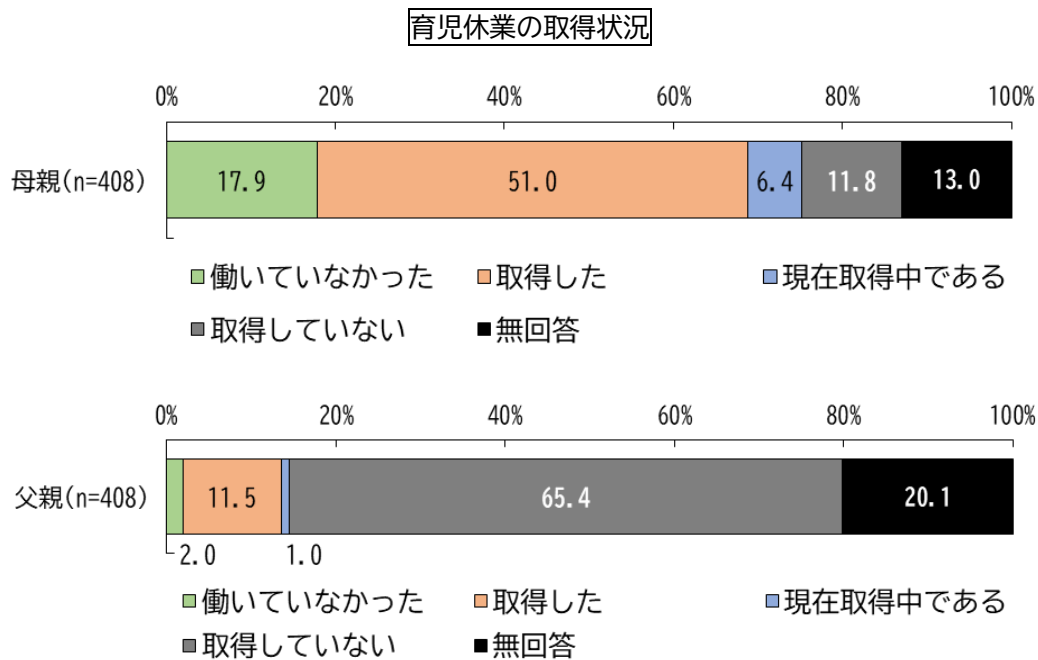
<小学校就学後の放課後の過ごし方>

小学校就学後の放課後の過ごし方をみると、「④放課後児童クラブ」が62.0%で最も高く、次いで「①自宅」(55.5%)が続きます。



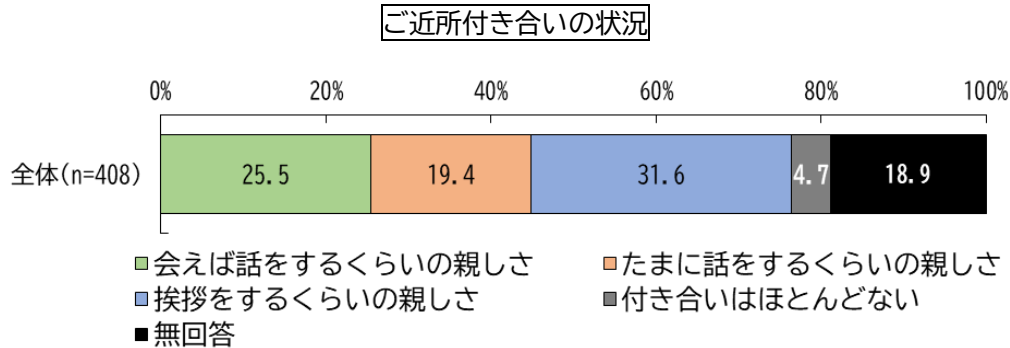
<育児休業の取得状況>

「取得した」は母親で51.0%、父親で11.5%となっています。



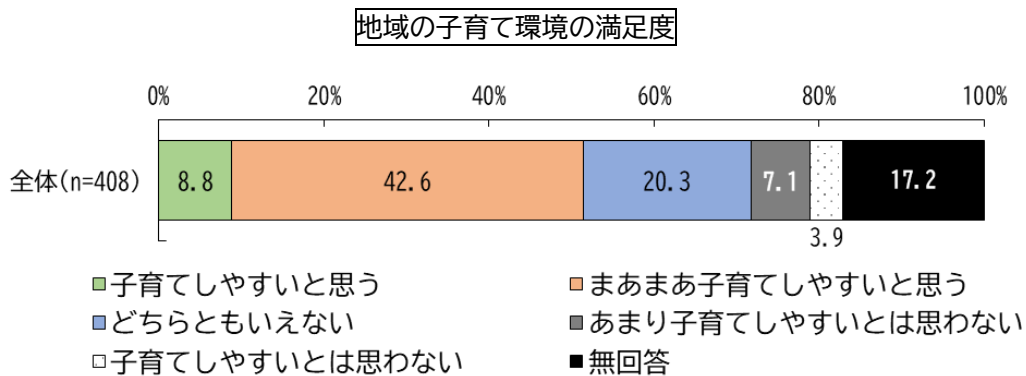
<ご近所との付き合い>

「挨拶をするくらいの親しさ」が31.6%で最も高く、次いで「会えば話をするくらいの親しさ」が25.5%で続きます。



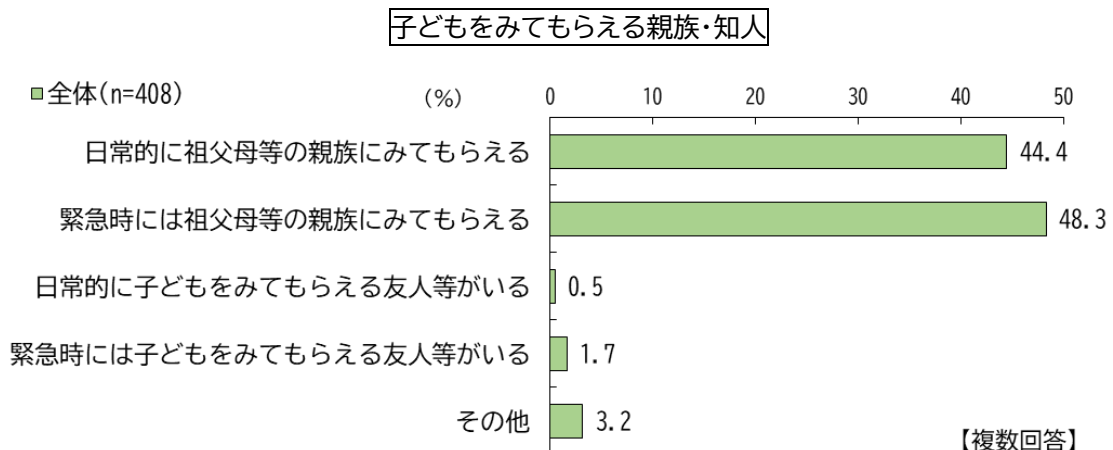
<地域の子育て環境の満足度>

『子育てしやすい』(「子育てしやすいと思う」と「まあまあ子育てしやすいと思う」の合計)と回答した割合は51.4%となっています。



<子どもをみてもらえる親族・知人>

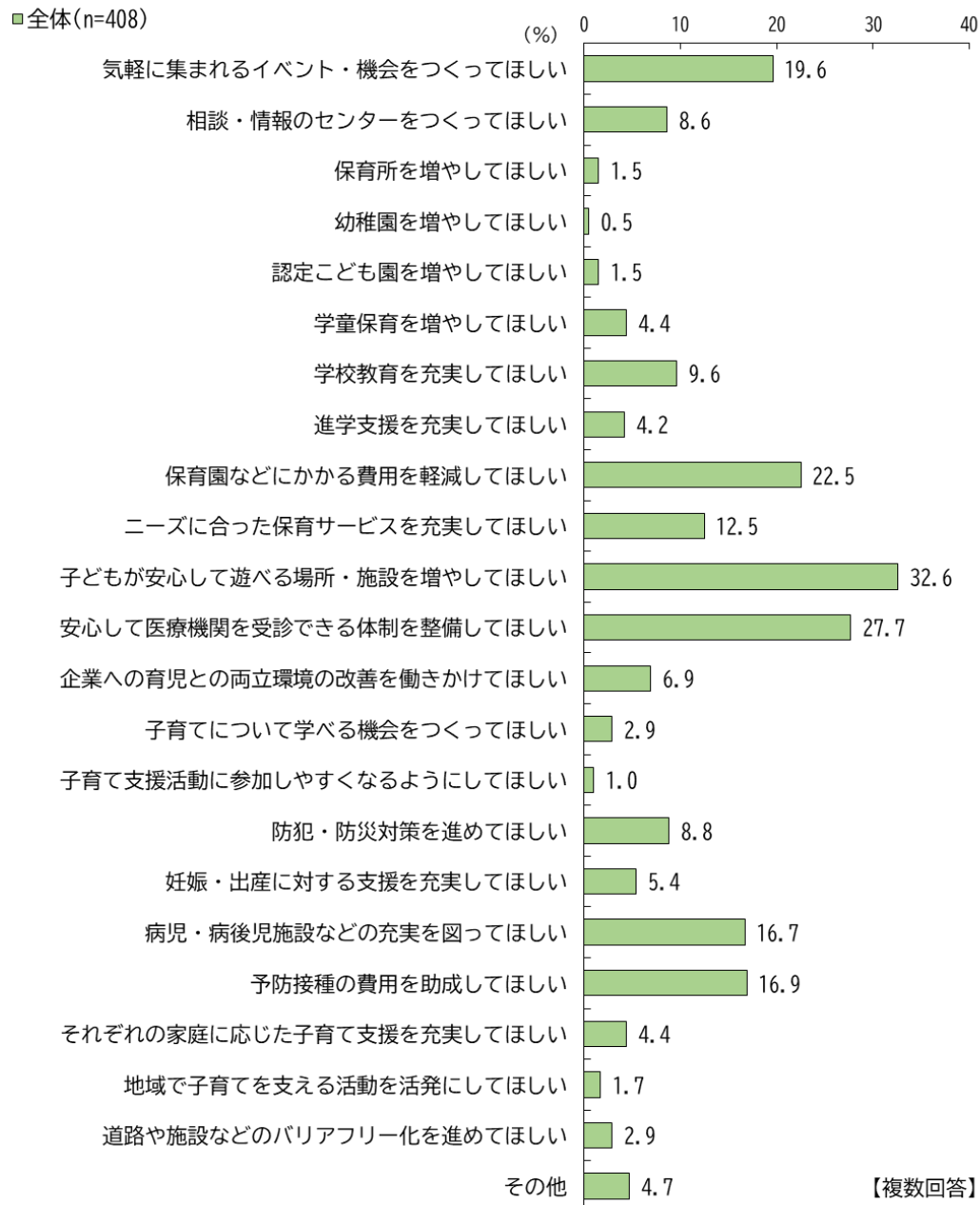
「緊急時には祖父母等の親族にみてもらえる」(48.3%)が最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」(44.4%)が続きます。



<子育て支援で期待すること>

「子どもが安心して遊べる場所・施設を増やしてほしい」が32.6%で最も高く、次いで「安心して医療機関を受診できる体制を整備してほしい」が27.7%で続きます。

子育て支援で期待すること



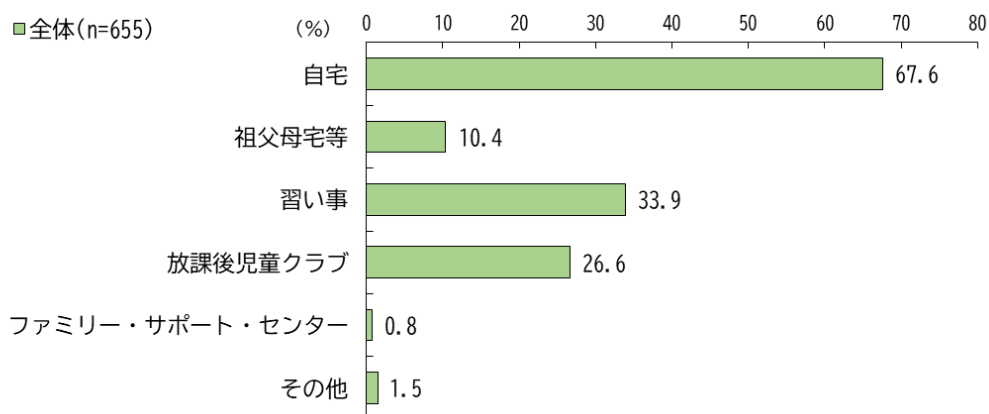
②小学生児童保護者

<放課後の時間を過ごしている場所>

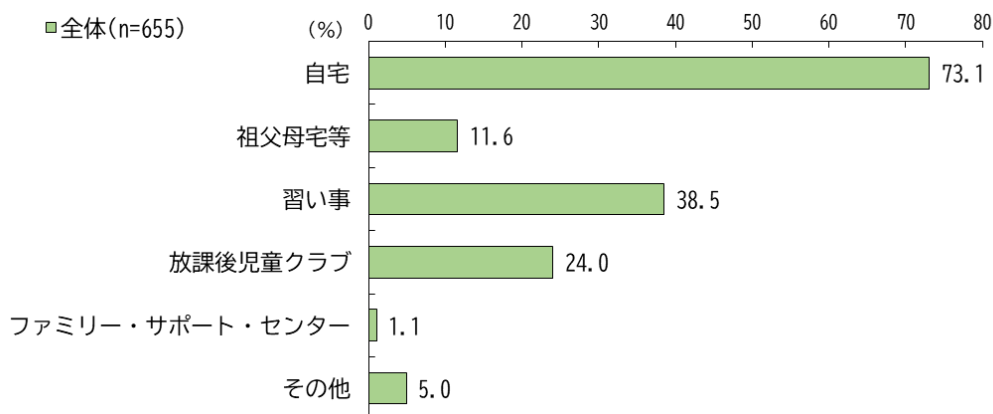
放課後の時間を過ごしている場所をみると、「自宅」(67.6%)が最も高く、次いで「習い事」(33.9%)「放課後児童クラブ」(26.6%)が続きます。

また、希望する場所についても「自宅」(73.1%)が最も高く、次いで「習い事」(38.5%)、「放課後児童クラブ」(24.0%)が続きます。

放課後の過ごし方(現状)



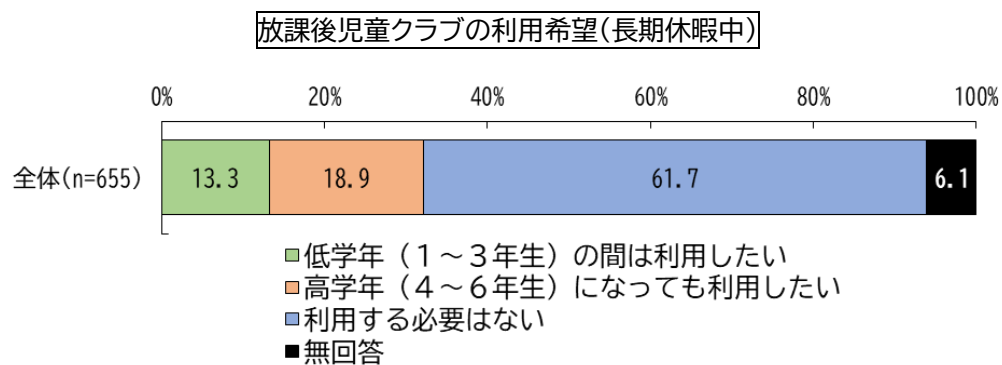
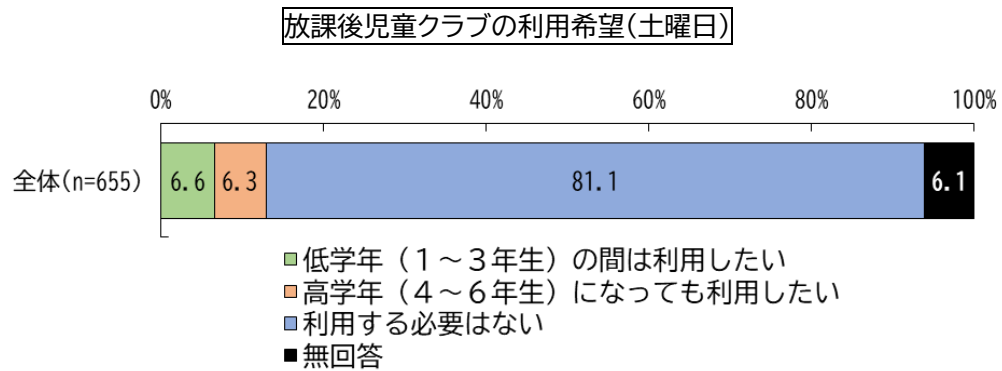
放課後の過ごし方(希望)



<土曜日や長期休暇中の放課後児童クラブの利用希望>

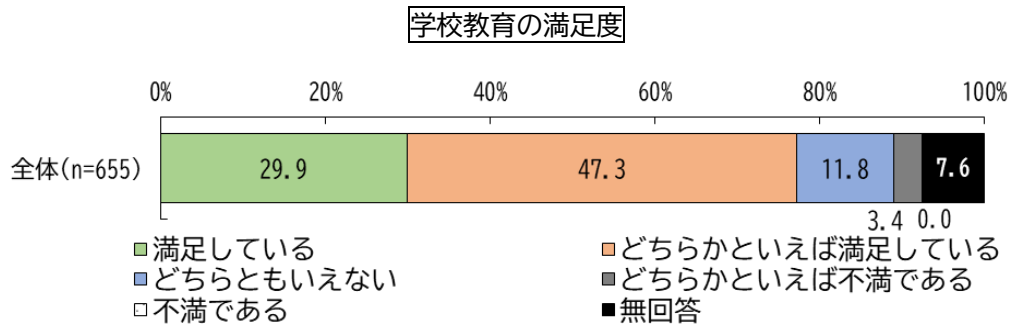
土曜日の利用希望は「低学年(1～3年生)の間は利用したい」が6.6%、「高学年(4～6年生)になっても利用したい」が6.3%となっています。

長期休暇中の利用希望は「低学年(1～3年生)の間は利用したい」が13.3%、「高学年(4～6年生)になっても利用したい」が18.9%となっています。



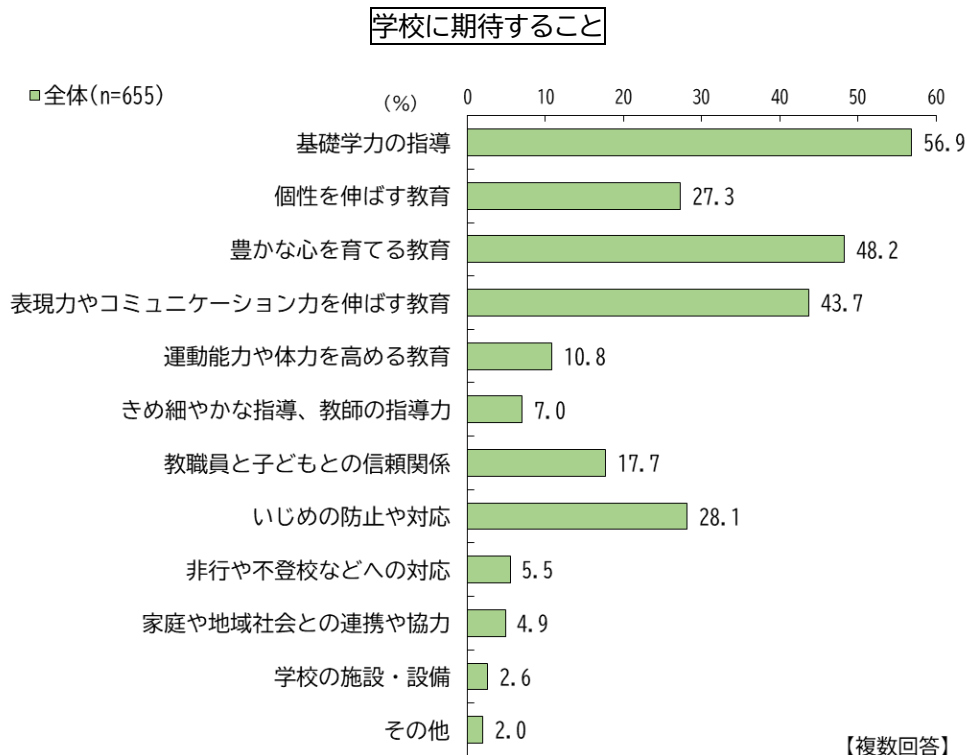
<学校教育の満足度>

「どちらかといえば満足している」(47.3%)が半数弱を占め、これに「満足している」(29.9%)を合わせた『満足』が77.2%となっています。一方、『不満』(「どちらかといえば不満である」3.4%と「不満である」0.0%の合計)は3.4%にとどまります。



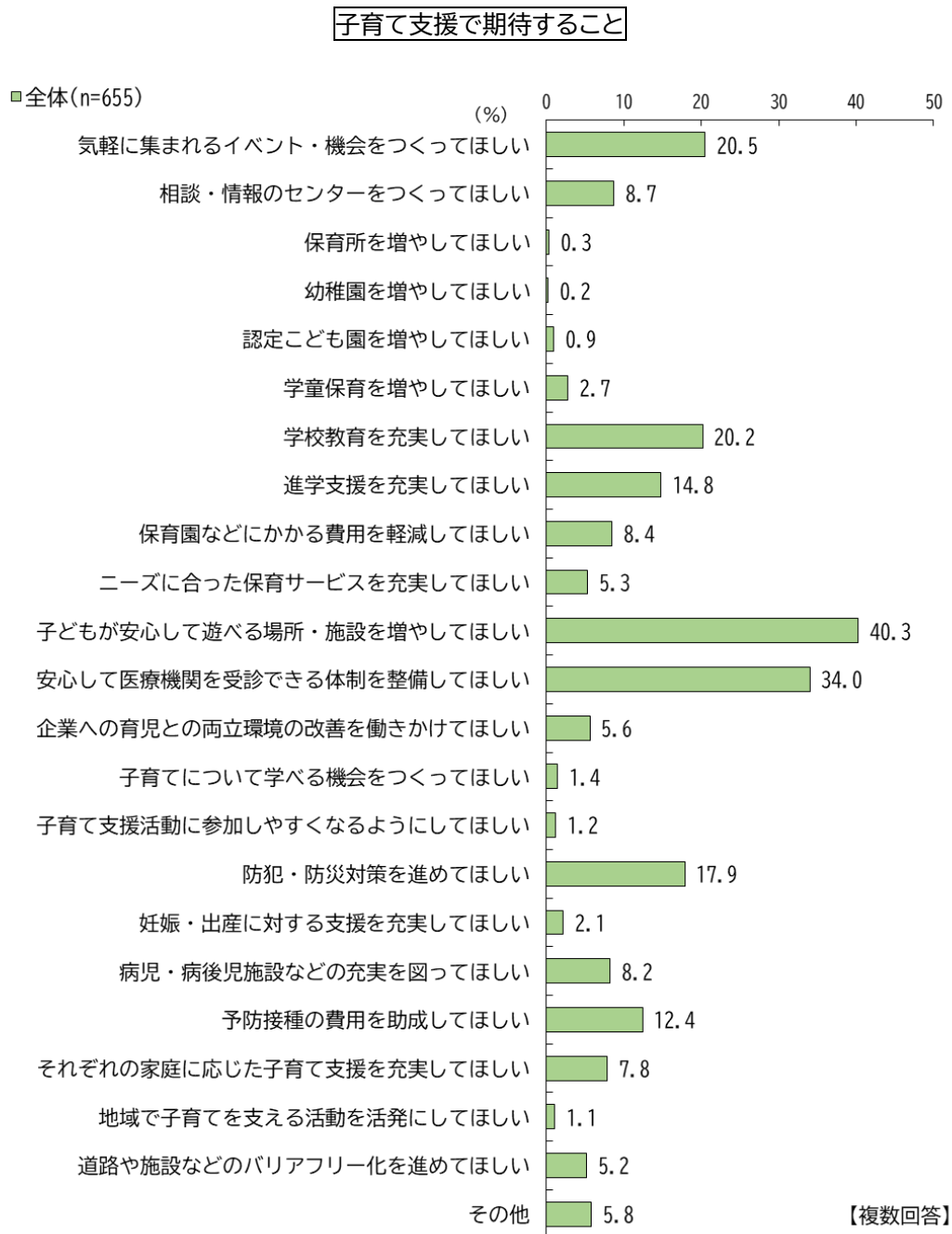
<学校に期待すること>

「基礎学力の指導」(56.9%)が最も高く、次いで「豊かな心を育てる教育」(48.2%)、「表現力やコミュニケーション力を伸ばす教育」(43.7%)が続きます。



<子育て支援で期待すること>

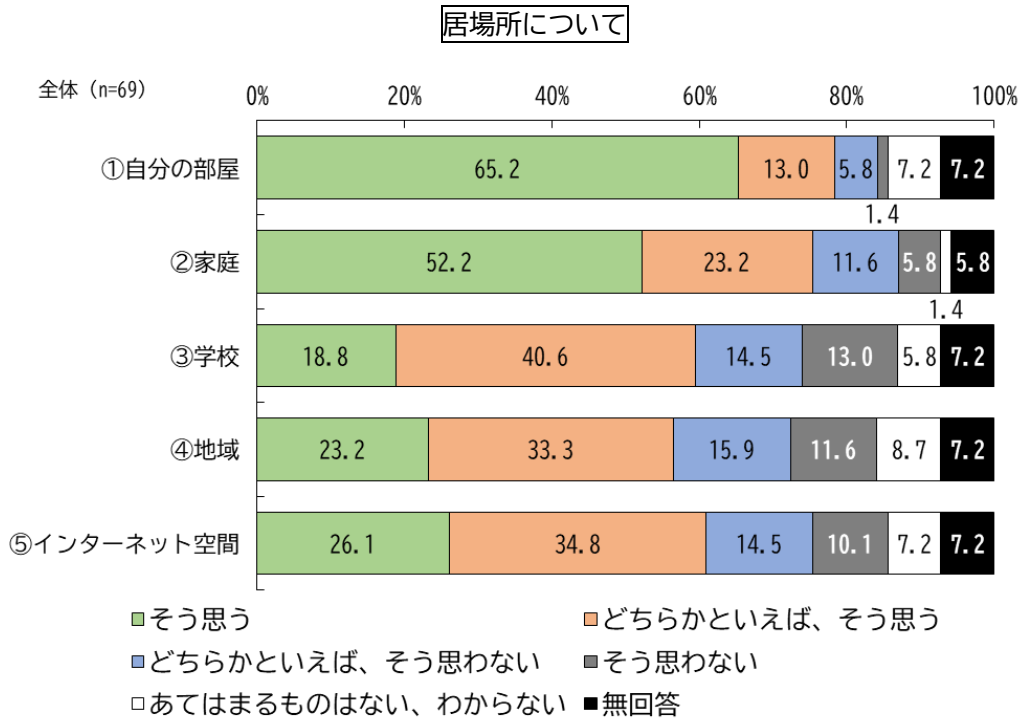
「子どもが安心して遊べる場所・施設を増やしてほしい」(40.3%)が最も高く、次いで「安心して医療機関を受診できる体制を整備してほしい」(34.0%)が続きます。



③中学2年生

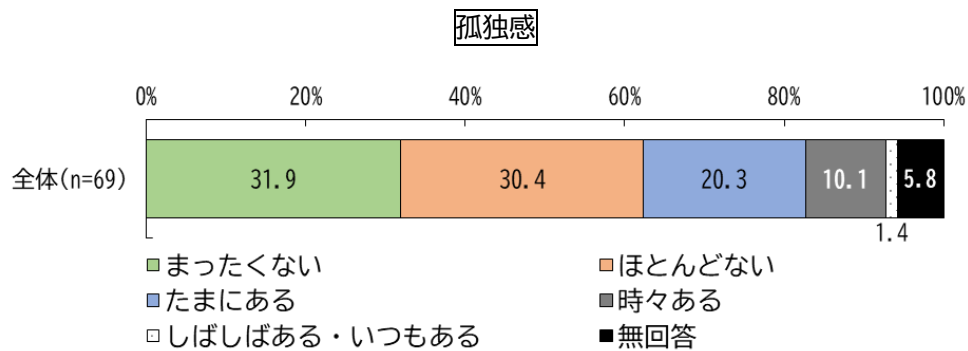
<居場所について>

ほっとできる場所、安心できる場所かについて、「そう思う」と「どちらかといえば、そう思う」を合わせた回答が多い居場所は「①自分の部屋」(78.2%)が最も高く、次いで「②家庭」(75.4%)、「⑤インターネット空間」(60.9%)、「③学校」(59.4%)、「④地域」(56.5%)の順となっています。



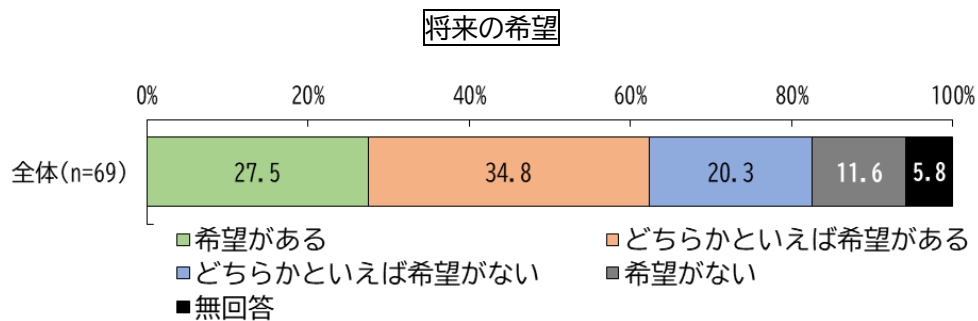
<孤独感>

「まったくない」が31.9%で最も高く、次いで「ほとんどない」が30.4%、「たまにある」が20.3%などとなっています。



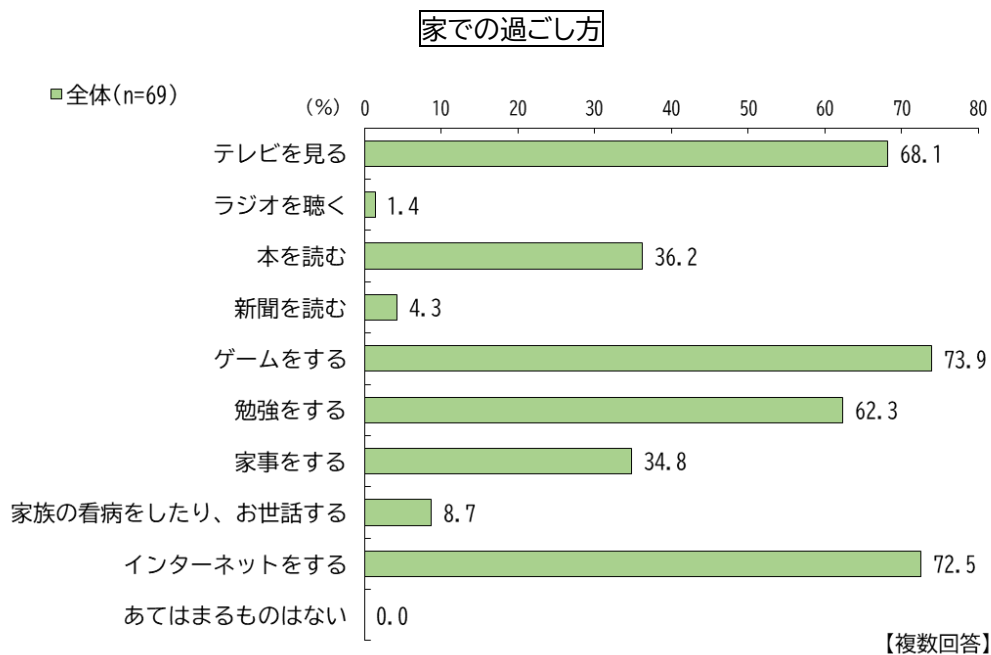
<将来の希望>

「どちらかといえば希望がある」(34.8%)と「希望がある」(27.5%)を合わせた62.3%が自身の将来への希望について肯定的な認識を示しています。



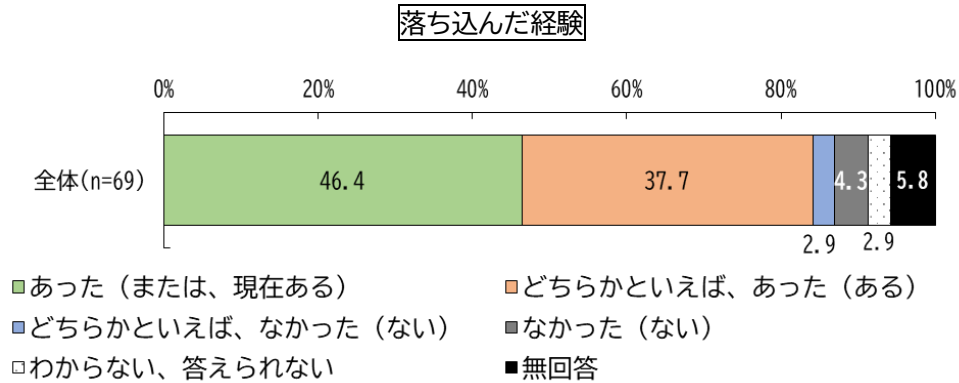
<家での過ごし方>

「ゲームをする」(73.9%)が最も高く、次いで「インターネットをする」(72.5%)、「テレビを見る」(68.1%)、「勉強をする」(62.3%)が続きます。



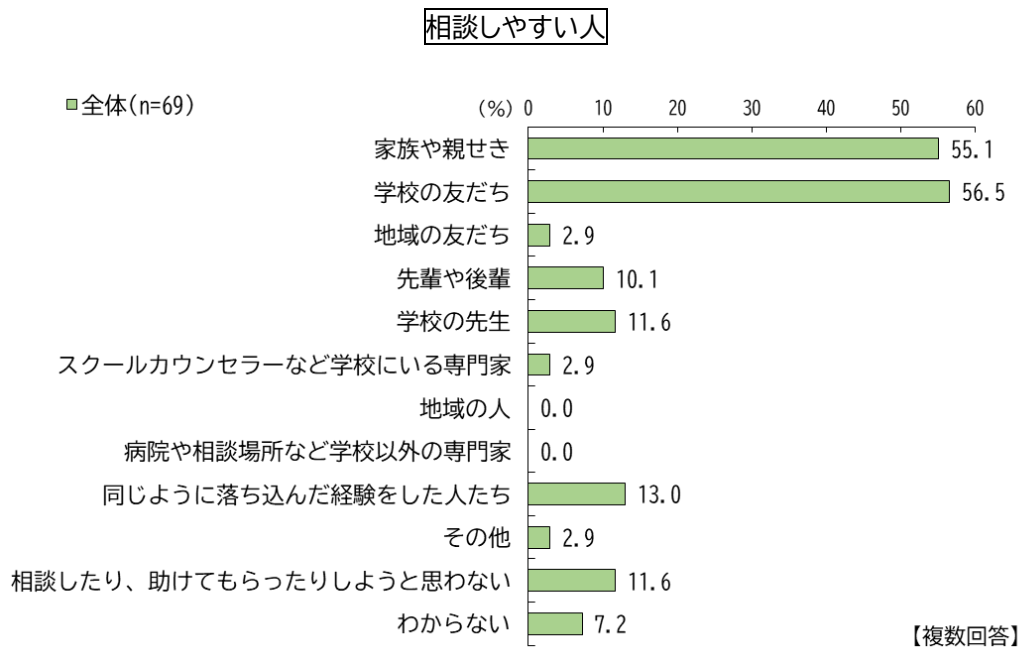
<落ち込んだ経験>

落ち込んだ経験が「あった(または、現在ある)」が46.4%、次いで「どちらかといえば、あった(ある)」が37.7%で続き、これらを合わせた『経験があった(ある)』が84.1%となっています。



<相談しやすい人>

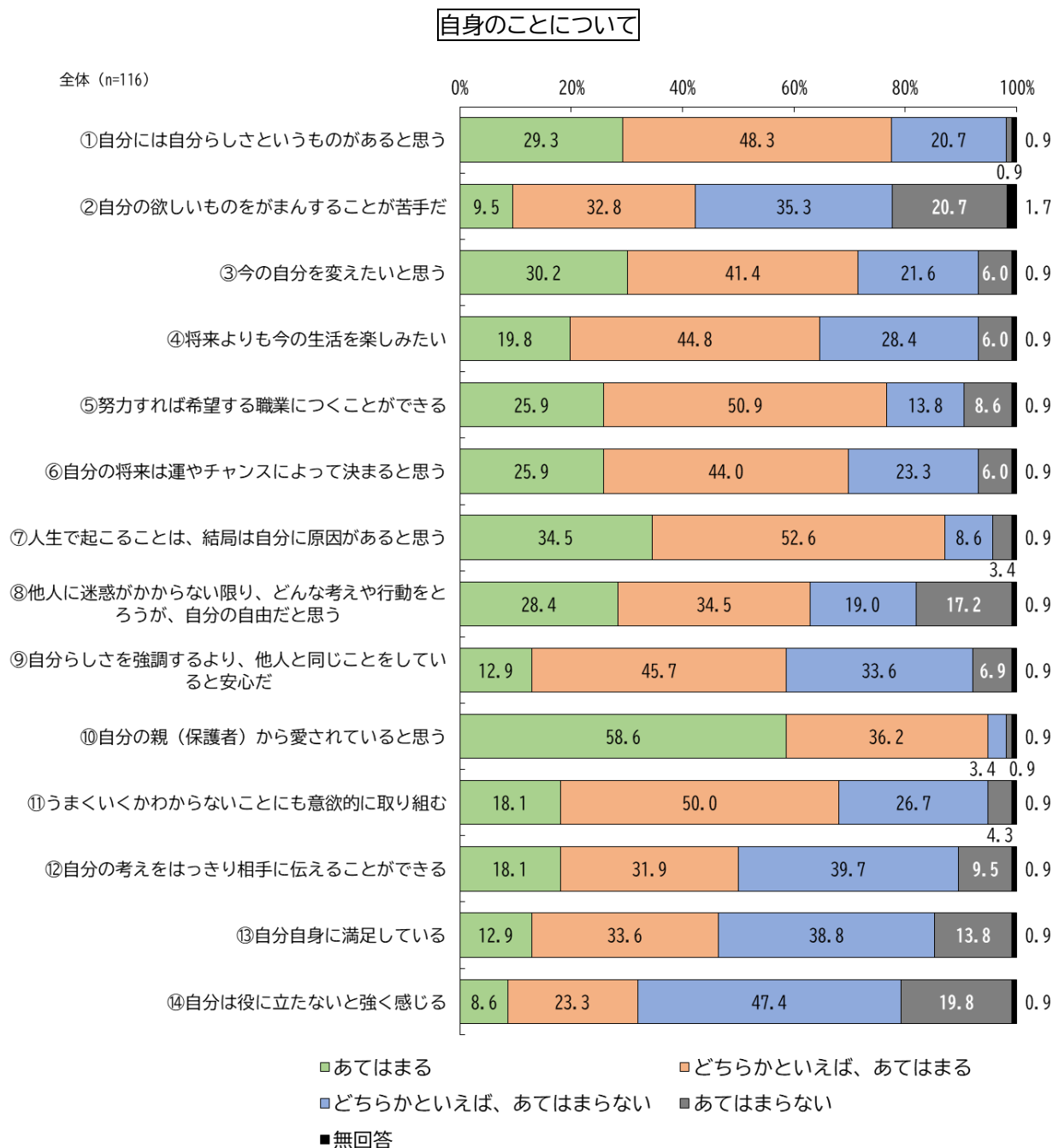
相談しやすい人については、「学校の友だち」(56.5%)が最も高く、次いで「家族や親せき」(55.1%)が上位にあげられています。



④15歳～39歳の町民

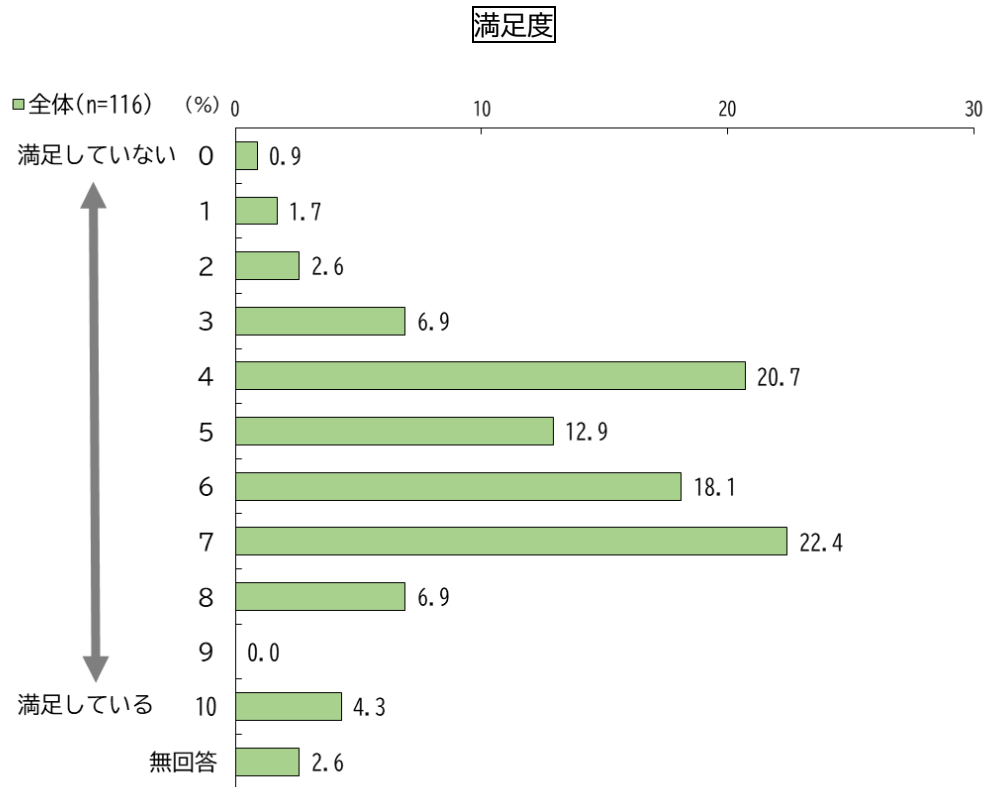
<自身のことについて>

自己認識について『あてはまる』（「あてはまる」と「どちらかといえば、あてはまる」の合計）の割合が最も高い項目は、「⑩自分の親（保護者）から愛されていると思う」（94.8%）となっており、次いで「⑦人生で起こることは、結局は自分に原因があると思う」（87.1%）、「①自分には自分らしさというものがあると思う」（77.6%）などが続きます。



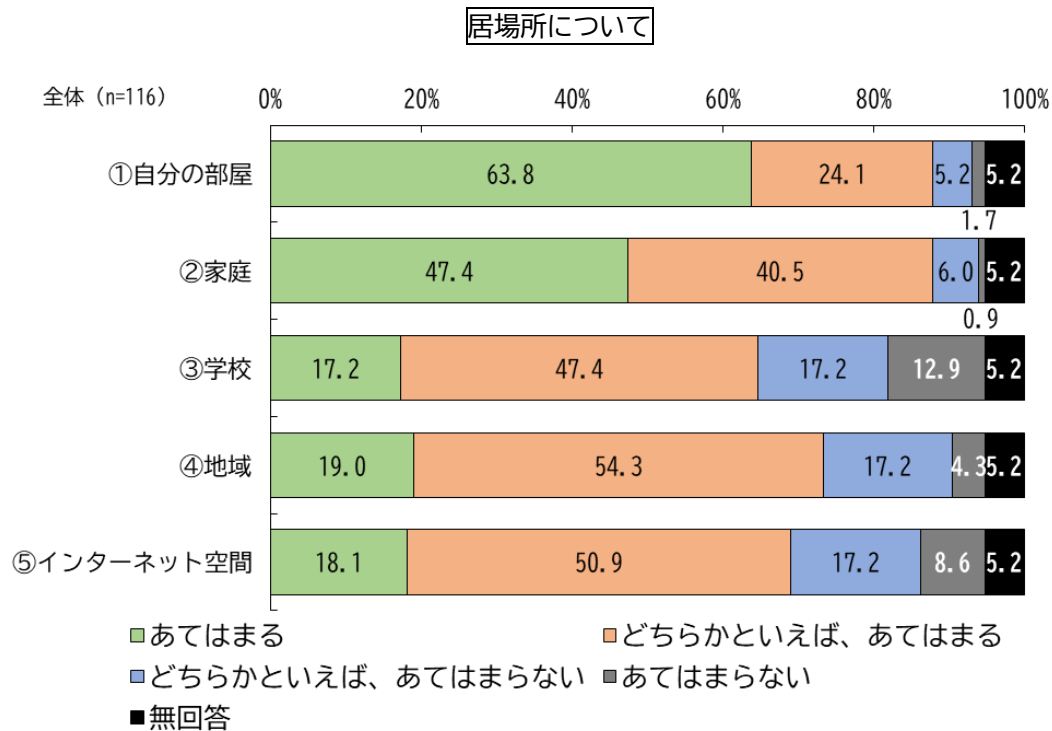
<満足度>

最近の生活の満足度を「0」(満足していない)から「10」(満足している)で回答してもらったところ、「7」が22.4%で最も高く、次いで「4」が20.7%、「6」が18.1%、「5」が12.9%で続きます。



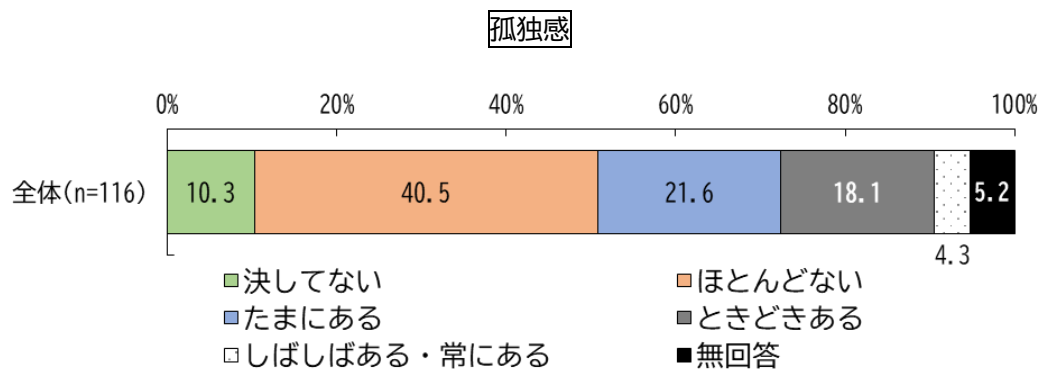
<居場所について>

ほっとできる場所、安心できる場所かについて、「あてはまる」と「どちらかといえば、あてはまる」を合わせた回答が多い居場所は「①自分の部屋」及び「②家庭」が87.9%と同率で最も多く、次いで「④地域」(73.3%)、「⑤インターネット空間」(69.0%)、「③学校」(64.6%)の順となっています。



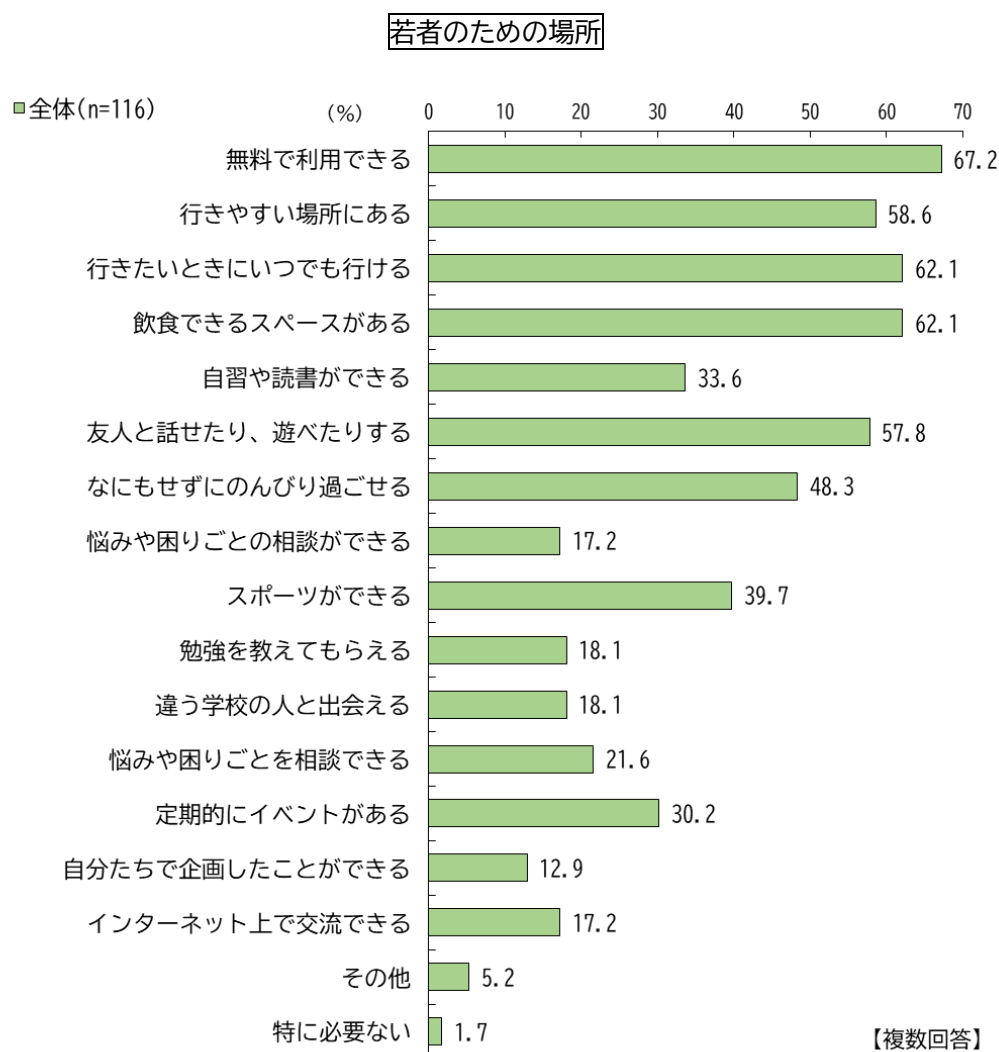
<孤独感>

「ほとんどない」が40.5%で最も高く、次いで「たまにある」が21.6%、「ときどきある」が18.1%、「決してない」が10.3%などとなっています。



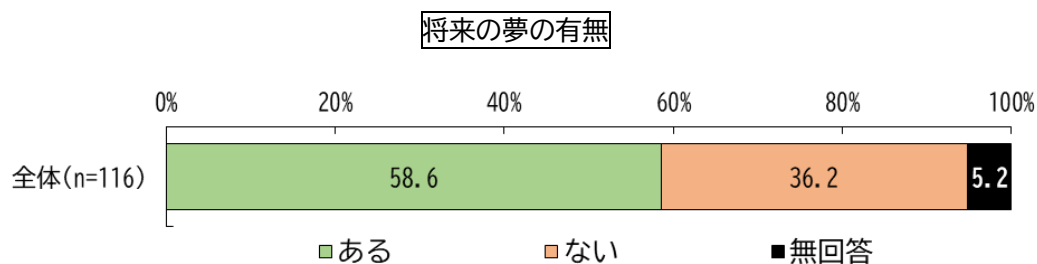
<若者のための場所>

若者のための場所としてどのような場所があるとよいかをたずねたところ、「無料で利用できる」(67.2%)が最も高く、次いで「行きたいときにいつでも行ける」及び「飲食できるスペースがある」(62.1%:同率)が続きます。



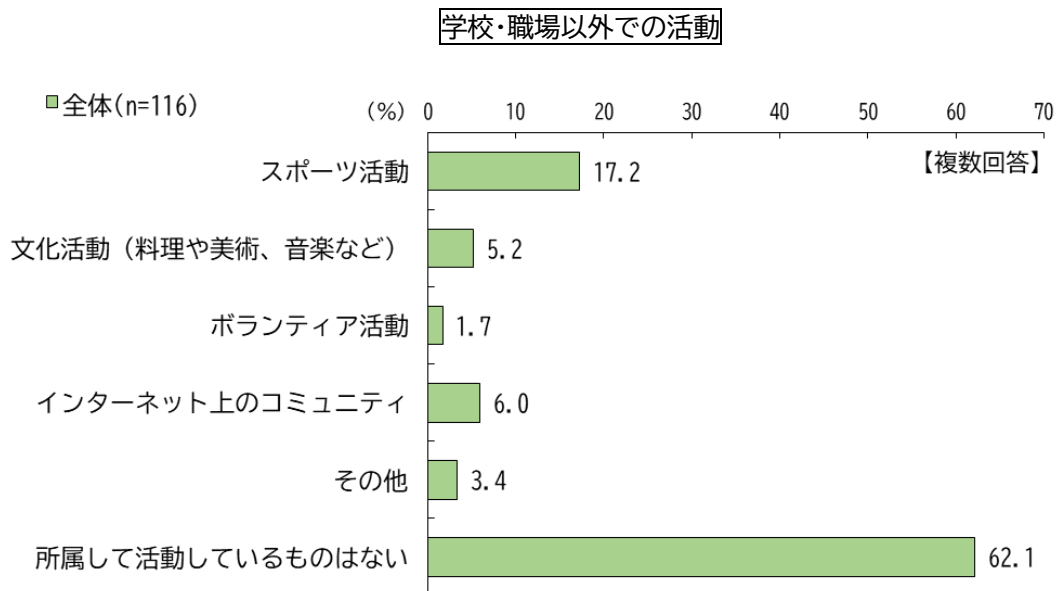
<将来の夢>

「ある」が58.6%、「ない」が36.2%となっています。



<学校・職場以外での活動>

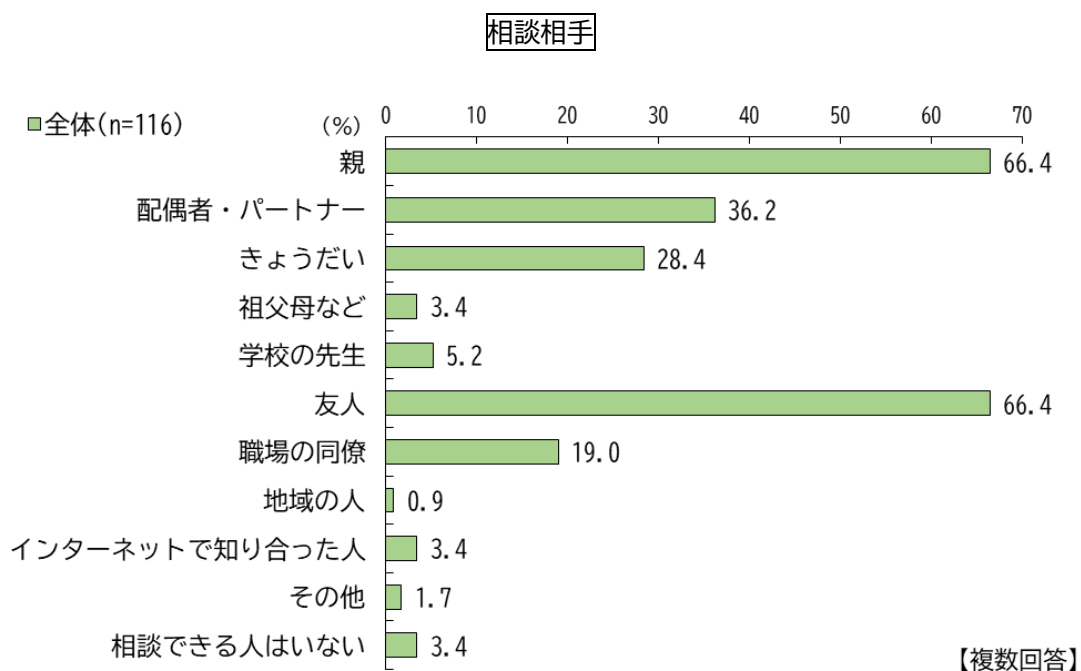
「所属して活動しているものはない」が62.1%で最も高く、次いで「スポーツ活動」(17.2%)、「インターネット上のコミュニティ」(6.0%)、「文化活動(料理や美術、音楽など)」(5.2%)が続きます。



<相談相手>

「親」及び「友人」(66.4%:同率)が上位を占め、次いで「配偶者・パートナー」(36.2%)、「きょうだい」(28.4%)、「職場の同僚」(19.0%)などが続きます。

「相談できる人はいない」は3.4%にとどまります。



第5節 こども・若者意見聴取の結果概要

こども基本法第11条では、こども施策の策定・実施・評価に際し、こどもの意見を反映させるために必要な措置を講ずる必要があると規定しています。本町では、町内の小学生、中学生に以下のようにアンケートを行い、意見を広く求めました。その意見を集約し、本計画に反映することとします。

1. 実施概要

- 調査対象:町内の学校に通う小学4～6年生、中学2年生
- 調査期間:令和6年11月11日～11月29日
- 調査方法:小学生は紙の調査票で学校において配付回収、中学生はウェブによる回答
- 有効回答数:小学生=83件、中学生=148件

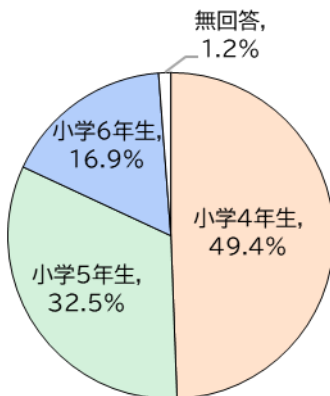
2. 結果概要

①小学生

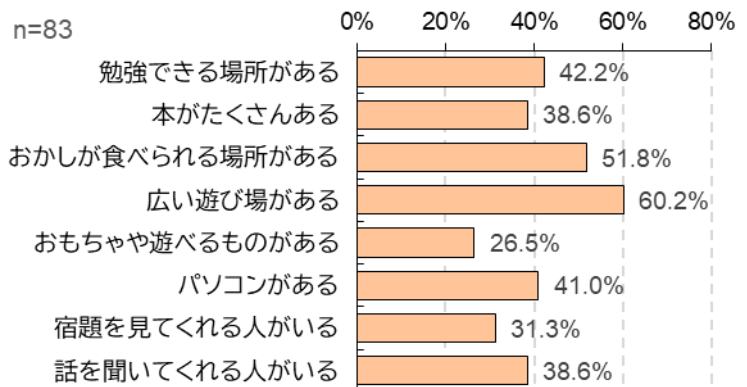
学年は、「小学4年生」が約半数を占めています。

学校が終わった後や、休みの日にいられる場所への希望は「広い遊び場がある」が6割を占め、最も多く、次いで「おかしが食べられる場所がある」が半数を占め、多くなっています。

問1. あなたは何年生ですか。(n=83)



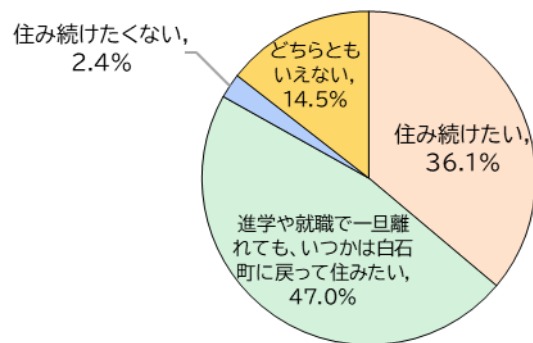
問2. あなたは、学校が終わった後や、お休みの日にいられる場所に、どんなことがあればいいと思いますか。



第2章 白石町子ども・子育てを取り巻く環境

白石町への居住希望は「住み続けたい」が4割弱、「進学や就職で一旦離れても、いつかは白石町に戻って住みたい」が半数弱と合わせて8割以上が白石町に住みたい意向を示しています。

問3. 白石町には、これからも住んでいたいと思いますか。(n=83)



問3のように回答した理由	
住み続けたい	
	白石町が好きだから
	自然があっていいところだから
	ともだちがいるから
	住み慣れているから
進学や就職で一旦離れても、いつかは白石町に戻って住みたい	
	いろいろな経験をしてみたい、別の場所にも住んでみたいから
	ふるさとだから
	ごはんや食べ物がおいしいから
	自然がゆたか、空気がおいしいから
	夢に向かって大学や病院で働きたいから
	両親がいるから
住み続けたくない	
	お店が少ないから
どちらともいえない	
	大きくなってみないとわからない
	就きたい職業によるから
	いいところも悪いところもあるから

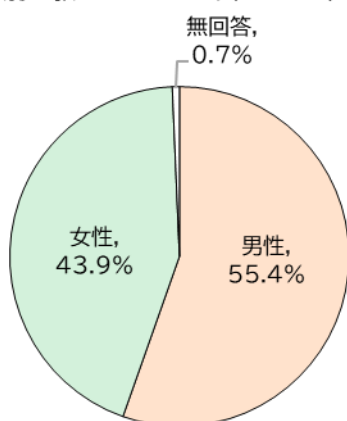
②中学生

性別は、「男性」がやや多くなっています。

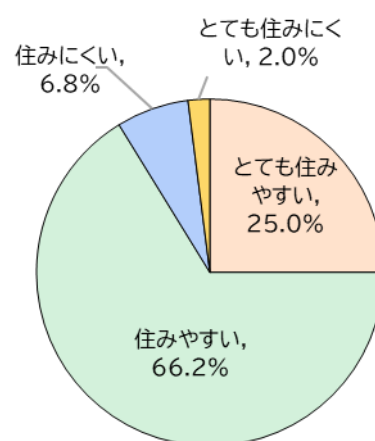
白石町が住みやすいかについては「とても住みやすい」が2割以上、「住みやすい」が6割以上と合わせて9割以上が住みやすいという認識を示しています。

また、将来白石町で子育てをしてみたいかについては、「したい」が2割以上、「したくない」が1割未満と「したい」が上回っています。また「わからない」が7割弱と多くを占めています。

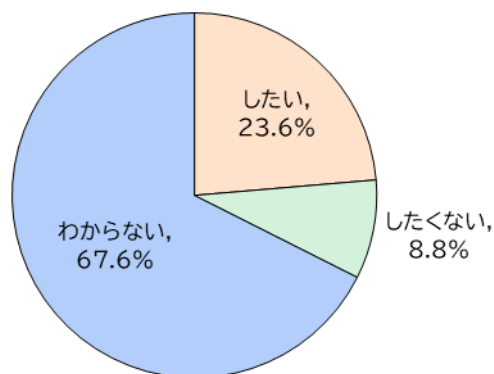
問1. あなたの性別を教えてください。(n=148)



問2. 白石町はみなさんにとって住みやすいですか。(n=148)



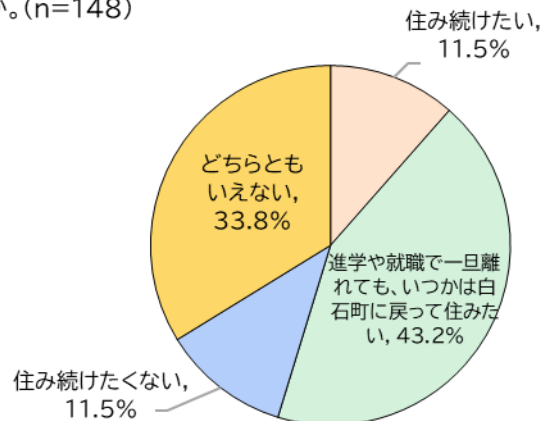
問5. あなたのこれまでの白石町での暮らしや白石町の子育て家庭の様子などを踏まえて、将来、白石町で子育てしてみたいと思いますか。(n=148)



第2章 白石町の子ども・子育てを取り巻く環境

白石町への居住希望は「住み続けたい」が約1割、「進学や就職で一旦離れても、いつかは白石町に戻って住みたい」が4割以上と合わせて半数以上が白石町に住みたい意向を示しています。また、「どちらともいえない」が3割以上となっています。

問3. 白石町には、これからも住んでいたいと思いますか。(n=148)



問3のように回答した理由	
住み続けたい	
	心優しい人がたくさんいるから
	自然が豊かだから
	住み慣れている、住みやすいから
進学や就職で一旦離れても、いつかは白石町に戻って住みたい	
	自然豊か、治安がいいから
	育った土地、地元、ふるさとだから
	他の県(都会)にも行ってみたいから
	就職は県外です思うから
	思い出があるから
住み続けたくない	
	店が少ないから
	いろいろ不便だから
	田舎で何も無いから
	楽しめる場所がないから
どちらともいえない	
	まだわからない、進路を決めていないから
	他の県(都会)にも行ってみたいから
	どっちでもいいから、なんとなく
	店が少ないから

白石町がどんな町になると良いと思うかについて、主な意見は以下のとおりです。

白石町がどんな町になると良いと思いますか。(思ったことを自由に書いてください)	
小学生	中学生
みんな仲良く、楽しい町、明るい町	自然が多い町
親切、やさしい人がいる	もっと栄えた町、都会になってほしい
犯罪や事故などがない平和な町	平和な町
大型スーパー、コンビニなどお店がある都会	事故がない安全な町
今のままでいい	お店が増えて買い物がしやすい町
人口が増えて、発展してほしい	みんなが仲良く、楽しく暮らせる町
大きい公園、遊ぶところがほしい	外国の人が観光しやすい町
交通と農業が両立した町	特産物が有名な町
ポイ捨てがない町	地域の行事にみんなで参加して盛り上げられる町
自然がゆたかになって、のり養殖がつづいてほしい	のんびりとした居心地の良い場所

第6節 第2期「白石町子ども・子育て支援事業計画」の実施状況

1. 幼児期の学校教育・保育

第2期「白石町子ども・子育て支援事業計画」における幼児期の学校教育・保育の数値目標と実施状況は次のとおりです。

幼児期の学校教育・保育の目標と実績

		単位	第2期計画目標	実績 (令和5年度)
保育施設(認可保育所(園)・認定こども園・地域型保育施設)	2号認定	人	492	391
	3号認定(0歳)	人	67	47
	3号認定(1・2歳)	人	237	184
特定教育施設(幼稚園・認定こども園)		人	60	103

2. 地域子ども・子育て支援事業

第2期「白石町子ども・子育て支援事業計画」における地域子ども・子育て支援事業の数値目標と実施状況は次のとおりです。

地域子ども・子育て支援事業の目標と実績

事業名		単位	第2期計画目標	実績 (令和5年度)
地域子育て支援拠点事業		人回/年	3,052	1,099
		か所	1	1
一時預かり事業	幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)	人日/年	6,720	1,975
		か所	1	5
	幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)以外	人日/年	1,600	605
乳児家庭全戸訪問事業		人/年	116	92
養育支援訪問事業		人回/年	23	25
ファミリー・サポート・センター事業		人日/年	200	7
子育て短期支援事業(ショートステイ事業)		人日/年	14	0
延長保育事業		人日/年	200	193
		か所	9	9

事業名		単位	第2期計画目標	実績 (令和5年度)
病児・病後児保育事業		人日/年	300	179
		か所	2	0
放課後児童クラブ (放課後児童健全 育成事業)	全体	人	487	350
		か所	8	8
	須古小スマイルクラブ	人	73	39
	六角小わかばクラブ	人	46	39
	白石小ひまわりクラブ	人	78	57
	北明小ひばりクラブ	人	81	53
	福富小すみれクラブ	人	100	55
	有明東小こすもすクラブ	人	40	46
	有明西小もみじクラブ	人	39	30
	有明南小さくらクラブ	人	30	31
妊婦健康診査事業		人枚/年	1,545	1,134

第7節 白石町の子ども・子育て支援の課題

本町のこどもを取り巻く現状やアンケート調査結果を踏まえ、本町の子ども・子育てを取り巻く課題を整理しました。

1. 地域で安心して子育てができる環境づくり

本町では、少子高齢化が進む中、1世帯当たりの人員の減少が続き、核家族や独居世帯が増加しています。また、地域や近所付き合いの希薄化も進んでおり、アンケートでは、日常的に祖父母等に未就学児をみてもらえる家庭は半数以下という結果から、子育てに孤立を感じる保護者も少なくありません。子育て世帯の孤立感や負担を軽減させるためにも地域の力で子育てをしていくことが重要となっています。町の子育て支援について期待することとして、「子どもが安心して遊べる場所・施設を増やしてほしい」という意見が多く、身近な遊び場、施設等で地域の大人が関わることにより保護者だけでなく地域で子育てをする意識の醸成と行政や教育・保育施設、企業やボランティア等が連携し、地域で安心して子育てができる環境の整備が必要です。

2. 多様化する教育・保育ニーズへの対応

本町の女性の労働力率は上昇傾向にあり、佐賀県や全国よりも高い数値となっています。今後もこの傾向は続くと予想され、児童人口は減少が見込まれていますが、仕事と子育ての両立を考える子育て家庭は一定数が見込まれ、こどもの預かりニーズはサービスの質と量の確保が重要な課題となっています。一方で、そのサービスの提供を担う生産年齢人口は減少が見込まれ、今後の担い手の確保が懸念されます。さらに、障害があるこどもやひとり親、貧困、日本語を母国語としない家庭など、様々な事情を抱え、配慮を必要とする家庭やこどもにも対応できるよう、体制の整備を図ることが重要です。

3. 若者が地域で活躍できるための環境づくりの支援

15～39歳の若者のアンケートから、生活の満足度は約半数が満足という結果が出ていますが、3割ほどが満足していないと回答しています。他にも孤独を感じている人が約4割、ほっとできる居場所が自宅や家庭という人が9割近くであるのに対し、学校では6割台とやや低くなっています。地域で交流できる場の創出が生活の満足度の向上や孤独感の解消には必要であり、具体的に「無料で利用できる」、「行きたいときにいつでも行ける」、「飲食できるスペースがある」などのニーズがあがっています。住み慣れた地域での交流、スポーツレクリエーションや郷土文化の伝承などの支援を通して地域に愛着を感じ、地域で活躍できる環境づくりが求められています。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

本町では、安心してのびのびとこどもが育つことができるような環境づくりを進めるとともに、地域住民がそれぞれ役割を担い、助け合いや協力をして地域が一丸となってこどもを育てていくことが重要であるという考えのもと、「第2期白石町子ども・子育て支援事業計画」では、“子どもとともに、人を育て、まちを育む”を基本理念として定め、計画を推進してきました。

本計画においても、子ども・子育て支援法の目的や「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識等を踏まえつつ、第1期及び第2期の「白石町子ども・子育て支援事業計画」において定めた基本理念を継承し、各種施策に取り組んでいきます。

子どもとともに、人を育て、まちを育む

第2節 基本目標

全てのこどもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的とし、基本理念「子どもとともに、人を育て、まちを育む」の実現に向けて、保護者の就労状況や家庭の状況など子育てを取り巻く環境を考慮し、以下の6つの基本目標を設定します。

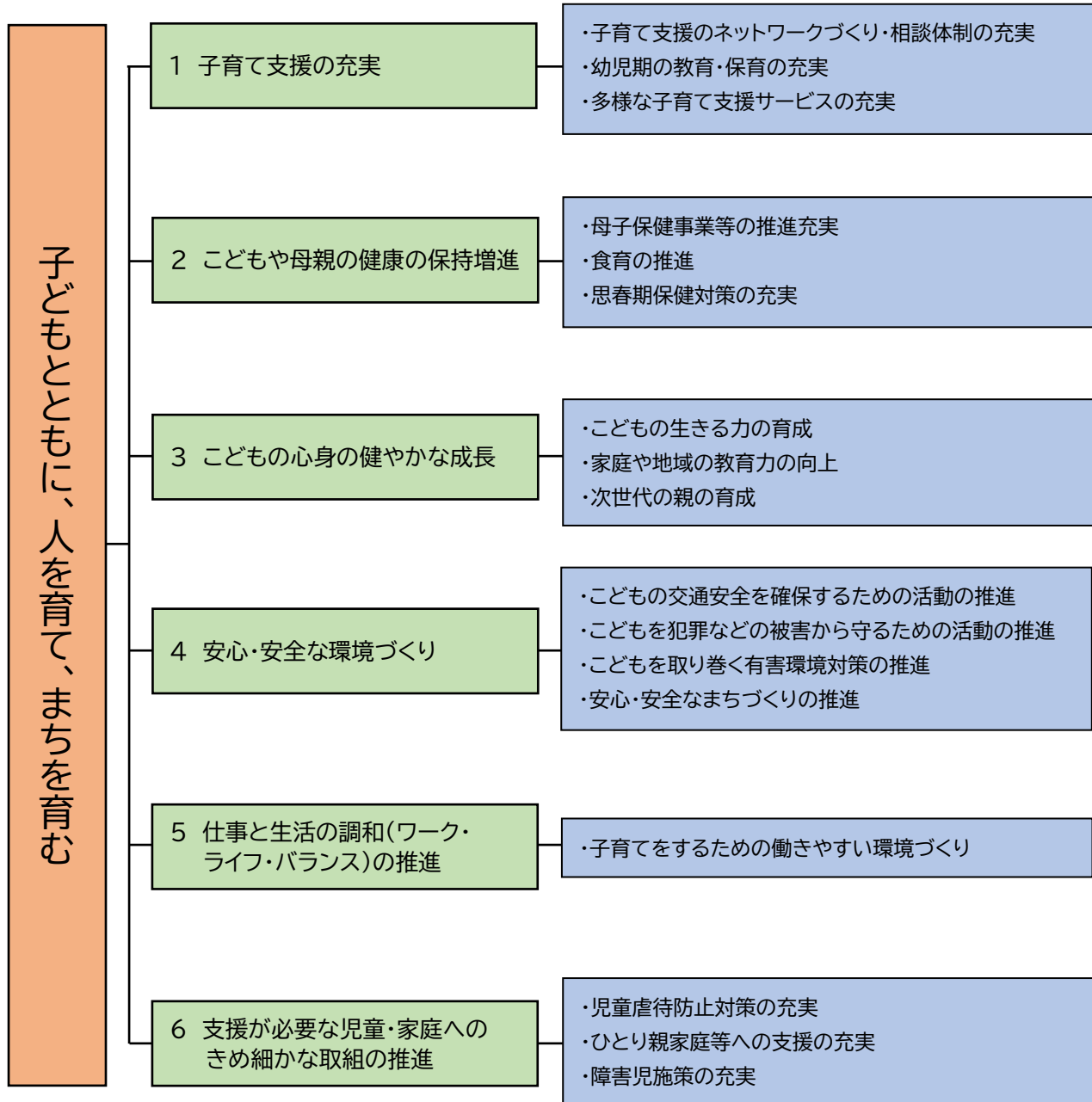
1. 子育て支援の充実
2. こどもや母親の健康の保持増進
3. こどもの心身の健やかな成長
4. 安心・安全な環境づくり
5. 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進
6. 支援が必要な児童・家庭へのきめ細かな取組の推進

第3節 施策体系

【基本理念】

【基本目標】

【施策】



第4章 子ども・子育て支援事業計画

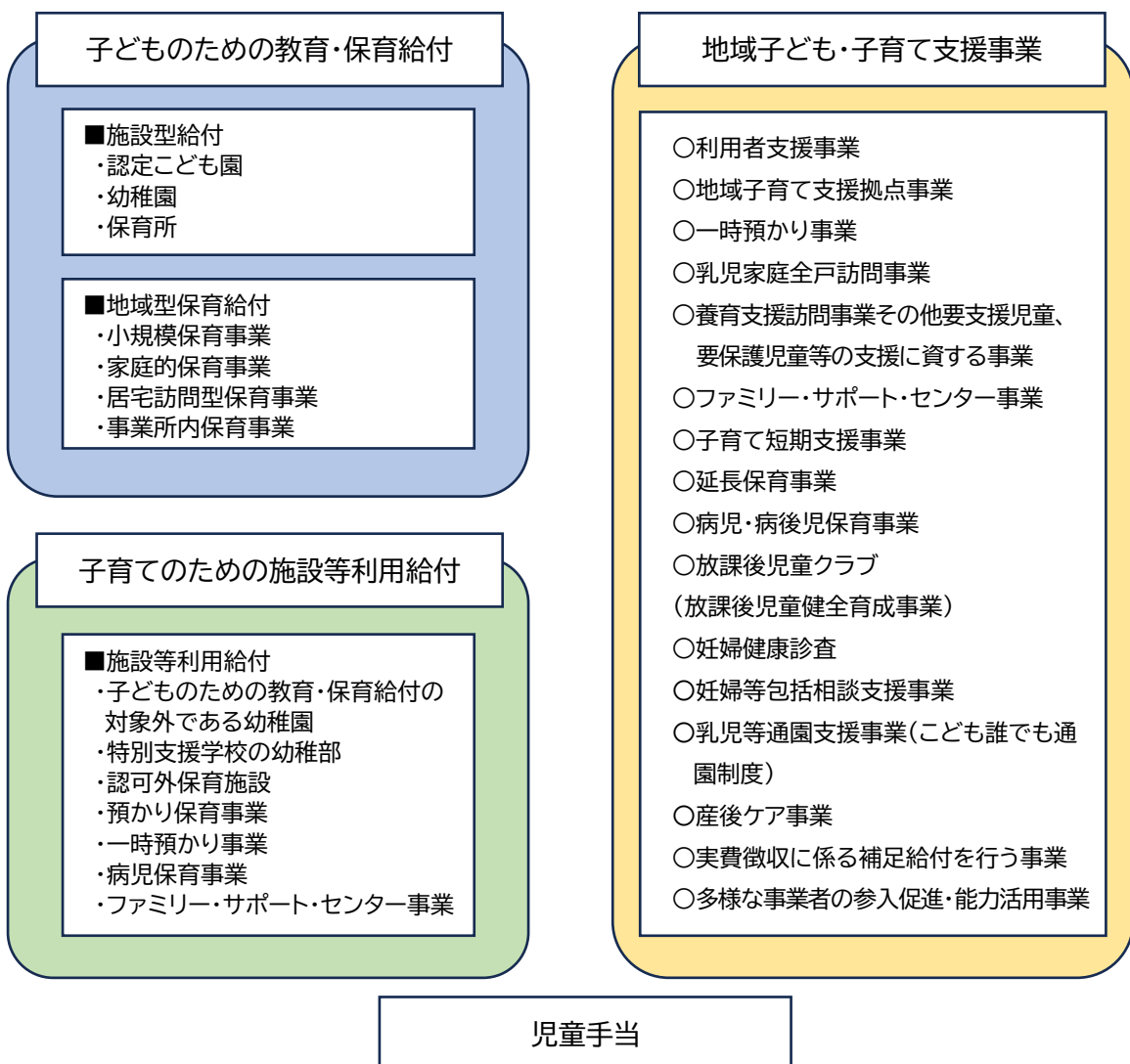
第1節 子ども・子育て支援サービスの全体像

子ども・子育て支援新制度では、行政が保護者等に提供するサービスとして、「子どものための教育・保育給付」、「子育てのための施設等利用給付」及び「地域子ども・子育て支援事業」の3つに大別されます。

「子どものための教育・保育給付」は施設型給付費と地域型保育給付費が対象となっており、「子育てのための施設等利用給付」は施設等利用費も対象となります。「地域子ども・子育て支援事業」は市町村が独自に実施する各種事業が対象となっています。

これら3つの大きな違いとしては、「子どものための教育・保育給付」と「子育てのための施設等利用給付」は、国が統一的な基準等を設けて各市町村でサービスの提供を行うのに対して、「地域子ども・子育て支援事業」は、市町村ごとに地域の実情に応じたサービス提供を行う点にあります。

子ども・子育て支援サービスの全体像



第2節 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、子どものための教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

国から示された教育・保育提供区域の考え方は、以下のとおりです。

1. 教育・保育提供区域の考え方

- ①地理的条件、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための整備状況その他の条件を勘案したものであること。
- ②地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となる。
- ③地域子ども・子育て支援事業と共通の区域設定とすることが基本となるが、実態に応じて区分又は事業ごとに設定することができる。

2. 教育・保育提供区域を設定するに当たっての留意事項

ポイント1:事業量の調整単位として適切か

- 児童数や面積の規模
- 区域ごとに事業量の見込みが可能か
- 区域ごとに確保策を打ち出せるか

ポイント2:事業量の利用実態を反映しているか

- 保護者の移動状況を踏まえているか
- 区域内で事業のあっせんが可能か
- 現在の事業の考え方と合っているか

3. 本町の教育・保育提供区域について

本町の教育・保育提供区域は、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、以下のとおり定めることとし、子どものための教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

区域	該当事業
町全域(1区域)	・幼稚園、保育所 ・利用者支援事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・一時預かり事業 ・乳児家庭全戸訪問事業 ・養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業 ・ファミリー・サポート・センター事業 ・子育て短期支援事業 ・延長保育事業 ・病児・病後児保育事業 ・妊婦健康診査 ・妊婦等包括相談支援事業 ・乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度) ・産後ケア事業 ・実費徴収に係る補足給付を行う事業 ・多様な事業者の参入促進・能力活用事業
小学校区(8区域) ※令和8年度から 6区域	・放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

4. 提供区域設定の主な理由

- ①保育所については、自宅に近いという理由のほか、保護者の通勤経路等から選択することが考えられます。複数の区域を設定した場合、自宅のある地域と利用する保育所が一致しない場合が予想されます。
- ②区域を複数設けた場合、保護者が利用できる施設・事業が周辺にない場合があり、区域をまたいで利用する際の手続き等が生じ、利用者・事業所・行政全てに負担が発生します。

第3節 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、子ども及びその保護者が教育・保育給付を受ける場合は、子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定(法第19条)を受けることが必要となっています。

町は、保護者の申請を受け、客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給することとされています。

なお、認定区分の類型は大きく3つに分かれ、それぞれに利用できる施設や事業が異なります。

支給認定は、次の1～3号の区分で行われます。

認定区分

認定区分	対象となる子ども
1号認定 (教育標準時間認定)	お子さんが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合
2号認定 (3歳以上保育認定)	お子さんが、満3歳以上で「保育の必要な事由(保護者の就労や疾病等)」に該当し、保育所等での保育を希望する場合
3号認定 (3歳未満保育認定)	お子さんが、満3歳未満で「保育の必要な事由(保護者の就労や疾病等)」に該当し、保育所等での保育を希望する場合

認定区分による施設・事業の利用区分

給付対象施設・事業		1号認定	2号認定	3号認定
施設型	認定こども園	○	○	○
	幼稚園	○	▲	×
	保育所	▲	○	○
地域型	小規模保育	▲	▲	○
	家庭的保育	▲	▲	○
	居宅訪問型保育	▲	▲	○
	事業所内保育	▲	▲	○

○＝利用可能 ×＝利用不可 ▲＝特例給付による利用

保育の必要性の認定基準

事由	①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労、自営業などの居宅内の労働など ②就労以外の事由 妊娠・出産、保護者の疾病・傷害、同居又は長期入院している親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれ、育児休業中に既に保育を利用している子どもの継続利用、またそれらに類するものとして町が認める場合
区分 (保育の必要量)	①保育標準時間 主にフルタイム就労を想定した利用(最大11時間) ②保育短時間 主にパートタイム就労を想定した利用(最大8時間)
優先利用	ひとり親家庭、生活保護世帯、生計中心者の失業等、保育の優先的な利用が必要と判断された場合

第4節 子ども・子育て支援給付

令和元年10月より実施された幼児教育・保育の無償化は、幼児教育・保育の重要性や負担軽減を図る少子化対策の観点から実施される取組であり、この円滑な実施に努めます。

1. 施設型給付

幼稚園、保育所、認定こども園は、これらを対象とした共通の給付制度に基づいて、公的な財政支援を行っており、幼児教育・保育の無償化により、3歳以上の利用料は無償となっています。

施設種別	利用できる保護者	対象となる子ども	内容
幼稚園	制限なし	3歳～就学前	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設です。教育時間終了後の預かり保育なども実施しています。利用料は無償となります。
認可保育所	共働き世帯など、家庭での保育ができない保護者	0歳～就学前	就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設です。こどもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護と教育を行います。0～2歳は住民税非課税世帯・3歳以上は利用料無償となります。
認定こども園	1号:制限なし 2・3号:共働き世帯など、家庭での保育ができない保護者	0歳～就学前	小学校就学前のこどもの教育と保育を一体的に提供するとともに、子育て支援事業を行う施設で、幼稚園機能と保育所機能の両方の役割を果たします。0～2歳は住民税非課税世帯・3歳以上は利用料無償となります。

2. 地域型保育給付

地域型保育は、町の認可事業として、待機児童の多い0～2歳児を対象とする事業です。地域の様々な状況に合わせて保育の場を確保します。また、いずれの事業においても、0～2歳は住民税非課税世帯を対象として利用料は無償となっています。

事業種別	内容
家庭的保育	家庭的保育事業者がその自宅において、家庭的な雰囲気の中で少人数(定員3人以下)を対象にきめ細かな保育を行います。
小規模保育	少人数(定員6人から19人まで)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気の中できめ細かな保育を行います。
事業所内保育	事業所の保育施設などで、従業員の子どもだけでなく、地域の保育を必要とする子どもと一緒に保育を行います。
居宅訪問型保育 (障害児向け)	障害・疾患などで個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅で1対1の保育を行います。
居宅訪問型保育 (待機児童向け)	認可保育所の入所が待機となった子どもを対象に保護者の自宅にベビーシッターを派遣し、1対1の保育を行う事業です。

3. 子育てのための施設等利用給付

新制度に移行していない幼稚園、認可外保育所、預かり保育等の利用に係る支援を行います。

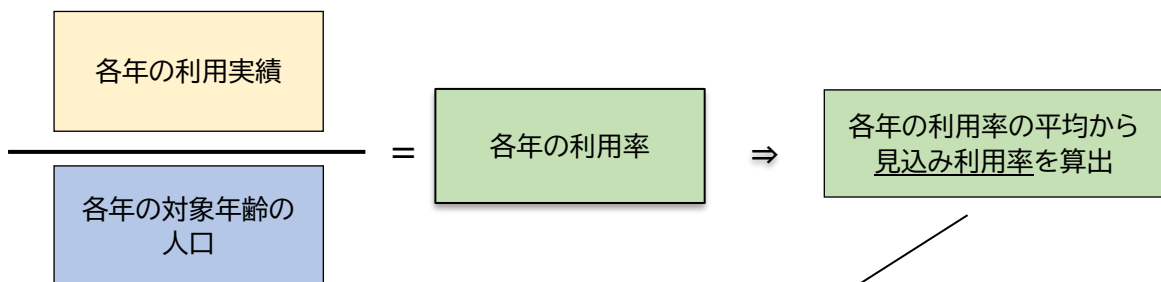
施設種別	対象となる子ども	利用支援の内容
子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園	3歳～就学前	幼稚園における利用者負担額を上限として無償化されます。
特別支援学校の幼稚部	3歳～就学前	3～5歳の就学前の障害児の発達支援(いわゆる障害児通園施設)を利用することもたちについて、利用料が無償化されます。
認可外保育施設	0歳～就学前	保育の必要性があると認定された3～5歳を対象として、認可保育所における保育料の全国平均額(月額3.7万円)までの利用料が無償化され、0～2歳については、住民税非課税世帯を対象として、月額4.2万円までの利用料が無償化されます。
預かり保育事業	3歳～就学前	保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園や認定こども園の利用料に加え、利用実態に応じて、認可保育所における保育料(月額3.7万円)と幼稚園利用料の無償化の上限額との差額(月額1.13万円)の範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。
一時預かり事業 病児保育事業 ファミリー・サポート・センター事業	0歳～就学前	特定教育・保育施設(保育所・認定こども園)又は特定地域型保育事業を利用できていない方で保育の必要性がある場合は、保育所等の利用者との公平性の観点から、施設等利用給付2・3号認定を受けることにより、認可保育所における保育料(3～5歳までの場合:月額上限3.7万円、0～2歳までの場合:月額上限4.2万円)まで認可外保育施設等の利用と併せて、施設等利用給付を受けることができます。

第5節 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保の方策

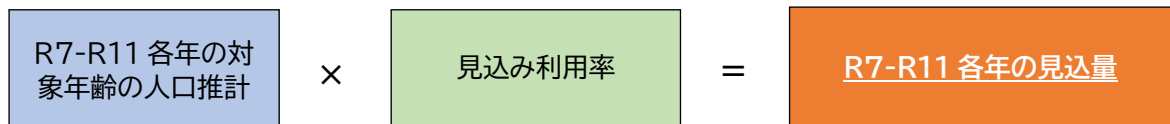
子ども・子育て支援法では、市町村が計画の中で教育・保育提供区域ごとに教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保の方策」を定めることとしています。本町では、町全体を1つの教育・保育提供区域とし、利用の実績やニーズ調査の結果等に基づいて事業ごとに「量の見込み」や「確保の方策」をまとめました。「量の見込み」の算出方法は以下のとおりです。

量の見込みの算出の手順

①第2期計画期間中の利用実績に対する人口から利用率を算出



②各年の利用率の傾向から令和7年～令和11年の利用見込みを算出



※放課後児童クラブは、人口推計ではなく学校区の児童数の推計

- 各事業において、対象年齢の人口推計、第2期計画の事業実績値をもとに見込量を設定します。第3期期間中に新たに実施される事業については、国の算出マニュアルに基づき算出します。

1. 保育施設（認可保育所・認定こども園・地域型保育施設）

認可保育所・地域型保育施設は、保護者が仕事や病気などの理由で、0歳～小学校就学前のこどもの保育が必要な場合に、こどもを預かって保育する施設です。

認定こども園は、小学校就学前のこどもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設です。

■量の見込み

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A ニーズ量の見込み	546	520	509	475	463
2号認定	353	330	326	299	291
3号認定(0歳)	18	17	17	16	16
3号認定(1歳)	82	79	76	73	72
3号認定(2歳)	93	94	90	87	84
B 確保提供数	620	620	620	620	620
2号認定	383	383	383	383	383
3号認定(0歳)	43	43	43	43	43
3号認定(1歳)	78	78	78	78	78
3号認定(2歳)	116	116	116	116	116
差異(B-A)	74	100	111	145	157

■確保の方策

本町では、今後0～5歳の人口は減少傾向が見込まれています。また、認定こども園の入園者数は増加傾向にありますが、認可保育所の利用者数は減少が続いています。

今後も既存の保育施設の定員の中で受入れを行っていくとともに、3号認定については、母親の就労状況や利用ニーズの動向等をみながら、適切に対応していくこととします。

2. 特定教育施設（幼稚園・認定こども園）

幼稚園は、保護者の就労状況に関わらず、3歳から入園でき、年齢に相応しい適切な環境を整え、心身の発達を助長するための教育施設です。

認定こども園は、小学校就学前のこどもに対する教育・保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設です。

■量の見込み

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A ニーズ量の見込み	51	48	47	43	42
B 確保提供数	85	85	85	85	85
差異(B-A)	34	37	38	42	43

■確保の方策

町内に1園あった幼稚園は、平成27年度に幼保連携型認定こども園に移行しています。

幼稚園の定員は、現在60名となっていますが、町外の幼稚園等で提供数を確保することにより、ニーズの増加にも応じられるものと考えます。

第6節 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保の方策

1. 利用者支援事業

こども及びその保護者、又は妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

本事業については、保健福祉課に設置した白石町子育て世代包括支援センターを窓口として下記のような事業を実施します。

- ① 子育て等に関する相談(個別ニーズの把握、情報集約・提供、相談)
- ② 教育分野等含めたより幅広い情報収集・提供
- ③ 施設・事業等の利用に当たっての助言・利用支援(アフターフォロー)
- ④ 療育支援事業(子育て相談の計画・実施)
- ⑤ 養育支援訪問(母子保健推進員のフォロー)
- ⑥ 乳児家庭全戸訪問(母子保健推進員のフォロー)
- ⑦ 要保護児童等の家庭訪問、家庭教育支援
- ⑧ しろいしゆめカフェの実施(子育てに役立つ情報の提供等)

2. 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

■実施状況

単位:人回/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	1,311	809	1,377	1,099	1,200
実施か所(か所)	1	1	1	1	1

■量の見込み

単位:人回/年

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		985	965	928	898	878
確保方策	人数	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
	か所数	1	1	1	1	1

■確保の方策

子育ての負担感等の緩和を図り、乳幼児とその保護者の相互交流を図る場として、現在実施している白石町地域子育て支援センター「ゆめてらす」で、今後も継続して事業を実施します。

3. 一時預かり事業

(1) 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、希望のあった在園児を幼稚園の教育時間の終了後に、引き続き預かる事業です。

■実施状況

単位:人日/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	1,237	2,855	2,433	1,975	2,000
実施か所(か所)	1	2	4	4	5

■量の見込み

単位:人日/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A ニーズ量の見込み	1,810	1,690	1,671	1,531	1,493
確保方策					
B 利用可能数	6,720	6,720	6,720	6,720	6,720
実施か所(か所)	5	5	5	5	5
差異(B-A)	4,910	5,030	5,049	5,189	5,227

■確保の方策

今後も継続して実施します。

(2) 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）以外

病気やけが、冠婚葬祭など、家庭で保育することが一時的に困難な乳幼児について保育所等で一時的に預かる事業です。

■実施状況

単位:人日/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	558	961	556	605	700
実施か所(か所)	3	3	3	3	3

■量の見込み

単位:人日/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A ニーズ量の見込み	577	551	538	505	493
B 利用可能数	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
差異(B-A)	1,023	1,049	1,062	1,095	1,107

■確保の方策

現在実施している白石町地域子育て支援センター「ゆめてらす」、有明ふたば保育園、有明わかば保育園に加え、他の地域(白石、福富)の保育所でも行えるよう対応していきます。

4. 乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいる全ての家庭を訪問し、「子育てに関する情報提供」、「乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握」、「養育についての相談・指導・助言その他の援助」を行う事業です。

■実施状況

単位:人/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問人数	82	100	100	92	100

■量の見込み

単位:人/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
訪問人数	85	82	79	77	76

■確保の方策

乳児の心身状態を確認するとともに、保護者の育児不安や孤独感の軽減を図っていくため、質の向上を図りながら、今後も継続して事業を実施します。

5. 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、特に支援を必要とする妊婦や児童に対して、助産師や保健師等が訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

■実施状況

単位:人回/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問人数	18	15	16	25	20

■量の見込み

単位:人回/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
訪問人数	17	16	15	15	14

■確保の方策

要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業については、今後も関係機関との連携をより一層図りながら、迅速かつ的確な支援に取り組みます。

6. ファミリー・サポート・センター事業

児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者(利用会員)と当該援助を行うことを希望する者(協力会員)との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

■実施状況

単位:人日/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	28	105	108	7	30

■量の見込み

単位:人日/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A ニーズ量の見込み	48	46	44	42	40
B 利用可能数	200	200	200	200	200
差異(B-A)	152	154	156	158	160

■確保の方策

援助を必要としている人が円滑に利用できるよう、事業の広報・周知を充実させ、協力会員の確保に努めます。

7. 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

様々な理由により児童の療育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設に委託し、児童を保護することで、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。

■実施状況

単位:人日/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	0	0	0	0	0

■量の見込み

単位:人日/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A ニーズ量の見込み	14	14	14	14	14
B 利用可能数	14	14	14	14	14
差異(B-A)	0	0	0	0	0

■確保の方策

町外の児童養護施設1か所、乳児院1か所と委託契約をしています。今後も引き続き当該施設と委託契約を継続し、事業を実施していきます。

8. 延長保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用時間に加えて延長して保育を実施する事業です。

■実施状況

単位：人日／年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	136	146	147	193	200
実施か所(か所)	9	9	9	9	9

■量の見込み

単位：人日／年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A ニーズ量の見込み	116	111	108	101	99
確保方策					
B 利用可能数	200	200	200	200	200
実施か所(か所)	9	9	9	9	9
差異(B－A)	84	89	92	99	101

■確保の方策

町内の全保育所及び認定こども園(保育所部分)で実施しています。

今後も保育標準時間、保育短時間それぞれの利用時間外に対応することで、事業の充実を図っていきます。

9. 病児・病後児保育事業

病気又は病気の回復期にあるお子さんを保護者が就労等の理由により家庭で保育できない場合に、児童を病院や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を行う事業です。

■実施状況

単位:人日/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	83	75	132	179	190
実施か所(か所)	1	2	2	2	2

■量の見込み

単位:人日/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A ニーズ量の見込み	118	113	109	104	99
確保方策					
B 利用可能数	200	200	200	200	200
実施か所(か所)	2	2	2	2	2
差異(B-A)	82	87	91	96	101

■確保の方策

町内に実施している施設はありませんが、町外2か所の施設を利用できるよう、近隣市町と協定しています。

10. 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

■実施状況

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録児童数	331	333	334	350	341
実施か所(か所)	8	8	8	8	8

■量の見込み

【町全体】

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A ニーズ量の見込み	301	287	268	261	244
小学1年生	79	74	62	75	60
小学2年生	75	73	69	58	69
小学3年生	70	63	63	57	48
小学4年生	45	42	40	39	36
小学5年生	22	24	23	21	21
小学6年生	10	11	11	11	10
確保方策					
B 利用可能数	505	476	476	476	476
実施か所(か所)	8	6	6	6	6
差異(B-A)	204	189	208	215	232

【須古小学校スマイルクラブ】

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A ニーズ量の見込み	38	36	34	32	29
小学1年生	10	9	8	9	7
小学2年生	8	8	7	6	7
小学3年生	10	9	9	8	7
小学4年生	4	4	4	4	3
小学5年生	5	5	5	4	4
小学6年生	1	1	1	1	1
確保方策					
B 利用可能数	73	73	73	73	73
実施か所(か所)	1	1	1	1	1
差異(B-A)	35	37	39	41	44

【六角小学校わかばクラブ】

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A ニーズ量の見込み	31	29	27	26	25
小学1年生	6	5	4	5	4
小学2年生	6	6	6	5	6
小学3年生	10	9	9	8	7
小学4年生	6	6	5	5	5
小学5年生	3	3	3	3	3
小学6年生	0	0	0	0	0
確保方策					
B 利用可能数	46	46	46	46	46
実施か所(か所)	1	1	1	1	1
差異(B-A)	15	17	19	20	21

【白石小学校ひまわりクラブ】

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A ニーズ量の見込み	50	48	45	43	41
小学1年生	10	10	8	10	8
小学2年生	17	17	16	13	16
小学3年生	12	11	11	10	8
小学4年生	8	7	7	7	6
小学5年生	2	2	2	2	2
小学6年生	1	1	1	1	1
確保方策					
B 利用可能数	78	78	78	78	78
実施か所(か所)	1	1	1	1	1
差異(B-A)	28	30	33	35	37

第4章 子ども・子育て支援事業計画

【北明小学校ひばりクラブ】

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A ニーズ量の見込み	50	48	45	43	40
小学1年生	9	9	7	9	7
小学2年生	10	10	10	8	10
小学3年生	11	10	10	9	7
小学4年生	10	9	8	8	8
小学5年生	5	5	5	4	4
小学6年生	5	5	5	5	4
確保方策					
B 利用可能数	81	81	81	81	81
実施か所(か所)	1	1	1	1	1
差異(B-A)	31	33	36	38	41

【福富小学校すみれクラブ】

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A ニーズ量の見込み	49	46	42	42	39
小学1年生	16	14	12	15	12
小学2年生	12	12	11	10	11
小学3年生	9	8	8	7	6
小学4年生	8	7	7	6	6
小学5年生	3	4	3	3	3
小学6年生	1	1	1	1	1
確保方策					
B 利用可能数	100	78	78	78	78
実施か所(か所)	1	1	1	1	1
差異(B-A)	51	32	36	36	39

【有明東・西・南小学校】(令和8年度から統合予定)

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A ニーズ量の見込み	東小29 西小28 南小26 計83	80	75	75	70
小学1年生	東小8 西小11 南小9 計28	27	23	27	22
小学2年生	東小9 西小5 南小8 計22	20	19	16	19
小学3年生	東小7 西小6 南小5 計18	16	16	15	13
小学4年生	東小4 西小3 南小2 計9	9	9	9	8
小学5年生	東小1 西小2 南小1 計4	5	5	5	5
小学6年生	東小0 西小1 南小1 計2	3	3	3	3
確保方策					
B 利用可能数	127	120	120	120	120
実施か所(か所)	3	1	1	1	1
差異(B-A)	44	40	45	45	50

■確保の方策

現在の実施施設において受入体制を継続していきます。ただし、既存の学童保育室で確保できない施設については、学校の余裕教室の活用等について関係機関と協議を行い、施設の充実を図ります。

11. 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

■実施状況

単位:人枚/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
健診受診回数	1,376	1,391	1,127	1,134	1,200

■量の見込み

単位:人日/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
健診受診回数	1,117	1,069	1,034	1,010	998

■確保の方策

母子健康手帳とともに妊婦健康診査受診票を交付し、安心して妊娠・出産できる環境を整えるとともに、妊娠期からの一貫した健康管理を推進し、健康保持及び増進を図るため、今後も継続して事業を実施します。

12. 妊婦等包括相談支援事業

妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行います。

■量の見込み

単位:回/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A ニーズ量の見込み	282	270	261	255	252
B 利用可能数	306	306	306	306	306
差異(B-A)	24	36	45	51	54

■確保の方策

妊娠届出時、出産前、出産後の適切な時期に、出産・育児の見通しを立てるために面談や継続的な情報発信等を行い、必要な支援につなげる伴走型相談支援を実施します。

13. 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる事業です。

■量の見込み

単位:人/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A ニーズ量の見込み		8	6	6	6
B 利用可能数		45	45	45	45
差異(B-A)		37	39	39	39

■確保の方策

新たに開始する事業であり、利用状況等を見定める中、必要に応じて見込量と確保方策の見直しを実施します。

14. 産後ケア事業

産後の母子に対し、助産師等の専門職が心身のケア、授乳や相談等の育児支援を行う事業です。「アウトリーチ型」は委託契約を結んだ助産師により実施しています。「通所型」「デイサービス型」は令和8年度から実施できるように準備をしています。

令和7年度から子ども・子育て支援交付金による地域支援事業に位置づけられます。

■量の見込み

単位:人/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A ニーズ量の見込み	7	10	10	10	10
B 利用可能数	7	15	15	15	15
差異(B-A)	0	5	5	5	5

■確保の方策

産婦健診の結果、サポートが必要な産婦に対し、助産師又は保健師が自宅に赴き、心身のケアや育児のサポート等を行います。「通所型」「デイサービス型」による支援も医療機関の協力を得て、令和8年度から実施できるように進めていきます。

15. 実費徴収に係る補足給付を行う事業

支給認定保護者のうち、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

■確保の方策

対象となる児童・世帯の把握に努めつつ、国の方針等による財源の確保等を踏まえ適切に事業を実施します。

16. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

■確保の方策

現在の特定教育・保育施設により、必要な定員を確保できていることから、積極的な民間事業者への参入促進の必要性は低いと考えられます。

今後は事業者からの申請状況等を勘案しながら、必要に応じて事業を展開することとします。

第7節 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保

幼児期の教育・保育は、こどもの人格を形成する上で基礎となる重要なものです。

こどもの最善の利益を第一に考えながら、質の高い教育・保育の提供を行うことを目的とし、こどものための教育・保育の一体的提供を推進します。

1. 認定こども園の普及推進

子ども・子育て支援新制度では、認定こども園法が改正され、次のような認定こども園制度の改善が行われました。

- 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化を行い、学校及び児童福祉施設として法的に位置づけします。
- 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に推進します。
- 幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ(株式会社等の参入は不可)となります。
- 認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化します。

今後、認定こども園への移行や新たな参入の申請が行われた場合は、申請状況等を勘案しながら、適切な対応を行います。

2. 質の高い幼児期の教育・保育の一体的な提供の推進

保育所における教育機能の充実を図るとともに、就学へのスムーズな移行を行い、質の高い幼児期の教育・保育の一体的な提供を推進します。

3. 幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な接続の取組の推進

認定こども園や保育所と小学校職員の共通理解を図り、一貫して指導を推進するほか、職員の交流などを通じて、認定こども園や保育所と小学校との連携を推進します。

第8節 関連施策の展開

1. 産前・産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が産前・産後休業及び育児休業後に円滑に、認定こども園や幼稚園、保育所を利用できるような環境を整えることが重要であることに留意しつつ、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供及び相談支援等、必要な支援を行います。

本町では、育児休業後(原則1歳到達時)からの保育を希望する保護者については、あらかじめ復帰の時期(月日)がわかっている場合は、新年度の入園申し込みの際に希望を聞くなどし、申請を受け付けています。

今後も産前・産後休業及び育児休業後において、保育を希望する保護者が認定こども園や幼稚園、保育所を円滑に利用できるよう、ニーズに応じて調整を行い、保護者に対しては、利用者支援事業等により必要な情報の提供及び相談支援を行えるよう体制を整えていきます。

2. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する佐賀県が行う施策との連携

児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進、障害児等施策の充実について、佐賀県が行う施策との連携を行い、各種施策を実施します。

(1) 児童虐待防止対策の充実

○関係機関との連携及び相談体制の強化に努めます。

本町では、要保護児童の早期発見及び適切な保護や支援のため、関係機関の間で情報を共有し、連携を図る「白石町要保護児童対策地域協議会」を設置しています。

○発生予防、早期発見、早期対応ができる体制づくりに努めます。

乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問を利用し、困難を抱える家庭の早期支援に取り組みます。

○社会的養護施策との連携を図ります。

社会的養護を必要とするこどもについては、児童養護施設等や里親制度を利用してこどもが健やかに成長できるよう、学校等の地域の関係機関や佐賀県等とも連携しながら、支援体制の整備に努めます。

(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立支援については、各種事業の利用に際して各種支援策を推進するほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく国の基本方針及びこれに即して佐賀県が策定した第4次佐賀県ひとり親家庭等自立促進計画等の定めるところにより、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策を4本柱として総合的な自立支援を推進します。

(3) 障害児施策の充実

○障害児等特別な支援が必要なこどもの健全な育成に努めます。

○障害のあるこども(自閉症、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)等の発達障害を含む。)の可能性を最大限に伸ばすために必要な支援に努めます。

具体的な施策については、障がい者基本計画及び障がい福祉計画、障がい児福祉計画に詳しく記載しています。

第5章 次世代育成支援行動計画

本町では、「子ども・子育て支援法」に基づき、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする「第2期白石町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

この計画は、次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく「市町村行動計画」にも位置づけ、一体的に策定しており、地域における子育て支援をはじめ、母子保健等の保健対策、教育環境の整備、居住環境の整備、仕事と家庭の両立支援等、多岐にわたる子育て支援策の推進に努めてきました。

この「第2期白石町子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が、令和6年度で満了することを受け、各種施策の実施状況等の整理を行いました。

また、次世代のこどもを育成・支援しながら子育て家庭の就業と生活の両立の推進や結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進を新たな目標に掲げ、今後の方向性なども含めた新たな施策等に関する整理を行います。

第1節 次世代育成支援行動計画の評価

1. 評価の項目

○事業名

「白石町子ども・子育て支援事業計画」に記載されている事業名

○担当課

各事業を実施する担当部署

○実施状況

計画期間内における各事業の実施状況

○ライフステージ

各事業の対象に該当するライフステージを、「誕生前」、「幼児期」、「学童期」、「思春期」、「青年期」、対象を「子育て当事者」、「支援者・事業者」の中から選択

○今後の方針

各事業の今後の方針を、「現状維持」、「見直し」、「廃止」、「その他」の中から選択

○今後の方向性

各事業の今後の方向性(実施内容)

第2節 各種施策の実施状況や今後の展開

基本目標1 子育て支援の充実

子育ての様々な悩みやニーズに対応できるような子育て支援の質、量の充実に取り組みます。
さらに、子育て支援のネットワークの構築や、各種支援事業の周知、経済的支援を行うなど、子育てしやすいまちづくりを推進します。

(1) 子育て支援のネットワークづくり・相談体制の充実

事業名	子育て情報提供と窓口の明確化	担当課	保健福祉課 (こども未来係) (健康づくり係)
実施状況	子育て情報の提供方法として、町広報紙、ホームページ、ケーブルテレビを活用するほか、母子健康手帳交付時にチラシ等を配布しています。また、平成30年5月より、母子手帳アプリによる情報発信を行っています。 相談窓口は「白石町子育て世代包括支援センター」で、妊娠期から子育て期の相談を受け付けています。		
ライフステージ/対象	誕生前・幼児期・学童期・思春期・子育て当事者		
今後の方向性	【今後の方針】現状維持 子育て情報提供について、現状の取組に加えSNS等を活用し、情報発信機能を強化していきます。また、ホームページの更新を検討するとともに、母子手帳アプリを活用するなど、タイムリーでわかりやすい情報発信に努めます。		

事業名	子育て支援のネットワークづくり	担当課	保健福祉課 (こども未来係)
実施状況	子育て中の母親が地域の中で安心して子育てを行えるよう、子育てに役立つ情報や、子育てを楽しむための情報を提供しています。「しろいしゆめカフェ」を開催し、子育てや母親同士の交流の支援を行っています。さらに、各小学校において幼保小連絡協議会を開催し、新入学児童の円滑な就学のための連携をとっています。		
ライフステージ/対象	・子育て当事者		
今後の方向性	【今後の方針】現状維持 同じ世代のこどもをもつ保護者、育児サークルなどとの交流を促進します。今後も、「しろいしゆめカフェ」等での母親同士の交流、幼保小連絡協議会にて小学校と保育所等の連携を行い、子育て支援のネットワークづくりに努めます。		

事業名	子育てに関する意識啓発の実施	担当課	保健福祉課 (こども未来係)
実施状況	母子健康手帳交付時や出生届の際に、各種パンフレットの配布をするなど情報提供を行っています。その際、子育てに関する相談等にも対応し、子育てに取り組む意識の向上に努めています。 出産準備教室では、いのちの誕生や子育ての方法を学ぶ中で、親となることのすばらしさや自覚を持ってもらうよう、内容を充実させています。		
ライフステージ/対象	・子育て当事者		
今後の方向性	【今後の方針】現状維持 これから親となる世代や初めての子をもった親などに対して、子育ての意義や大切さを様々な面から伝えることで、親となることのすばらしさや親であることの自覚を持つよう、その育成に努めます。また、子育て中の保護者だけでなく、全ての町民に対し、家庭や地域で子育てを支援することの重要性について、意識啓発を行います。		

(2) 幼児期の教育・保育の充実

事業名	通常保育事業、施設整備	担当課	保健福祉課 (こども未来係)
実施状況	通常保育の充実を図り、適切な修繕や改修に取り組み、保育環境の改善を行っています。		
ライフステージ/対象	・幼児期/支援者・事業者		
今後の方向性	【今後の方針】現状維持 今後も、保護者の生活実態やニーズを十分に踏まえ、延長保育事業や障害児保育事業、園行事等を通じての家庭教育支援に取り組み、保育所等を拠点とした子育て支援の充実を図ります。また、引き続き施設の適切な修繕・整備に取り組み、保育環境の改善を推進します。		

事業名	一時保育(預かり)事業	担当課	保健福祉課 (こども未来係)
実施状況	白石町地域子育て支援センター「ゆめてらす」、有明ふたば保育園、有明わかば保育園にて未就園児を対象とした一時保育(預かり)を実施しています。		
ライフステージ/対象	・幼児期/支援者・事業者		
今後の方向性	【今後の方針】現状維持 一時保育(預かり)事業を行っている施設の地域(有明)に偏りがあるため、他の地域(白石、福富)の保育所でも行えるよう対応していきます。		

事業名	幼稚園の一時預かり	担当課	保健福祉課 (こども未来係)
実施状況	ありあけ幼稚園にて在園児を対象とした預かり保育を実施しています。 《預かり保育利用状況》 令和4年度…2,433人、令和5年度…1,975人 福富こども園、六角保育園、ふくたこども園も実施中		
ライフステージ/対象	・幼児期/子育て当事者		
今後の方向性	【今後の方針】現状維持 今後も保護者のニーズを踏まえ、ありあけ幼稚園での一時預かり保育を継続して行っていきます。		

事業名	延長保育事業	担当課	保健福祉課 (こども未来係)
実施状況	町内全ての保育所等で延長保育を実施しています。 《利用実績》 令和4年度…147人、令和5年度…193人		
ライフステージ/対象	・幼児期/支援者・事業者		
今後の方向性	【今後の方針】現状維持 今後も継続して実施するとともに、各保育所等の実態及び保護者の生活実態に即した開所時間の検討を行います。		

事業名	夜間保育事業	担当課	保健福祉課 (こども未来係)
実施状況	現在、実施していません。		
ライフステージ/対象			
今後の方向性	【今後の方針】現状維持		
	今後の動向を見ながら、ニーズを踏まえて実施の検討を行います。		

事業名	休日保育事業	担当課	保健福祉課 (こども未来係)
実施状況	現在、実施していません。		
ライフステージ/対象			
今後の方向性	【今後の方針】現状維持		
	今後の動向を見ながら、ニーズを踏まえて実施の検討を行います。		

事業名	病児・病後児保育事業	担当課	保健福祉課 (こども未来係)
実施状況	児童が病気又は回復期であり、かつ集団保育が困難な期間において、当該児童(おおむね小学3年生以下)を病院に敷設された専用スペース等において一時的に預かる事業です。母子健康手帳交付時、子育て応援ガイドブック等での周知を行っています。 《実施施設》 古賀小児科内科病院「スマイルルーム」(江北町) 病児・病後児保育施設「テトテ」(武雄市) 《利用実績》 令和4年度…132人、令和5年度…179人		
ライフステージ/対象	・幼児期/子育て当事者		
今後の方向性	【今後の方針】現状維持		
	母子健康手帳交付時の子育て応援ガイドブックに加え、今後も「スマイルルーム」、「テトテ」のチラシも配布し、事業の周知に努めます。		

第5章 次世代育成支援行動計画

事業名	特定保育事業	担当課	保健福祉課 (こども未来係)
実施状況	保護者の就労等により週2～3日、又は時間によって一時的に保育が必要な保護者の方を対象に、白石町地域子育て支援センター「ゆめてらす」において、一時預かり事業「ひよこぐみ」を実施しています。 《利用実績》 令和4年度…556人、令和5年度…605人		
ライフステージ/対象	・幼児期/子育て当事者		
今後の方向性	【今後の方針】現状維持 保護者のニーズに応えられるよう、引き続き子育て支援の充実を図ります。今後も、乳幼児健診等での周知を行っていきます。		

事業名	保育サービスの質の向上	担当課	保健福祉課 (こども未来係)
実施状況	苦情等については、各保育所等に苦情受付箱を設置し、苦情解決第三者委員会において適切な対応を行っています。 また、保育内容の充実、保育士の資質向上のため保育士の研修(園内、園外研修)等を実施しています。		
ライフステージ/対象	・幼児期/支援者・事業者		
今後の方向性	【今後の方針】現状維持 今後も保育サービスの質の向上に向けて、各種事案の検討や研修会への積極的な参加に努めます。		

事業名	地域との交流活動の推進	担当課	保健福祉課 (こども未来係) 学校教育課
実施状況	地域との交流については、卒園児の運動会への招待や、地域の方の園行事への参加、老人福祉施設等への訪問などを行っています。		
ライフステージ/対象	・幼児期/子育て当事者		
今後の方向性	【今後の方針】現状維持 今後も、地域の方との交流を図るため、運動会への招待や園行事への参加の呼びかけを行うとともに、老人福祉施設等への訪問などを実施します。		

(3) 多様な子育て支援サービスの充実

事業名	ショートステイ・トワイライトステイ事業	担当課	保健福祉課 (こども未来係)
実施状況	平成21年度から、他市の児童福祉施設に委託し実施しています。 《利用実績》 令和4年度…0人、令和5年度…0人		
ライフステージ/対象	・幼児期/子育て当事者		
今後の方向性	【今後の方針】現状維持 家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合や、経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要になった場合に備え、今後も継続して実施します。		

事業名	ファミリー・サポート・センター事業	担当課	保健福祉課 (こども未来係)
実施状況	生後3か月から小学3年生までのこどもを対象に実施しており、利用料の1/2を町が助成しています。 母子健康手帳交付時や町乳幼児健診での周知活動により、会員数の増加を図っています。また、高齢化等により協力会員数が減少してきていることから、新規協力会員獲得のために、広報紙への掲載や、子育て研修会等での声かけを行っています。 《協力会員数》 令和4年度…20人、令和5年度…20人		
ライフステージ/対象	・幼児期/支援者・事業者		
今後の方向性	【今後の方針】現状維持 今後も、会員数増加のための周知活動を行うとともに、新規協力会員獲得のための取組を行います。また、会員の交流会や研修会を行うなど、内容の充実に取り組めます。		

事業名	放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	担当課	保健福祉課 (こども未来係)
実施状況	平成27年度から対象児童を小学6年生まで拡大して実施しています。また、平成28年度から開所時間の延長(19:00まで)を行っています。		
ライフステージ/対象	・学童期/子育て当事者		
今後の方向性	【今後の方針】現状維持 支援員や施設・設備について、引き続き質の向上を図ります。 「放課後児童対策パッケージ」の取組方針に沿った事業展開を検討していきます。		

第5章 次世代育成支援行動計画

事業名	地域子育て支援センター	担当課	保健福祉課 (こども未来係)
実施状況	社会福祉協議会において、白石町交流館内の白石町地域子育て支援センター「ゆめてらす」にて実施しています。子育て中の保護者、乳幼児のための交流できる場、子育ての悩みを気軽に相談できる場、情報交換の場として開設しており、平成23年7月からは土曜日の開館を月1回行っています。		
ライフステージ/対象	・幼児期/子育て当事者		
今後の方向性	【今後の方針】現状維持 今後も、保護者のニーズに合わせて、内容の充実や、開館日等の検討を行い、親子が交流できる環境の構築に努めます。また、「しろいしゆめカフェ」等の事業とも連携していきます。		

事業名	子育てサークルの活動支援	担当課	保健福祉課 (こども未来係)
実施状況	対象育児サークルとしては、みまもりの会「あいあい」と、子育て応援サークル「はぐはぐ」があり、毎月1回又は隔月1回実施しています。		
ライフステージ/対象	・幼児期/支援者・事業者		
今後の方向性	【今後の方針】現状維持 今後も、サークルからの要請に応じて保育士等がうかがい、一緒に遊ぶなどのミニ事業を行うほか、サークル事業についての相談に応じ、活動場所の提供などの支援を行います。		

事業名	子育てに伴う経済的負担の軽減	担当課	保健福祉課 (こども未来係) (福祉係)
実施状況	保育料については、国の幼児教育・保育の段階的無償化の取組のとおり、市町村民税非課税世帯や低所得者世帯を中心に、保育料の無償化や負担軽減を実施しています。なお、令和元年10月より3歳から5歳までの保育料の無償化を実施しています。(0歳から2歳児については住民税非課税世帯が対象)		
ライフステージ/対象	・幼児期/子育て当事者		
今後の方向性	【今後の方針】現状維持 幼児教育・保育の無償化については、今後も国の取組に沿って実施していきます。		

基本目標2 こどもや母親の健康の保持増進

妊産婦健診、予防接種や乳幼児健康診査などをはじめとした母子保健事業を推進するとともに、基本的生活習慣の習得や思春期保健対策に取り組みます。子育て世代包括支援センターを中心に、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供、実施していきます。

(1) 母子保健事業等の推進充実

事業名	妊産婦に対する支援	担当課	保健福祉課 (健康づくり係)
実施状況	妊婦健康診査受診票14枚、産婦健康診査受診票2枚の補助券を発行し、妊婦・産婦の補助を行っています。また、ハイリスク妊産婦については、相談、支援を行っています。		
ライフステージ/対象	・誕生前、幼児期/子育て当事者		
今後の方向性	【今後の方針】現状維持		
	今後も、妊婦・産婦健康診査受診票の発行による妊婦・産婦健診の補助を行い、妊産婦の支援に努めます。子育て世代包括支援センターでは、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援と相談体制を確立していきます。		

事業名	乳児家庭全戸訪問事業による全戸訪問	担当課	保健福祉課 (健康づくり係)
実施状況	生後2～4か月までの赤ちゃんを対象に、母子保健推進員又は保健師が家庭訪問を行い、赤ちゃんの状況と合わせて、産後の母親の心の状態を把握しながら、ケースに応じた相談支援を行っています。		
ライフステージ/対象	・幼児期/子育て当事者		
今後の方向性	【今後の方針】現状維持		
	今後も、赤ちゃん訪問を行い、きめ細かな相談を実施していきます。		

事業名	乳幼児相談と各種健康診査	担当課	保健福祉課 (健康づくり係)
実施状況	2か月児相談のほか、1歳児・2歳6か月児歯科健診の場で、専門スタッフによる個別相談を行っています。 さらに、乳児健診(3～4か月児)、9～10か月児健診、1歳6か月児健診、3歳6か月児健診を行い、疾病の早期発見に努めています。 また、疾病や発育、発達障害への支援を行うために、相談を実施しています。 各種健診については、個別通知を行い受診率の向上に努め、未受診者については、保健師が電話や個別訪問を行っています。 保健行事予定の広報紙や、子育て情報誌への掲載、母子手帳アプリ等で周知を図っています。		
ライフステージ/対象	・幼児期/子育て当事者		
今後の方向性	【今後の方針】現状維持		
	今後も、乳幼児健診を実施し、疾病の早期発見に努めるとともに、発育・発達に関する相談事業を実施していきます。		

第5章 次世代育成支援行動計画

事業名	予防接種	担当課	保健福祉課 (健康づくり係)
実施状況	予防接種については、妊娠期より予防接種の必要性を伝え、出生後は早めの接種を促すため、各相談・健診時に勧奨し、電話や通知での勧奨も行っています。また、母子手帳アプリを活用してもらい、接種漏れがないよう努めています。 広報については、保育所や小学校、医療機関等に協力を得ながら行っています。		
ライフステージ/対象	・幼児期/子育て当事者		
今後の方向性	【今後の方針】現状維持		
	疾病予防と感染拡大防止のため、今後も予防接種を適正に実施するとともに、随時接種勧奨を行い、関係団体の協力を得ながら接種率の向上に努めます。		

事業名	フッ化物塗布・フッ化物洗口	担当課	保健福祉課 (健康づくり係)
実施状況	1歳児歯科健診から各健診ごとにフッ化物塗布を実施しています。 また、フッ化物洗口については、幼稚園、保育所から小学校、中学校と一貫して実施しています。		
ライフステージ/対象	・幼児期・学童期/子育て当事者		
今後の方向性	【今後の方針】現状維持		
	今後も継続して実施します。		

事業名	園に出向いての健康教育 (虫歯予防教室・食育講習会)	担当課	保健福祉課 (健康づくり係)
実施状況	園児や保護者、祖父母向けに歯科保健教室を実施しています。 また、よりよい食習慣の確立のため、栄養士、食生活改善推進員による健康教育を実施しています。		
ライフステージ/対象	・幼児期/子育て当事者		
今後の方向性	【今後の方針】現状維持		
	今後も、園児、保護者向けに歯科保健教室を実施していきます。 また、食習慣の確立及び健康づくりのための活動を実施し、食育を推進します。		

事業名	事故防止のための啓発活動の推進	担当課	保健福祉課 (健康づくり係)
実施状況	乳幼児相談や健診の場において、パンフレット等を活用した啓発を行っています。また、母親等の交流の場(しろいしゆめカフェ)で、事故防止の講話を実施し、保護者への事故防止の啓発に努めています。		
ライフステージ/対象	・幼児期/子育て当事者		
今後の方向性	【今後の方針】現状維持		
	乳幼児相談、健診、母親等の交流の場(しろいしゆめカフェ)等で、事故防止の講話や、パンフレット等を用いて啓発を行います。		

事業名	母と子の相談室	担当課	保健福祉課 (こども未来係) (健康づくり係)
実施状況	「子育て相談室」にて、こどもの発育・発達、子育て全般の相談を専門スタッフが実施しています。 「白石親子相談室」にて、こどもの発達に心配のある家庭や、発達障害の診断のあるこどもの相談を受け付けており、必要に応じて医療機関や訓練機関につなげる役割も担っています。 また、保育士や保健師等がこどもの発達に関する研修等に参加し、相談事業の充実を図っています。		
ライフステージ/対象	・幼児期、学童期/子育て当事者		
今後の方向性	【今後の方針】現状維持		
	今後も子育て相談日を設け、専門スタッフと連携しながら実施していきます。 また、児の特性に合わせた訓練や療育を受けることができるよう、子育て支援を行っていきます。 さらに、各種研修会によりスタッフのスキルアップを図ります。		

事業名	小児医療の充実	担当課	保健福祉課 (健康づくり係)
実施状況	地区医師会と連携し、小児の時間外診療体制の充実を図っています。		
ライフステージ/対象	・幼児期・学童期/子育て当事者		
今後の方向性	【今後の方針】現状維持		
	今後も地区医師会等と連携し、医療体制の充実に努めます。		

事業名	基本的生活習慣の獲得	担当課	学校教育課
実施状況	各学校において生活に関するチェックシートを活用し、基本的生活習慣の確立に向けた取組を実施しています。		
ライフステージ/対象	・学童期、思春期/子育て当事者		
今後の方向性	【今後の方針】現状維持		
	基本的生活習慣の確立を目指すとともに、コミュニティ・スクールで推進している4項目(あいさつ・お手伝い・家庭学習・自力登校)の定着を図る取組を進めていきます。		

(2) 食育の推進

事業名	乳幼児健康診査での栄養指導、及び情報提供	担当課	保健福祉課 (健康づくり係)
実施状況	各乳幼児健診・相談での栄養相談、離乳食指導を行っています。		
ライフステージ/対象	・幼児期/子育て当事者		
今後の方向性	【今後の方針】現状維持 今後も、各種乳幼児健診・相談での栄養相談を通して、家庭での食育推進の重要性を説き、理解を求めています。		

事業名	保育所、幼稚園、小中学校での食育の推進	担当課	保健福祉課 (こども未来係) 学校教育課
実施状況	学校栄養士が各学校に出向き、食事のマナーや、バランスの取れた食事についての授業を行っています。また、給食だよりを発行し、食育を推進しています。 さらに、保育所等でも幼児食育教室等を開催し、園児と保護者に対して正しい食の知識や情報の提供を行っています。 給食の食材については、地元のお米などを使用し、地産地消の推進を図っています。		
ライフステージ/対象	・学童期、思春期/支援者・事業者		
今後の方向性	【今後の方針】現状維持 今後も、児童・生徒及び園児への食育を実施するとともに、地産地消への取組を推進します。		

事業名	地域との連携による食育の推進	担当課	学校教育課
実施状況	郷土への理解を深め、感謝の心を育むため、地域の指導者を招いた郷土料理教室や親子料理教室、生産者に協力いただいたのレンコン掘りの体験、田植え・稲刈り体験を実施しています。各種料理教室については、食生活改善推進協議会や地元の栄養士等の協力を得て、毎年、各小中学校で実施しています。		
ライフステージ/対象	・学童期、思春期/支援者・事業者		
今後の方向性	【今後の方針】現状維持 今後も、地域や地元の生産者と連携して料理教室等を行うことで、児童・生徒に白石町の特産品について、誇りを持ってもらう事業を展開していきます。		

(3) 思春期保健対策の充実

事業名	学校での積極的な健康教育の実施の推進	担当課	学校教育課
実施状況	薬物乱用防止等の教育のほか、小学6年生・中学1年生を対象とした防煙教育を実施しています。 また、規則正しい生活の推進のための「早寝、早起き、朝ごはん」など、基本的な生活習慣の教育を実施しています。 さらに、健康診断の意義の理解、目、耳の健康についての指導を行うとともに、歯の健康のためのブラッシング指導を実施しています。 保健教育については、外部講師を招へいし、思春期における性教育を実施しています。学校保健については、学校保健委員会を年間1～2回実施して学校保健の共通理解を深めるとともに、教育委員会主催の養護部会を年度初めに開催し、養護教諭、教育委員会、町保健師が出席することにより、学校保健の充実を図っています。		
ライフステージ/対象	・学童期、思春期/支援者・事業者		
今後の方向性	【今後の方針】現状維持		
	今後も、各学校で各種健康教育や指導を実施するとともに、学校保健の充実に向けた取組を実施していきます。		

事業名	相談機関の紹介や養護教諭、保健師との連携	担当課	学校教育課
実施状況	スクールカウンセラー(SC)やスクールソーシャルワーカー(SSW)による相談を行っています。SCによる健康相談は、定期的に相談日を設け、専門知識を持った相談員が対応しています。 佐賀県の事業を活用し、児童・生徒へのカウンセリングを実施するほか、教職員・保護者への専門的な助言・援助等を行います。		
ライフステージ/対象	・学童期、思春期/支援者・事業者		
今後の方向性	【今後の方針】現状維持		
	今後も、児童・生徒へのカウンセリングや、教職員等への助言等を行います。		

事業名	喫煙、薬物等に関する教育の実施	担当課	保健福祉課 (健康づくり係) 学校教育課
実施状況	《保健福祉課》 喫煙防止、薬物乱用防止教育を行っています。防煙教育については、小中学校とタイアップして、防煙の標語を広報紙で紹介し、啓発を促しています。 《学校教育課》 各小中学校において、小学6年生・中学1年生を対象に防煙教育を実施しています。また、薬物乱用防止教育も実施しています。		
ライフステージ/対象	・学童期、思春期/支援者・事業者		
今後の方向性	【今後の方針】現状維持		
	児童・生徒の健康維持のため、引き続き教育を実施していきます。		

基本目標3 こどもの心身の健やかな成長

こどもの心や体を豊かにするための教育の充実に取り組みます。地域の人からの学びや多様な体験活動を推進します。また、家庭教育に関する事業を推進します。そのほか、「スポーツ・健康増進のまち宣言」のもと、心身の育成に取り組んでいきます。

(1) こどもの生きる力の育成

事業名	地域人材を活用した授業の実施	担当課	学校教育課
実施状況	各小学校において、地域の特色を生かした総合的な学習の時間として、各種農業体験を行っています。また、地域人材をゲストティーチャーとして招へいし、様々な学習を実施しています。 中学校においては、中学2年生を対象に、地元事業所での職場体験学習を実施しています。令和7年から事務局は完全に白石中へ移行します。		
ライフステージ/対象	・学童期、思春期/支援者・事業者		
今後の方向性	【今後の方針】見直し 今後も、地域人材や地元事業所の協力を得ながら、体験型学習の充実を図っていきます。		

事業名	子どもの居場所づくり	担当課	生涯学習課 建設課
実施状況	放課後子ども教室事業として、ジュニア合唱教室を実施しています。年間を通じた様々な体験活動を通して、自主性・積極性・協調性の向上に努め、こどもたちの健全育成を図っています。 また、既存の公園施設を改修し、快適なこどもの居場所づくりに努めています。		
ライフステージ/対象	・学童期/子育て当事者、支援者・事業者		
今後の方向性	【今後の方針】現状維持 今後も、地域人材の協力のもと、継続的な事業実施を推進します。 また、既存の公園施設の充実について、検討していきます。		

事業名	豊かな心の育成	担当課	保健福祉課 (健康づくり係) 生涯学習課
実施状況	《保健福祉課》 読み聞かせの会の協力のもと、乳児健診時に絵本の読み聞かせや本の紹介などを行っています。また、絵本のプレゼントを実施し、乳幼児と保護者が絵本を介して心ふれあう時間づくりを行っています。 《生涯学習課》 おおどぼう倶楽部は令和3年度以降事業中止していますが、宿泊体験は継続しており、民泊や野外活動等を通じ、様々な団体や地域の協力を得ながら取組を進めています。 また、四季の講座では親子で参加する講座を開催し、地域のこどもたちの文化教養を深め、心豊かな人づくりに取り組んでいます。		
ライフステージ/対象	・幼児期、学童期/支援者・事業者		
今後の方向性	【今後の方針】見直し 《保健福祉課》 今後もブックスタート事業を実施していきます。 《生涯学習課》 学校ではできない活動を生涯学習課が担うには、関係機関との連携、ネットワークの構築が必要であるため、町として今後の方向性をどう定め、連携し、推進するかを検討します。		

事業名	健やかな体の育成	担当課	学校教育課 生涯学習課
実施状況	《学校教育課》 学校では、体育の授業を中心に休み時間や学校行事にマラソンや縄跳びを取り入れるなど、体力づくりに努めています。令和元年度の体力テストの結果では、体力合計点が全ての学年で佐賀県平均を上回っており、運動の日常化が徐々に定着してきています。コミュニティ・スクールの実践目標の1つである自力登校も体力向上を支える一つの要因となっていると考えられます。 《生涯学習課》 生涯学習課では、①ニュースポーツ体験会、②ニュースポーツフェスティバル、③歌垣の郷ロードレース大会を開催しています。		
ライフステージ/対象	・学童期、思春期、青年期/子育て当事者、支援者・事業者		
今後の方向性	【今後の方針】現状維持 《学校教育課》 体力は、人間のあらゆる活動の源であるという考えのもと、運動の日常化を図る取組を今後も進めていきます。また、児童・生徒にとって最も運動での関わりの深い保健・体育の学習の充実に向けた取組を進めていきます。 《生涯学習課》 ①については、多くの人に参加してもらえるよう周知や体験内容を工夫しながら、地域や学校でも取り組めるようなニュースポーツを紹介していきます。 ②については、「ぺったんこ祭」等担当部署以外のイベントにコーナーを設置し、イベント参加者の小中学生や幼児のいるファミリーが多く参加して楽しめるような、様々なニュースポーツを紹介していきます。 ③については、小中学生の2km・3kmやファミリージョギングなど、楽しみながら体力づくりにつながるように呼びかけていきます。		

(2) 家庭や地域の教育力の向上

事業名	あいさつ運動の実施	担当課	学校教育課 生涯学習課
実施状況	《学校教育課》 「あいさつ」については、教育委員会においても実践目標に掲げており、各学校で、児童・生徒及び教師による朝のあいさつ運動をはじめ、保護者によるあいさつ運動を兼ねた朝の立哨当番を行っています。 《生涯学習課》 青少年育成町民会議を通じて、PTA・地域の見守り隊の活動支援を行い、あいさつ運動を後援しています。		
ライフステージ/対象	・学童期、思春期、青年期/子育て当事者、支援者・事業者		
今後の方向性	【今後の方針】現状維持 今後もあいさつ運動を実施し、家庭内での「あいさつ」も含め、自ら進んであいさつができる児童・生徒の育成を行います。		

事業名	地域団体の活動支援の推進	担当課	生涯学習課
実施状況	こどもたちの健全育成に関わる社会教育関係団体(町内小中学校PTA、地域婦人連絡協議会、青年団体)に対し、活動の支援・協力を行っています。		
ライフステージ/対象	・学童期、思春期、青年期/子育て当事者、支援者・事業者		
今後の方向性	【今後の方針】現状維持 地域婦人連絡協議会、青年団体等の会員が減少していることが課題となりますが、地域団体の活動支援を今後も継続して行います。		

事業名	家庭教育に関する講座等の実施	担当課	学校教育課 生涯学習課
実施状況	《学校教育課》 コミュニティ・スクールを実施しています。登下校の見守りや読み聞かせ活動、授業ボランティアなど、取組が充実してきています。 《生涯学習課》 「家庭教育学級支援事業」は令和3年度まで保育園・幼稚園・小学校の保護者を対象にした子育てに関する学びの場、講演会等の経費の一部支援を実施しました。令和4年以降は、PTAと連携した研修を開催しています。令和5年度は広報に掲載していた「家庭教育コラム」の内容をまとめた冊子を作成しました。		
ライフステージ/対象	・学童期、思春期/支援者・事業者		
今後の方向性	【今後の方針】見直し 《学校教育課》 今後も、こどもたちの成長を支える大きな礎として、学校・家庭・地域の連携によるコミュニティ・スクールを推進します。 《生涯学習課》 今後は、「家庭教育学級支援事業」を、より多くの幼稚園・小学校に利用してもらえよう推進していきます。		

事業名	世代間交流の推進	担当課	学校教育課 生涯学習課
実施状況	《学校教育課》 町内の学校においては、祖父母参観日を設け、世代間の交流を図っています。学校によっては、こどもたちとおじいちゃん、おばあちゃん、保護者、地域の皆さんとのふれあい集会を実施し、折り紙、めんこ、あやとり、まりつき、お手玉、おはじき、カルタといった、昔遊びなどで交流を図っているところもあります。 また、地域によっては、登下校時の見守り隊をいただいているところもあります。		
ライフステージ/対象	・学童期、思春期/支援者・事業者		
今後の方向性	【今後の方針】見直し 《学校教育課》 今後も、地域の方々の協力を得ながら、世代を超えた交流を図っていきます。 《生涯学習課》 高齢者のボランティアや、地域の活動団体による世代間交流を支援し、積極的に推進します。		

(3) 次世代の親の育成

事業名	乳幼児とのふれあい体験学習	担当課	保健福祉課 (こども未来係) 学校教育課
実施状況	技術・家庭科の授業の一環として、町内中学生が保育所を訪問し、乳幼児とのふれあい体験学習を実施しています。また、保育所における職場体験学習も実施しています。		
ライフステージ/対象	・思春期/支援者・事業者		
今後の方向性	【今後の方針】現状維持 今後も、各保育所等の協力のもと、乳幼児と児童・生徒のふれあい体験を実施していきます。		

基本目標4 安心・安全な環境づくり

こどもを交通事故や犯罪、有害環境から守るための取組を推進します。

(1) こどもの交通安全を確保するための活動の推進

事業名	交通安全を確保するための活動の推進	担当課	総務課 学校教育課
実施状況	《総務課》 通学路の安全性向上のため、通学路点検や交通安全指導員による街頭指導を行っています。 また、交通安全教室を実施し、道路利用の規則や実技を通して意識の向上を図っています。 《学校教育課》 小中学校において、交通安全指導員、警察による交通指導及び交通安全の講話、自転車運転の指導などを行っています。 また、立哨指導については、PTA及びコミュニティ・スクールで取り組んでいます。		
ライフステージ/対象	・幼児期、学童期、思春期/子育て当事者、支援者・事業者		
今後の方向性	【今後の方針】現状維持		
	《総務課》 通学路点検や街頭指導、交通安全教室を継続して実施していきます。 《学校教育課》 今後も事業を継続し、交通安全の推進を図ります。		

事業名	チャイルドシートの正しい使用の徹底	担当課	総務課
実施状況	交通安全運動期間中の広報等で、チャイルドシートの着用を促進しています。		
ライフステージ/対象	・幼児期/子育て当事者		
今後の方向性	【今後の方針】現状維持		
	今後も、継続的にチャイルドシート利用の広報活動を行っていきます。		

(2) こどもを犯罪などの被害から守るための活動の推進

事業名	各学校等の危機管理マニュアルの点検確認	担当課	学校教育課
実施状況	各小中学校で避難経路図や危機管理マニュアル・校区内の安全マップを作成し、職員のみならず児童・生徒に対しても注意を促し、危険防止に対する意識を高めています。		
ライフステージ/対象	・学童期、思春期/支援者・事業者		
今後の方向性	【今後の方針】現状維持 今後も同様に実施していくことはもとより、各学校や地域の実情に応じ、マニュアル等の点検、見直しを定期的に行います。		

事業名	防犯教室などによる子どもたちの防犯意識啓発	担当課	学校教育課
実施状況	各学校で不審者対策避難訓練を毎年実施しています。また、新小学1年生の全員に防犯ブザーを配布し、危機回避についての指導を行っています。		
ライフステージ/対象	・学童期、思春期/支援者・事業者		
今後の方向性	【今後の方針】現状維持 今後も不審者対策避難訓練等を実施し、危険防止に対する意識を高めていきます。また、防犯ブザーを配布するとともに、危機回避についての指導を行います。		

事業名	「子ども110番の家」設置、防犯パトロールの推進	担当課	生涯学習課
実施状況	「子ども110番の家」のプレート配布、PTA役員・保護者による確認・依頼を行っています。また、高齢者のボランティアによる登下校時の見守りに加え、夏季休業中の夜間防犯パトロール等を実施しています。		
ライフステージ/対象	・学童期、思春期/支援者・事業者		
今後の方向性	【今後の方針】現状維持 「子ども110番の家」の設置を引き続き推進します。 防犯パトロールを今後も実施します。		

事業名	情報交換及び協力体制づくりの推進	担当課	総務課
実施状況	防災無線や佐賀県の「防災ネットあんあん」等を利用し、町内の防犯情報等の発信、注意喚起を行っています。さらに、警察や白石地区防犯協会、関係機関と連携し、防犯活動を実施します。		
ライフステージ/対象	・幼児期、学童期、思春期、青年期/子育て当事者、支援者・事業者		
今後の方向性	【今後の方針】現状維持 地域の防犯体制の強化のため、今後も継続的に各関係機関との連携及び情報の交換を行います。		

(3) こどもを取り巻く有害環境対策の推進

事業名	一般書店やコンビニなどへの立ち入り調査	担当課	生涯学習課
実施状況	「地域環境点検活動」は平成12年度から開始され、青少年にとって有害な環境の改善を目的として町内のコンビニ、書店等を11月頃に点検で回っています。 「青少年サポート協力認定店」運動については、点検活動の翌年の平成13年度から開始され、点検活動後に認定店として店舗に認定店ステッカーを配布していました。令和4年度以降は実施されていません。		
ライフステージ/対象	・学童期、思春期、青年期/支援者・事業者		
今後の方向性	【今後の方針】現状維持 今後も、対象となる店舗の協力を得ながら、立ち入り調査を実施します。「地域環境点検活動」については、これまでどおり継続実施します。		

(4) 安心・安全なまちづくりの推進

事業名	通学路の安全点検	担当課	学校教育課 生涯学習課
実施状況	《学校教育課》 関係機関合同(教育委員会、学校、総務課、建設課、杵藤土木事務所、白石警察署)による点検を実施し、危険箇所の把握及び対策を講じています。さらに、防犯面での通学路点検を実施しています。 《生涯学習課》 平成27年度からこどもたちに危険と思われる水路に救助用ポリタンクの設置を希望する団体に対して、青少年育成町民会議を通じてポリタンク等の資材を提供しています。		
ライフステージ/対象	・学童期、思春期/支援者・事業者		
今後の方向性	【今後の方針】現状維持 これまで交通安全を中心に点検を行ってきましたが、今後は、交通安全、危険箇所、防犯を含めた形での安全点検を行います。		

事業名	ユニバーサルデザインによる歩道の整備の推進	担当課	建設課
実施状況	用地が取得できた部分を随時施工しています。 また、1路線においては路肩整備(カラー化)を行い、歩行者ゾーンとしての整備が完了しています。		
ライフステージ/対象	・学童期、思春期/子育て当事者		
今後の方向性	【今後の方針】現状維持 小中学校の統合再編計画が決定次第、主に学校周辺の歩道整備を行い、歩行者にとって安全な道路環境を推進します。		

事業名	町営住宅、公共施設等の環境整備の推進	担当課	建設課
実施状況	公営住宅の建替自体が未定であるため、実行していません。		
ライフステージ/対象	・幼児期、学童期/子育て当事者		
今後の方向性	【今後の方針】その他 今後、検討していきます。		

基本目標5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

男女がともに助け合って子育てを行うための環境づくりを行います。育児休業制度などの普及・啓発に取り組みます。

(1) 子育てをするための働きやすい環境づくり

事業名	広報・啓発・支援制度の情報提供などの推進	担当課	総合戦略課
実施状況	推進団体である白石町男女共同参画みらいネットの会や女性団体連絡会が取り組む地域活動等における女性の参画の推進を支援しています。 男女共同参画等に関する懇話会において、人権の尊重、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどについて意識啓発や情報提供を行っています。		
ライフステージ/対象	・思春期、青年期/子育て当事者		
今後の方向性	【今後の方針】見直し 子育て中の世代やこれから親となる世代への男女共同参画の視点に立った家庭教育を推進するとともに、男性や子どもにとって、よりよい男女共同参画のあり方を研究する必要性があります。 子ども・子育てを応援するCSO(NPO法人、市民活動・ボランティア団体、自治会、婦人会、PTA等の組織・団体の呼称)の取組を支援していきます。		

基本目標6 支援が必要な児童・家庭へのきめ細かな取組の推進

児童虐待の防止やひとり親家庭、障害児への個別的、専門的支援に取り組めます。

(1) 児童虐待防止対策の充実

事業名	虐待に関するネットワークの整備	担当課	保健福祉課 (福祉係)
実施状況	要保護児童の早期発見及び適切な保護や支援を図るため、関係機関の間で情報や考え方を共有し、適切な連携のもとで対応する『白石町要保護児童対策地域協議会』を設置しています。 要保護児童については、個別ケース検討会議で関係の学校、幼稚園、保育所など関係機関と情報共有し、重篤なケースにならないよう連携を図っています。また、乳幼児健診や学校、保育所等から気になるこどもや家庭の情報をもらい、虐待の未然防止に努めています。		
ライフステージ/対象	・誕生前、幼児期、学童期、思春期/子育て当事者		
今後の方向性	【今後の方針】現状維持 地域協議会の対象ケースに関しては、個別ケース検討会議などを通じて、要保護児童及び要支援児童等並びに特定妊婦等に関する情報の交換及び共有や、支援内容の協議等を行う地域協議会を構成する関係機関等との連絡調整を密に行っている必要があります。特に他機関連携においては、常にこどもの権利を意識したアセスメントや支援計画を共有し、全ての機関において、こどもの権利擁護の考えを浸透させ、それに基づく評価を行っていきます。		

事業名	虐待予防の取組の推進	担当課	保健福祉課 (健康づくり係) (福祉係)
実施状況	妊娠届出時には、保健師による全数面接を行い、出産や子育てに対する不安等を聞き取り、継続的な支援につなげています。 2か月児相談の際には、母親へのアンケートを実施し、リスクのある場合は来所、訪問により継続的なフォローを行っています。 現状では、有資格の専門相談員がいないため、担当職員の研修会参加などにより、専門性の向上を図っています。		
ライフステージ/対象	・誕生前、幼児期、学童期、思春期/子育て当事者		
今後の方向性	【今後の方針】現状維持 妊産婦や乳幼児の各種相談に応じながら、子育て世代包括支援センター内で包括的に支援を行い、育児不安や虐待の予防に努めます。 虐待防止と相談体制を強化するため、「子ども家庭総合支援拠点」を設置していますが、今後さらに切れ目ない支援を行うため「こども家庭センター」を設置し、資格を有する子ども家庭支援員を配置します。		

事業名	保育所、幼稚園、学校による日常保育での虐待の早期発見、早期対応	担当課	保健福祉課 (こども未来係) (福祉係) 学校教育課
実施状況	《保健福祉課》 保育所、幼稚園、学校と連携し、虐待の早期発見、早期対応に努めています。また、要保護児童については、出欠状況などを定期的に情報共有しています。 《学校教育課》 児童・生徒の虐待の早期発見については、日常の健康観察の折や定期的な健康診断等において、児童・生徒の心身の変化について気付く機会を設けています。また、校内の危機管理マニュアルに児童・生徒の虐待についての早期発見・早期対応について示し、校内の体制を整えています。 さらに、スクールソーシャルワーカーとの定期的な連絡会や学校との情報交換を実施し、支援が必要な児童・生徒の情報共有を進めています。		
ライフステージ/対象	・幼児期、学童期、思春期/支援者・事業者		
今後の方向性	【今後の方針】現状維持 《保健福祉課》 支援が必要な家庭が潜在的にあると考えられることから、虐待の未然防止のため、今後とも関係機関と連携を強化していきます。 《学校教育課》 スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーとの連携を進め、児童・生徒を見守る体制づくりを進めていきます。		

(2) ひとり親家庭等への支援の充実

事業名	ひとり親家庭等への相談、支援等の充実	担当課	保健福祉課 (福祉係) (こども未来係)
実施状況	以下の事業を実施しています。 【安心して子育てできる支援】 ・児童扶養手当の支給 ・税の軽減 ・保育料の軽減 ・JR通勤定期の割引 【子どもの健やかな成長のための支援】 ・ひとり親家庭等医療費助成 ・ひとり親家庭等日常生活支援 【相談機能の強化と情報提供の充実】 ・ひとり親家庭のしおり ・広報白石 ・各種パンフレット		
ライフステージ/対象	・誕生前、幼児期、学童期、思春期/子育て当事者		
今後の方向性	【今後の方針】現状維持 現行の支援に加え、ひとり親家庭のこどもたちのために、学習の場を提供する学習支援も行っていきます。		

(3) 障害児施策の充実

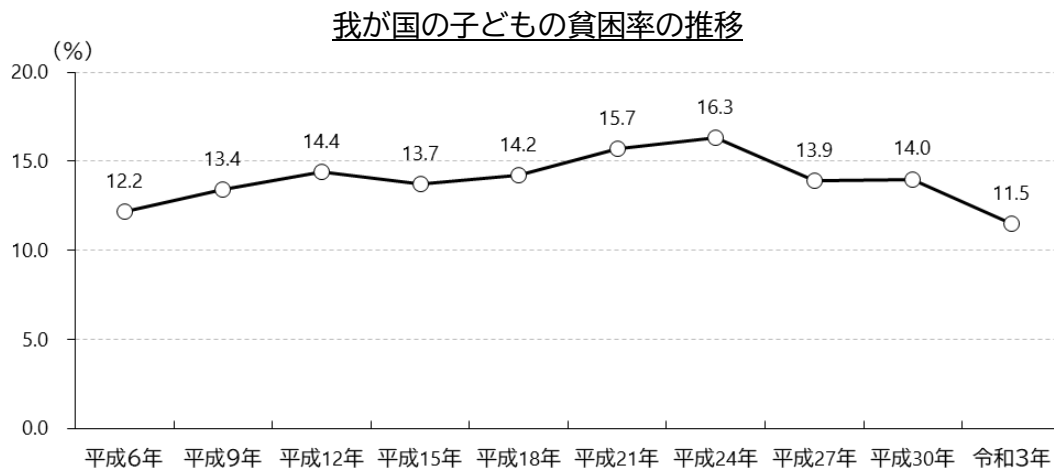
事業名	療育相談、支援等の充実	担当課	保健福祉課 長寿社会課 学校教育課
実施状況	《保健福祉課》 長寿社会課、学校教育課と連携し、相談や情報提供等を行っています。 《長寿社会課》 日中一時支援事業については、佐賀県内の複数事業所と委託契約を結び、地域資源の確保を行っています。特別支援学校への通学支援・送迎支援については、一部の特別な事情を除き現行制度では対応が難しいため、別の福祉サービス制度での対応や新制度の検討を杵藤圏域内で行っています。早期療育の支援体制強化については、相談支援体制、療育事業所及び人材確保の体制整備は資源不足となっています。 《学校教育課》 就学前及び小中学校在籍中の児童・生徒を対象に、就学相談会(3日間)及び希望に応じて随時相談を実施しています。		
ライフステージ/対象	・幼児期、学童期、思春期、青年期/子育て当事者、支援者・事業者		
今後の方向性	【今後の方針】現状維持 《保健福祉課》 今後も長寿社会課、学校教育課と連携し、相談や情報提供等を行っていきます。 《長寿社会課》 ・日中一時支援事業については、事業所の新規参入等もあり、現状維持とします。医療的ケア児の体制整備が求められているため、圏域内で総合的な体制整備を検討します。 ・特別支援学校の通学等支援については、佐賀県教育委員会・佐賀県障害福祉課を含めた杵藤圏域内での課題として検討を始めており、早期解決に向けた協議を重ねていきます。 ・早期療育の受入事業所の新設計画等の問い合わせも1～2件あり、拡充が図れる予定です。相談業務の充実を図りたいと考えています。 《学校教育課》 就学相談会については、就学前の年長児に加え、早期からの障害についての理解と保護者の支援のため、対象を年中児まで拡げています。今後も保健福祉課と連携し、早期の支援を図っていきます。		

第6章 白石町子どもの未来応援計画

第1節 はじめに

我が国全体における少子高齢化や世帯構造の変化、様々な社会経済状況の変化によって、こどもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。そのような中、こどもたちが自分の個性・可能性を伸ばし、未来を切り拓いていけるように支援していくことは、我が国全体の重要な課題となっています。

令和4年国民生活基礎調査(厚生労働省)によると、我が国の子どもの貧困率は近年上昇傾向で推移していましたが、平成24年をピークに減少傾向に転じ、令和3年には11.5%と発表されています。



資料: 国民生活基礎調査

国際的にみると日本の子どもの貧困率は、OECD(経済協力開発機構)加盟国の平均(12.4%)を下回っています。

国においては、こうした貧困の一因としての世代間の「貧困の連鎖」を課題視し、こどもの成育環境の整備と、教育を受ける機会の均等化を図り、生活の支援、保護者への就労支援、経済支援などを併せて、子どもの貧困対策を総合的に推進することを定めた、「子供の貧困対策に関する大綱」を平成26年8月に策定しました。「子どもの貧困対策の推進に関する法律(子どもの貧困対策法)」は、令和元年9月の「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行による、区市町村計画策定の努力義務化を経て、令和6年6月に「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」と改められています。

本町でも、こうした動きを受け、こどもと子育て家庭に最も身近な地域の取組の方向性を示していくことが求められています。

第2節 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」への改定、「子供の貧困対策に関する大綱」の制定など、子どもの貧困への社会的な支援がより大きく取り組まれるようになってきています。

子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することなく、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現に向け、本町の未来を支える子どもの成長を応援するための総合的な政策方針として、「白石町子どもの未来応援計画」を策定します。

2. 計画策定の位置づけ

「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条に基づく計画であるとともに、「白石町子ども・子育て支援事業計画」との関連性を踏まえ、関連施策を連動させ、一体的に推進していくものとします。

また、「白石町総合計画」、「白石町地域福祉計画」に定めた政策理念のもと、教育、保健などと連携しながら、子どもの最善の利益を実現する計画とします。

3. 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とします。ただし、社会状況の変化や法整備の状況等により、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。

第3節 こどもを取り巻く状況

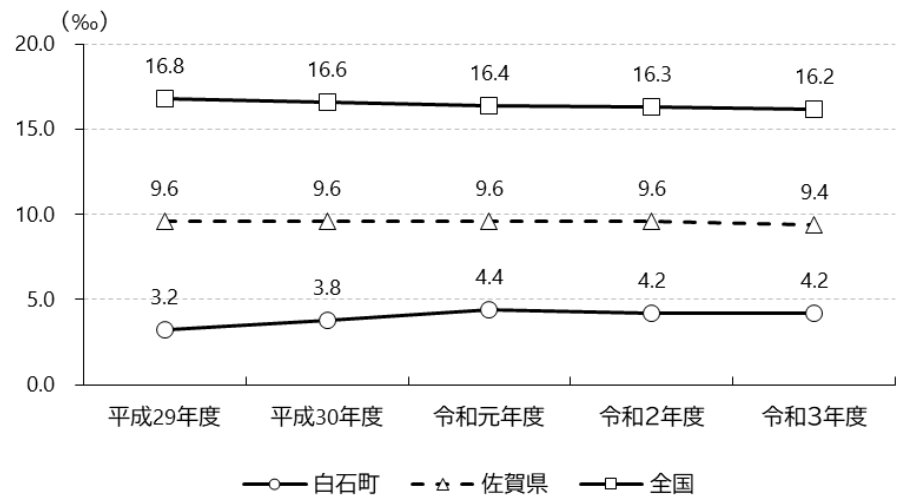
1. 統計データからみたこどもを取り巻く状況

①生活保護の状況

本町における保護率(人口千人に対する生活保護を受けている人数)は、全国や佐賀県と比較すると低くなっており、横ばいで推移しています。また、被生活保護世帯数、被生活保護世帯人数も同様に横ばいで推移しています。

生活保護に関する指標の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
被生活保護世帯数(世帯)	63	75	85	81	83
被生活保護世帯人数(人)	75	87	97	92	92
保護率(‰)	3.2	3.8	4.4	4.2	4.2
保護率(佐賀県)(‰)	9.6	9.6	9.6	9.6	9.4
保護率(全国)(‰)	16.8	16.6	16.4	16.3	16.2

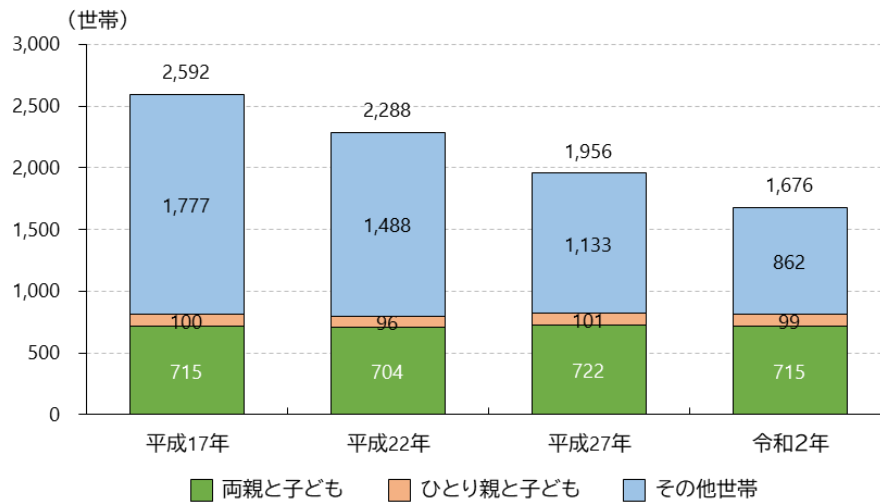


資料:佐賀県統計年鑑(白石町、佐賀県)、被保護者調査(全国)

②ひとり親家庭の状況

世帯数が減少している中で、ひとり親と子どもの世帯は、増減があるものの横ばいで推移し、令和2年は99世帯となっています。

18歳未満世帯員のいる世帯類型の推移



資料：国勢調査

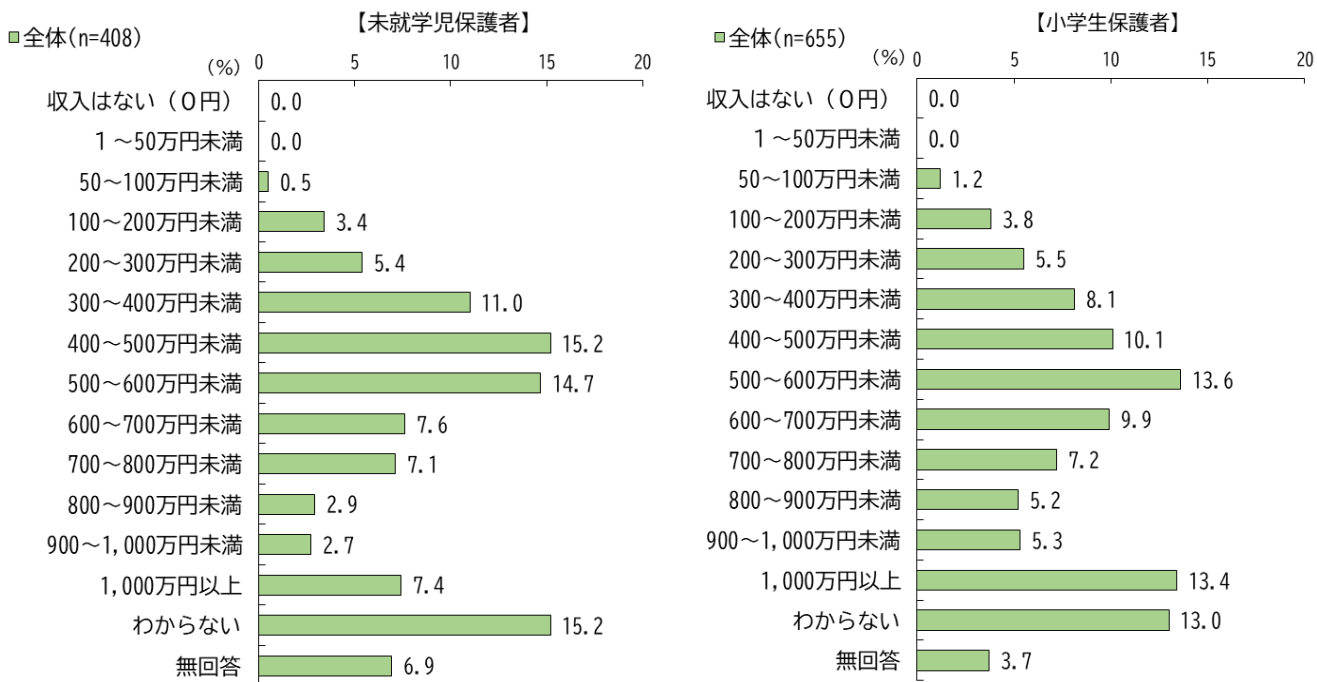
2. アンケート結果からみたこどもを取り巻く状況

①調査の概要

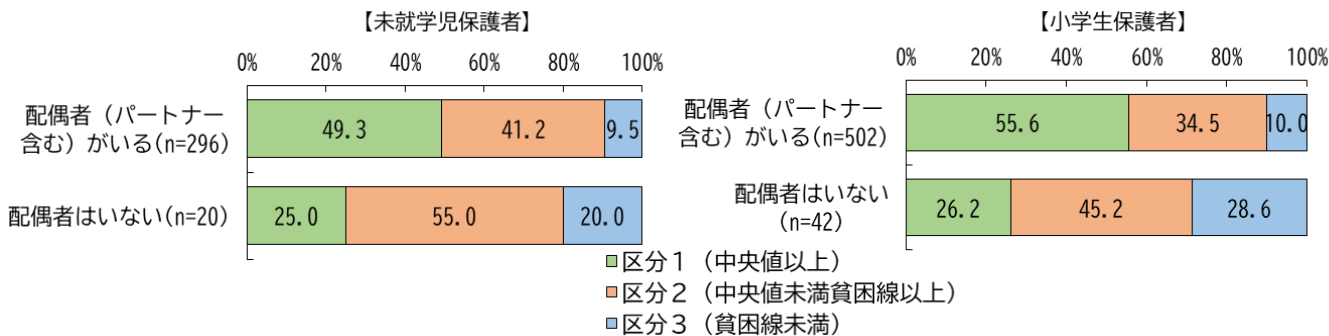
以下、調査の目的、概要等は19ページの「第3期子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査」と同様です。

②調査結果の概要

年収



配偶者の有無別・等価世帯収入による分類結果



◆算出方法

世帯人員・年収の回答結果から簡易的に分類を行いました。

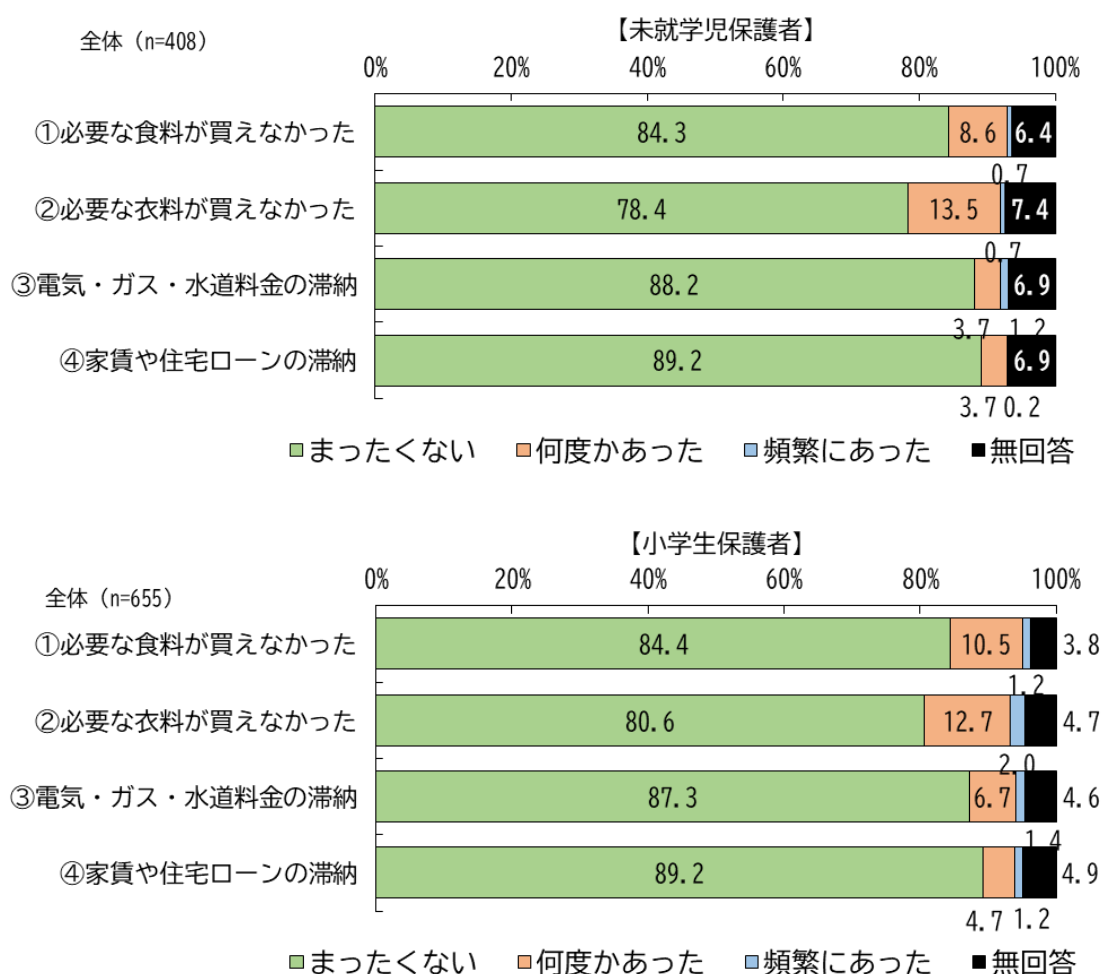
- ① 年収に関する回答の各選択肢の階級値(階級の間値)をその世帯の収入の値とします。例: 年収 300～400 万円未満では 350 万円とします(なお、1,000 万円以上は 1,050 万円)。
- ② ①の値を世帯人員の人数の平方根で除します(等価世帯収入)。
- ③ ②で算出した値の中央値を求め、その中央値の2分の1を「貧困線」として、中央値以上を区分1、中央値未満貧困線以上を区分2、貧困線未満を区分3として分類しました。

<経済的な状況について>

未就学児保護者は、『経験があった』（「何度かあった」と「頻繁にあった」の合計）と回答する割合は、「②必要な衣料が買えなかった」で14.2%と最も高く、次いで「①必要な食料が買えなかった」（9.3%）、「③電気・ガス・水道料金の滞納」（4.9%）、「④家賃や住宅ローンの滞納」（3.9%）となっています。

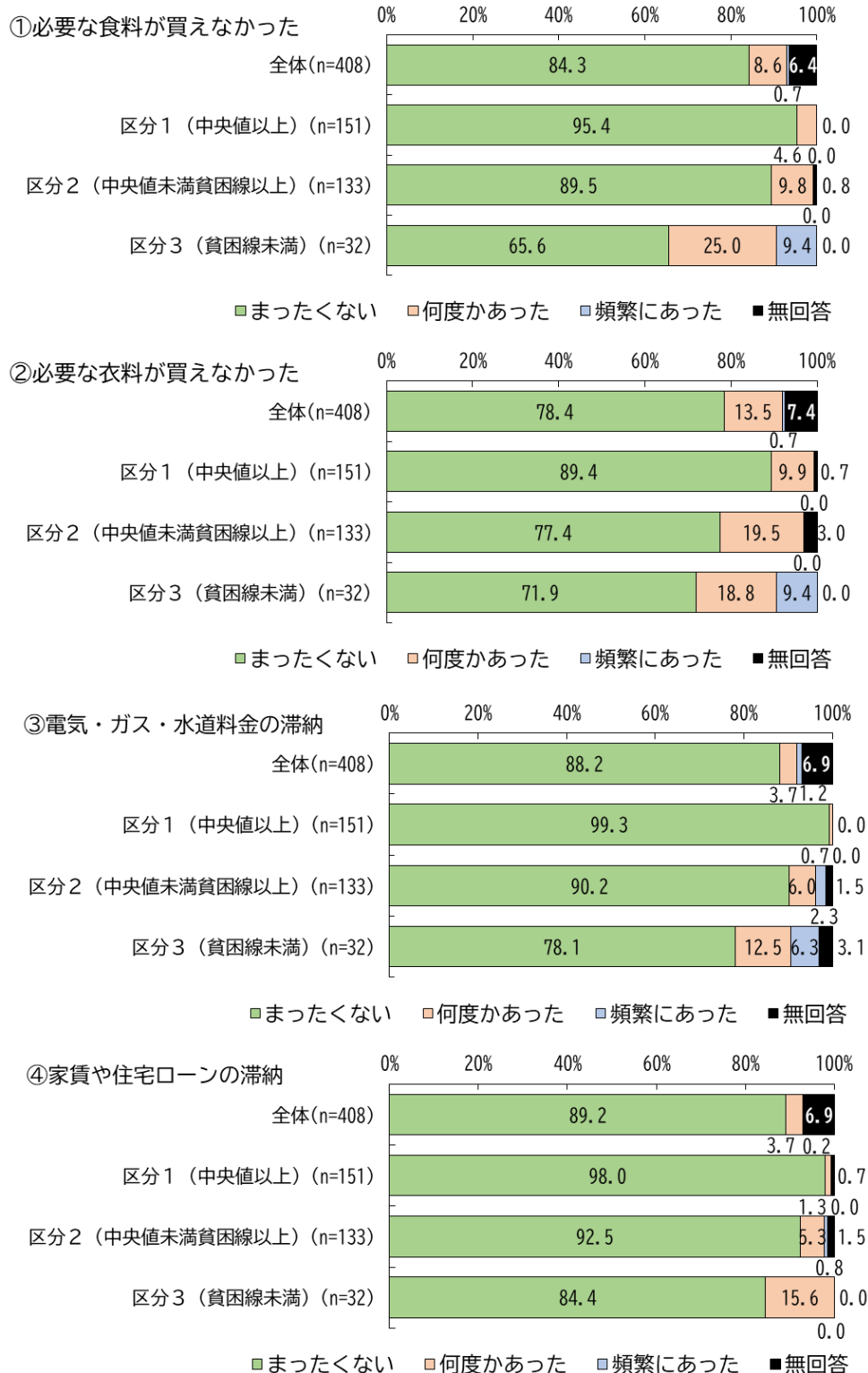
小学生保護者は『経験があった』と回答する割合は、「②必要な衣料が買えなかった」で14.7%と最も高く、次いで「①必要な食料が買えなかった」（11.7%）、「③電気・ガス・水道料金の滞納」（8.1%）、「④家賃や住宅ローンの滞納」（5.9%）となっています。

経済的な状況について



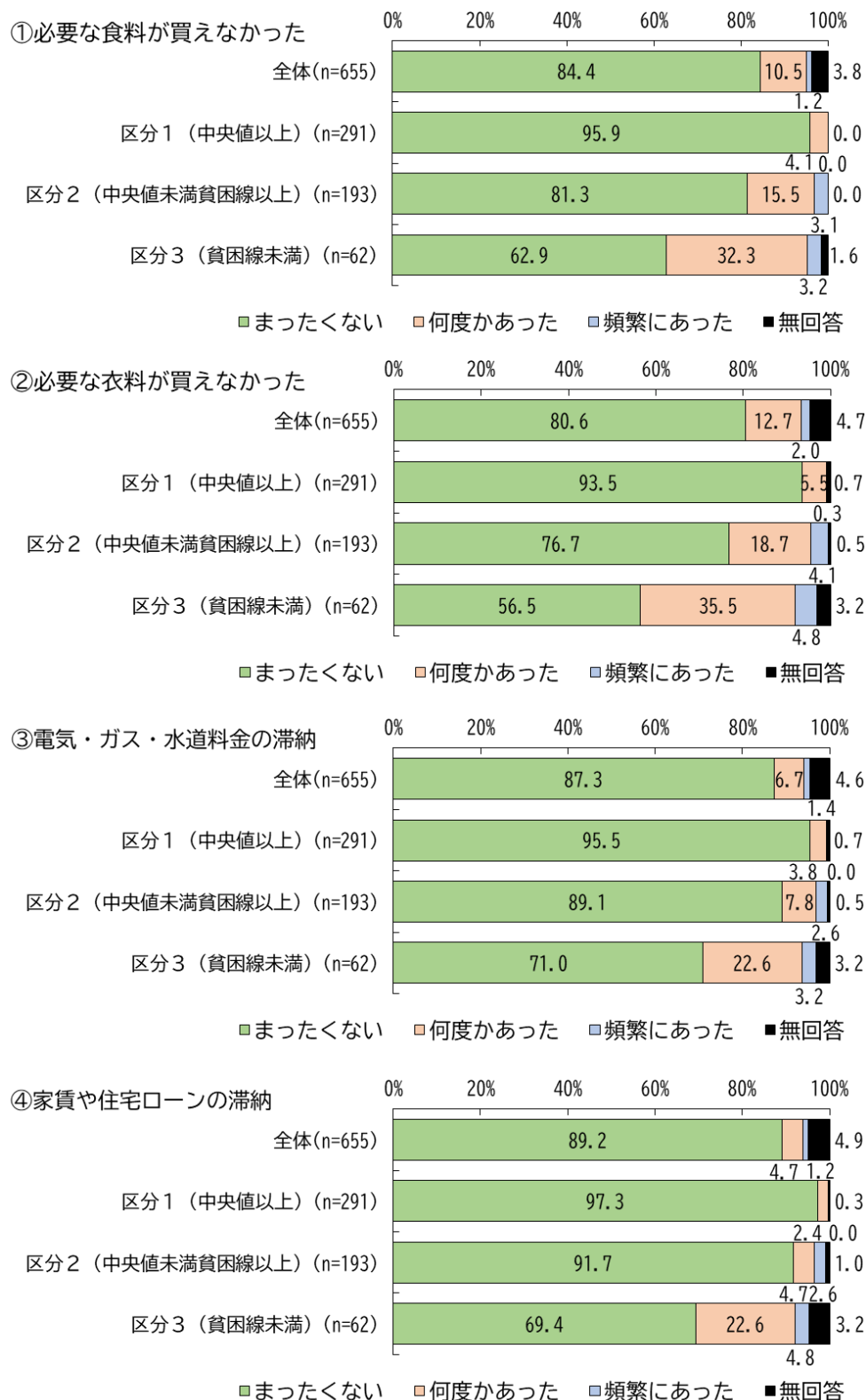
未就学児保護者の等価世帯収入区分別では、「区分3(貧困線未満)」の傾向をみると、『経験があった』の割合は、「①必要な食料が買えなかった」で34.4%と最も高く、次いで「②必要な衣料が買えなかった」(28.2%)、「③電気・ガス・水道料金の滞納」(18.8%)、「④家賃や住宅ローンの滞納」(15.6%)となっています。

等価世帯収入区分別/経済的な状況について（未就学児保護者）



小学生保護者の等価世帯収入区分別では、「区分3（貧困線未満）」の傾向をみると、『経験があった』の割合は、「②必要な衣料が買えなかった」で40.3%と最も高く、次いで「①必要な食料が買えなかった」（35.5%）、「④家賃や住宅ローンの滞納」（27.4%）、「③電気・ガス・水道料金の滞納」（25.8%）、となっています。

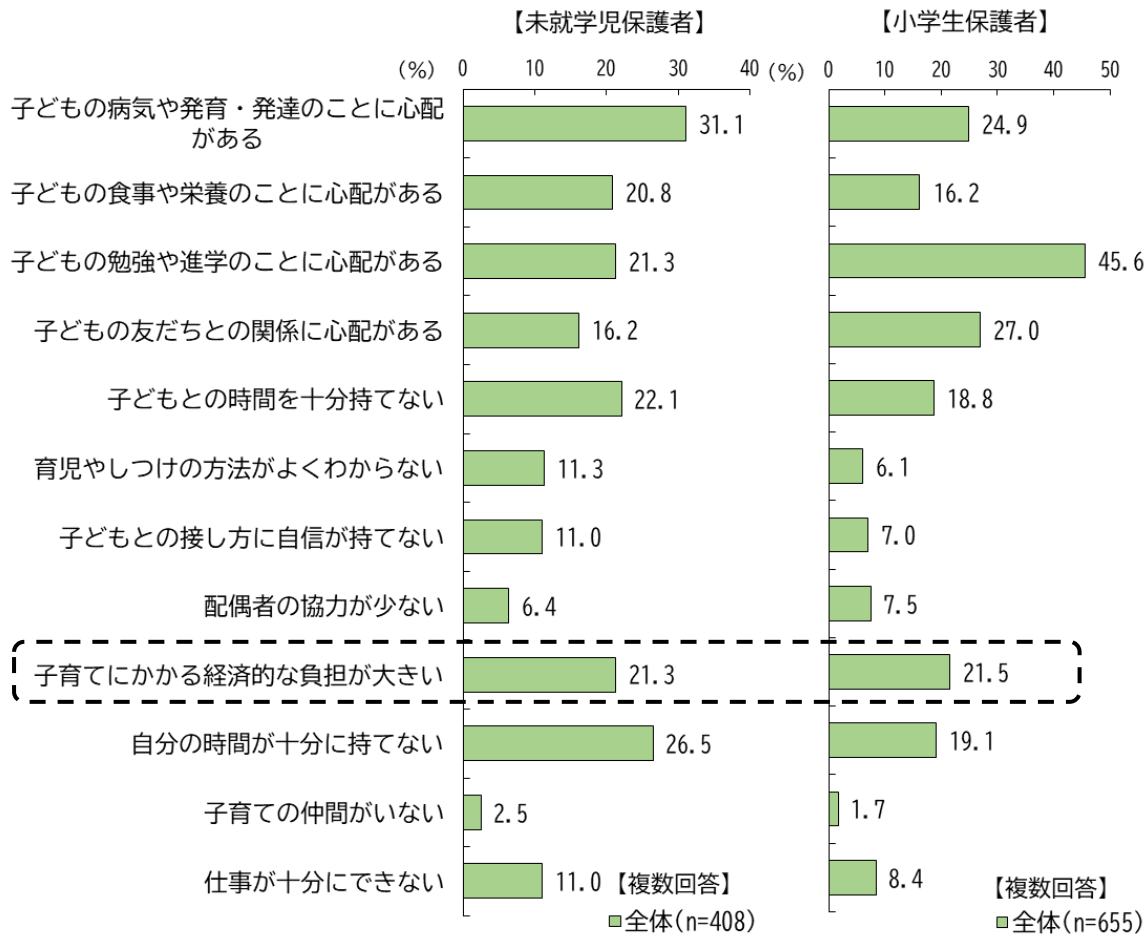
等価世帯収入区分別/経済的な状況について（小学生保護者）



<子育ての悩みについて>

未就学児保護者は、「子育てにかかる経済的な負担が大きい」は21.3%、小学生保護者は21.5%と同程度となっています。

子育ての悩みについて



3. 白石町の貧困対策の課題

統計データやアンケート結果から、白石町の貧困対策として、以下の課題が読み取れます。

(1) 自立した生活への支援

本町では、被生活保護世帯数、被生活保護世帯人数ともに横ばいとなっており、保護率も依然として全国や佐賀県よりも低い状態が続いています。しかし、アンケート結果から、貧困世帯とみられる貧困線未満の人、中央値未満の人は配偶者がいない家庭で多いことがわかっており、経済的な理由により、家族が必要とする食料を買えなかったことや、必要な衣料が買えなかったことが「何度かあった」と回答している人はそういった世帯で多くなっています。こうしたことから、生活に困りごとを抱えている世帯が悩みを相談しやすい環境を整え、それぞれの世帯に合わせた支援を行い、自立した生活に向けて継続的かつ横断的な対応を行っていく必要があります。

(2) 経済的な面からの支援

アンケート結果から、子育ての悩みについて「子育てにかかる経済的な負担が大きい」と回答した人が未就学児童保護者、小学生保護者ともに約2割となっており、支援を必要とする世帯が一定数あることがわかります。支援を必要とする世帯が適切な支援を受けられるように、事業の周知方法の工夫や、相談窓口から支援につなげられる連携体制の維持に努め、生活困窮世帯の家庭状況の安定化を通じてこどもが健やかに成長していけるよう、支援の普及を図っていく必要があります。

(3) こどもに対する支援

こどもの意見聴取として行ったアンケート結果によると、白石町での居住希望について「進学や就職で一旦離れても、いつかは白石町に戻って住みたい」という回答が小学生・中学生のいずれにおいても4割台となっており、理由として他県、他市町での進学、就業を希望する意見があがっています。生まれ育った環境に左右されることなく、住み慣れた地域で力強い生活力を身につけられるよう、こどもに対する学習支援や体験活動の場の提供などの支援を行うとともに、地元に着着を持てる教育の支援、地元での活躍の場の提供などの支援をしていく必要があります。

4. 重点施策

佐賀県では、安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境の整備を図るため、「子育てし大県“さが”プロジェクト」を推進し、様々な子育て支援策に取り組んでいます。

本町の「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進」に当たっては、これらの関連施策を連動させ一体的に推進していくことにより、効果的な施策展開を図り、貧困の連鎖を断つというこの計画独自の視点で課題の把握に努め、次の重点施策に取り組みます。

(1) 現在から将来にわたり希望の持てる教育支援

現在から将来にわたって、全てのこどもが生まれ育った環境に左右されることなく、質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限に伸ばして、自らの希望や夢の実現に向かって挑戦できるよう、幼少期からの教育・保育の環境を整備、充実させるとともに、困難を抱えているこどもやその家庭が必要としている支援を受けられるよう、相談体制を整えます。

(2) 安心できる生活の支援

生活困窮世帯では、経済的な問題だけではなく、心身の健康や家庭、人間関係など複雑で多様な課題を抱えていることが多くみられます。また、社会的に孤立しやすく、一層困難な状況に陥る可能性があります。このため、こどもが身体的にも、精神的にも安定した環境で生活を送れるよう、妊娠・出産期から切れ目のない総合的な相談・支援を行います。

(3) 安心を支える保護者に対する就労の支援

こどもが、周囲からの十分な関わりを受けて、安定した生活を営むためには、保護者が経済面でも精神面でもゆとりを持って生活することが重要です。そのためには、保護者が安定した就労状況のもとで、労働による一定の収入を得ることが必要となります。

また、親が働く姿をこどもに示すことは、こどもにとっては労働の価値や意味を学び、将来の就労意欲や自立心の向上を育むことができるなど、貧困の連鎖を断ち切ることにもつながる意義のあることです。

このため、生活困窮世帯の保護者などに対して、就労につながる相談支援の強化や就労に向けた支援を行い、就労の定着化、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進します。

(4) 安心を守る経済的支援

子どもの貧困率の上昇が落ちついた状況にある中、ひとり親家庭などの生活困窮世帯にとって、経済的支援は、家庭生活の基礎を下支えする重要なものです。このため、それぞれの家庭の条件に合わせ、最低限の安定した経済基盤を保つことができ、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、様々な公的な支援を活用しながら支援を行います。

5. 施策体系

本町では、重点施策を中心に、以下の施策体系で事業を推進します。

1	将来に希望の持てる教育支援
	(1)「学校」をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開
	①学校教育による学力保障
	・放課後等補充学習支援事業(中学校対象)
	・学校教育支援員配置
	②学校を窓口とした福祉関連機関等との連携
	・学校と福祉部局の連携整備
	③地域による学習支援
	・ひとり親家庭等児童学習支援(佐賀県)
	・地域における子どもの居場所づくり支援
	④高等学校等における就学継続のための支援
	・白石町育英資金貸付
	(2)貧困の連鎖を防ぐための幼児教育に係る経済的負担の軽減及び幼児教育の質の向上
	①貧困の連鎖を防ぐための幼児教育に係る経済的負担の軽減及び幼児教育の質の向上
	・保育料の負担軽減
	・幼児教育・保育の無償化
	(3)就学支援の充実
	①義務教育段階の就学支援の充実
	・就学援助(準要保護)
	・給食費の無償化(小学6年生、中学3年生)
	・白石町小中学生適応教室設置
	・スクールカウンセラーの配置
	・スクールソーシャルワーカーの配置
	②奨学のための給付金などによる経済的負担の軽減
	・白石町育英資金貸付(再掲)
	③特別支援教育に関する支援の充実
	・特別支援教育就学奨励費
	・学校教育支援員配置(再掲)
	(4)生活困窮世帯等への学習支援
	①生活困窮世帯等への学習支援
	・ひとり親家庭等児童学習支援(佐賀県)(再掲)
	・地域における子どもの居場所づくり支援(再掲)
	(5)その他の教育支援
	①子どもの食事・栄養状態の確保
	・学校食育推進事業
	②多様な体験活動の機会の提供
	・学校運営協議会(コミュニティ・スクール)
	・放課後子ども教室
	③その他
	・白石町青少年育成町民会議
2	安心できる生活の支援
	(1)保護者の生活支援
	①保護者の自立支援
	・生活困窮者自立支援事業
	・母子寡婦連合会
	・ひとり親家庭サポートセンター(佐賀県)
	・子育て世帯支援のため、相談会や研修会実施
	・療育支援事業(子育て相談の計画・実施)
	・養育支援訪問(養育支援の計画・実施・訪問)
	・しろいしゆめカフェの実施
	・地域子育てサークル支援

		②保育等の確保
		・学童保育事業
		・ショートステイ・トワイライトステイ事業
		・延長保育事業
		・一時預かり保育事業
		・ファミリー・サポート・センター事業
		・乳幼児健康支援一時預かり事業費(病児病後児保育)
		③保護者の健康確保
		・ひとり親家庭等医療費助成
		④母子生活支援施設等の活用
		・母子生活支援施設等の活用(佐賀県)
		(2)子どもの生活支援
		①食育の推進に関する支援
		・食育推進事業
		②ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもの居場所づくりに関する支援
		・ひとり親家庭等児童学習支援(佐賀県)(再掲)
		・地域における子どもの居場所づくり支援(再掲)
		・学童保育事業(再掲)
		(3)子どもの就労支援
		①困難を抱える子どもの就労支援
		・生活困窮者自立支援事業(再掲)
		(4)支援する人員の確保等
		①相談職員の資質向上
		・相談員の研修の充実
		(5)その他の生活支援
		①妊娠期からの切れ目のない支援等
		・虐待に関するネットワークの整備
		・虐待予防の取組の推進
		・妊娠、出産への健康づくり支援
		・出産準備教室(プレママ・プレパパ)実施
		・乳児家庭全戸訪問
		・乳幼児健診
		・発達に関する保育所等での指導、助言のため臨床心理士等による相談活動
		・ブックスタート事業
		・地域子育て支援拠点事業(ゆめてらす)
		・子育て世代包括支援センター
		・子ども家庭総合支援拠点の設置
3 安心を支える保護者に対する就労の支援		
①親の就労支援		
・生活困窮者自立支援事業(再掲)		
・ひとり親家庭サポートセンター(佐賀県)(再掲)		
4 安心を守る経済的支援		
① 児童扶養手当をはじめとした子育て世帯への経済的支援		
・児童扶養手当の支給(佐賀県)		
・特別児童扶養手当の支給(佐賀県)		
・児童手当の支給		
② 母子福祉資金貸付金等によるひとり親家庭への経済的支援		
・母子福祉資金貸付金等の貸付(佐賀県)		
・未婚者のみなし寡婦控除(保育料、町営住宅使用料)		
③医療費の助成など		
・子どもの医療費助成		
・ひとり親家庭等医療費助成(再掲)		
・予防接種事業費		

第7章 計画の推進体制

第1節 市町村等の責務

子ども・子育て支援法第3条では、「市町村の責務」として以下の3点について定め、「量の確保」と「質の改善」などに取り組む必要があるとしています。

また、法では「事業主の責務」や「国民の責務」についても定めています。

市町村の責務
・子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。 ・子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。 ・子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。
事業主の責務
・事業主は、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより当該労働者の子育て支援に努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。
国民の責務
・国民は、子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

第2節 計画の推進に向けた役割

本計画を着実に推進するためには、法で定める責務を果たすだけでなく、町民一人ひとりが、地域全体で子どもと子育て中の世帯への支援の必要性等について深く理解し、自らの問題として主体的に取り組む必要があります。

そのため、佐賀県や本町はもとより、家庭や地域、幼稚園、保育所、学校、企業等がその機能に応じた役割を果たすとともに、相互に連携していくことが求められています。

1. 行政の役割

本町は、子育て支援の重要な役割を担うものであることから、本計画に基づく全ての事項を総合的かつ計画的に推進します。また、個々の施策は、それぞれの担当部局が主体的に実施することから、この計画の推進には、多様な行政サービスの総合的な展開を図ります。

また、こども及びその保護者が、必要とするサービスを円滑に利用できるよう、必要な支援を行うとともに、良質で適切な教育・保育等の子ども・子育て支援が総合的、効率的に提供されるよう、提供体制の確保に努めます。

2. 家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもと、家庭がこどもの人格形成、基本的生活習慣の確立にとって重要な役割と責任を持っていることを認識することが必要です。この認識に基づき、こどもとのスキンシップを深め、明るい家庭を築くとともに、こどもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが重要です。

また、家庭において女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないように、家庭が協力して子育てを進めることが重要です。

3. 地域社会の役割

こどもは地域社会の中で社会性を身につけて成長していくことから、地域社会は、家庭環境、心身の障害の有無、国籍等に関わらず、全てのこどもが、地域の人々との交流を通して健全に成長できるようにサポートすることが必要です。

また、こども及びその保護者が、積極的に地域活動に参加するよう促します。さらに、町民一人ひとりには地域を構成する一員であるという自覚を持ち、できる範囲で地域における子育て支援活動に参画するよう促します。

4. 企業・職場の役割

働いている全ての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれるような多彩な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や、固定的な性別役割分担意識等を解消し、働きやすい職場環境をつくることが重要です。

このため、企業・職場自体が、そのような職場環境をつくるよう努めるとともに、働く人がそのような認識を深めることが大切です。

また、企業における社会貢献の一環として、それぞれの企業が持つノウハウを生かしながら地域活動に参画するよう促します。

5. 各種団体の役割

社会全体で子育て中の家庭を支え、こどもの「自ら育もうとする力」を伸ばすためには、行政だけではなく地域社会で活動している多くの団体が、行政や町民と連携し、互いに補いながらこどもの健全な成長を支援することが必要です。

第3節 計画の推進に向けた3つの連携

本計画の実現に向けては、良質で適切な教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、関係者は次に掲げる相互の連携及び協働を図り、総合的な体制のもとに子ども・子育て支援事業を推進することを目指します。

1. 白石町内における関係者の連携と協働

良質で適切な教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するため、地域の実情に応じて計画的に基盤整備を行うに当たり、教育・保育施設、地域型保育事業を行う者、その他の子ども・子育て支援を行う者等が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めていくこととします。

また、妊娠・出産期からの健診等の事業をスタートとして、こどものライフステージに応じた切れ目のないサービスの提供と、関係機関等が情報共有して支援ができることが重要となります。

そのため、特に、教育・保育施設である認定こども園、幼稚園及び保育所においては、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担うとともに、地域型保育事業を行う者及び地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要に応じてこれらの者への保育の提供等に関する支援を行うことが重要となることから、円滑な連携が可能となるよう、積極的に関与していきます。

2. 近隣市町との連携と協働

子ども・子育て支援の実施に当たり、地域の資源を有効に活用するため、地域の実情に応じ、必要に応じて近隣市町と連携、共同して事業を実施するなどの広域的取組を推進することが必要となります。

そのため、町民が希望するサービスを利用できるよう、近隣市町と連携を図り、迅速な対応ができる体制づくりを行います。特に、市町域を超えたサービスの利用や、複数の市町に居住する子どもが利用することが見込まれる事業など、個々のサービスの特性に留意して必要な連携と協働を行っていきます。

3. 国・佐賀県との連携、関係部局間の連携と協働

子ども・子育て支援新制度により、認定こども園、幼稚園及び保育所を通じた共通の給付が創設されるとともに、幼保連携型認定こども園の認可及び指導監督が一本化されました。

そのため、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を一元的に行うとともに、子育て支援に関係する全ての事業の一体的な提供や、家庭教育の支援施策を行う本町の関係各課との密接な連携を図ることが重要となります。

また、子ども・子育て支援新制度の総合的かつ効率的な推進を図るため、円滑な事務の実施が可能な体制を整備します。

さらに、近隣市町間の連携を図る上では、必要に応じて佐賀県が広域調整を行うこととなっていることから、国・佐賀県との連携を図り、恒常的な情報交換と必要な支援を受けることで、円滑な事業展開を図ります。

資料編

1 策定経過

年月日	内容
令和6年2月	第3期子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査、こども計画策定のためのこども・若者の意識と生活に関する調査の実施
8月7日	第1回会議 ・白石町こども計画の概要について ・子ども、若者への意見聴取の手法について ・その他
10月30日	第2回会議 ・白石町こども計画(案)について ・子どもの意見聴取内容等について ・その他
11月11日～11月29日	小中学生への意見聴取(アンケート)
12月25日	第3回会議 ・白石町こども計画(素案)について
令和7年1月14日～2月5日	パブリックコメント
2月20日	第4回会議 ・意見公募(パブリックコメント)の結果について
3月25日	第5回会議 ・子ども・子育て支援事業の報告 ・子どもの未来応援計画の報告 ・白石町こども計画(第3期)最終案について

2 白石町子ども・子育て会議条例

白石町条例第21号

白石町子ども・子育て会議条例

平成25年10月4日

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。次条第2項において「法」という。)

第72条第1項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、白石町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(組織)

第2条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 会議の委員は、次に掲げる者のうちから、町長が任命する。

(1)子どもの保護者(法第6条第1項に規定する子どもの保護者(同条第2項に規定する保護者をいう。)をいう。)

(2)事業主を代表する者

(3)労働者を代表する者

(4)子ども・子育て支援(法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下この項において同じ。)に関する事業に従事する者

(5)子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(6)その他町長が適当と認める者

(委員の任期)

第3条 会議の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、保健福祉課において処理する。

(会議の運営)

第7条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(白石町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 白石町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年白石町条例第38号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

3 白石町子ども・子育て会議委員名簿

敬称略(令和7年4月1日現在)

氏名	団体・役職	分野	備考
北村 喜久次 下平 博明	白石町教育委員会教育長	教育関係	◎会長 下平会長は 令和7年2月17日から
中武 友子	白石町立六角小学校長	学校教育	
川崎 洋子	元白石町立保育園園長	学識経験者	○副会長
江藤 静香	ありあけ幼稚園園長	幼児教育	
指山 健次郎	有明ふたば保育園園長	保育	
田島 千鶴子	主任児童委員	主任児童委員	
小池 茂徳	介護老人保健施設「白い石」総括本部長	事業主代表	
溝口 京子	育児サークル「あいあい」代表	子育て支援当事者	
浦霧 慶哉	高等学校	保護者	
大串 智子	小学校	保護者	
川崎 恵	保育園	保護者	
淵上 千佳子	白石町子育て支援センター長	労働者代表	
大串 久子	保育士	労働者代表	
百武 美恵子	白石町学童支援員	労働者代表	
中村 秀子 吉岡 正博	白石町議会議員	文教厚生常任委員	吉岡委員は 令和7年2月17日から

※任期:令和6年3月1日～令和8年2月28日

上記委員は白石町子どもの未来応援会議の委員も兼ねる

白石町こども計画(第3期)
(白石町子どもの未来応援計画)

令和7年3月

発行・編集 白石町 保健福祉課 こども未来係

〒849-1192 佐賀県杵島郡白石町大字福田 1247 番地 1

TEL:0952-84-7116

FAX:0952-84-6611
